

# 阿見町議会会議録

平成30年第4回定例会

(平成30年12月4日～12月18日)

阿見町議会

## 平成30年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1 3
◎会期日程	1 4
◎第1号（12月4日）	1 7
○出席，欠席議員	1 7
○出席説明員及び会議書記	1 7
○議事日程第1号	1 9
○開 会	2 0
・会議録署名議員の指名	2 0
・会期の決定	2 0
・諸般の報告	2 1
・常任委員会所管事務調査報告	2 2
・議員派遣報告	2 7
・議案第98号から議案第99号（上程，説明，質疑，討論，採決）	3 0
・議案第100号から議案第104号（上程，説明，質疑，委員会付託）	3 3
・議案第105号から議案第111号（上程，説明，質疑，委員会付託）	3 5
・議案第112号（上程，説明，採決）	4 2
○散 会	4 3
◎第2号（12月5日）	4 5
○出席，欠席議員	4 5
○出席説明員及び会議書記	4 5
○議事日程第2号	4 7
○一般質問通告事項一覧	4 8
○開 議	4 9
・一般質問	4 9
永井 義一	4 9
平岡 博	5 5
海野 隆	6 5
難波千香子	8 6
紙井 和美	1 1 1

○散 会	1 2 6
◎第 3 号（1 2 月 6 日）	1 2 7
○出席，欠席議員	1 2 7
○出席説明員及び会議書記	1 2 7
○議事日程第 3 号	1 2 9
○一般質問通告事項一覧	1 3 0
○開 議	1 3 1
・一般質問	1 3 1
川畑 秀慈	1 3 1
倉持 松雄	1 4 7
柴原 成一	1 7 0
栗原 宜行	1 7 8
久保谷 充	2 0 1
・休会の件	2 1 4
○散 会	2 1 4
◎第 4 号（1 2 月 1 8 日）	2 1 7
○出席，欠席議員	2 1 7
○出席説明員及び会議書記	2 1 7
○議事日程第 4 号	2 1 9
○開 議	2 2 0
・議案第 1 0 0 号から議案第 1 0 4 号（委員長報告，討論，採決）	2 2 0
・議案第 1 0 5 号から議案第 1 1 1 号（委員長報告，討論，採決）	2 2 2
・議員派遣の件	2 2 7
・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査	2 2 8
○閉 会	2 2 8

## 第 4 回 定例会

阿見町告示第232号

平成30年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月22日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 平成30年12月4日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成30年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	12月4日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	12月5日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（5名）</li> </ul>
第3日	12月6日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（5名）</li> </ul>
第4日	12月7日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務（議案審査）</li> </ul>
			午後2時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生教育（議案審査）</li> </ul>
第5日	12月8日	(土)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第6日	12月9日	(日)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第7日	12月10日	(月)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業建設（議案審査）</li> </ul>
第8日	12月11日	(火)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第9日	12月12日	(水)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第10日	12月13日	(木)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	12月14日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	12月15日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	12月16日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	12月17日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	12月18日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告</li> <li>・討論</li> <li>・採決</li> <li>・閉会</li> </ul>

第 1 号

[ 12 月 4 日 ]

## 平成30年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成30年12月4日（第1日）

### ○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
高齢者福祉課長	湯原勝行君
国保年金課長	小林俊英君
都市計画課長	菊池彰君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	柴山義一君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成30年12月4日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議員派遣報告
- 日程第6 議案第98号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度阿見町一般会計補正予算（第3号））
- 議案第99号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 議案第100号 阿見町介護保険条例の一部改正について
- 議案第101号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第102号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第103号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 議案第104号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第105号 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第106号 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第107号 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第108号 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第109号 平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第110号 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第111号 平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第112号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成30年第4回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名で定足数にいたしておりますので、会議は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

---

会議録署名議員の指名について

○議長（吉田憲市君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、

3番 井田真一君

4番 高野好央君

を指名いたします。

---

会期の決定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る11月27日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長柴原成一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（柴原成一君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成30年第4回定例会につきましては、去る11月27日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から12月18日までの15日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、12月5日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

3日目、12月6日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

4日目、12月7日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委

員会。

5日目から6日目までは、休会で議案調査。

7日目、12月10日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から14日目までは、休会で議案調査。

15日目、12月18日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会としましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（吉田憲市君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月18日までの15日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの15日間と決定をいたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第98号から議案第112号、以上15件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、要望書、一般社団法人茨城県建築士事務所協会、要望書、公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会、公益社団法人阿見町シルバー人材センター及び陳情書、茨城県医療労働組合連合会の3件であります。内容は、お手元に配付した参考資料のとおりでございます。

次に、監査委員から平成30年9月分から平成30年10月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので御報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりでございます。

次に、平成30年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、12月3日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 常任委員会所管事務調査報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では、閉会中における事務調査を実施いたしました。そこで委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。

それでは、民生教育常任委員会所管事務調査の報告を行います。

民生教育常任委員会では、平成30年11月15日から11月16日までの日程で、兵庫県篠山市にある篠山チルドレンズミュージアムと兵庫県神戸市にある北野工房のまちへ視察に行っていました。

民生教育常任委員会6名、生涯学習課長武井課長、議会事務局から1名の8名の参加でありました。

現在、町では学校再編計画が実施され、今年度4月から吉原小、実穀小が廃校となりました。その跡地利活用についてはいろいろな議論があり、また、近隣の市や町でも多種多様なことが実施されております。当町としてどのように利用していくことが一番望ましいのか、そのような観点から今回の視察を計画いたしました。

まず11月15日に視察研修を行いました篠山チルドレンズミュージアムは、平成10年3月に閉校となった旧多紀中学校を利活用した体験型学習交流施設で、創造性豊かな人づくり、そして、子供たちの生きる力を育む拠点づくりを基本理念に、子供たちの学習体験など子供たちを中心とした多世代の幅広い人々が恒常的に交流する施設づくりが図られていました。

開設当初は市直営でありましたが、現在は指定管理者による運営となっており、株式会社ドリームアウェイ様が運営されております。市からの指定管理料は年間1,400万円出ているものの、施設の老朽化による改修費や人件費、運営費として決して楽ではない状況だそうです。

そのような中で、経費削減などはもちろん、重点を置いたのは地域との連携だそうです。地元のニーズをつかみ、休日は子供たちのための施設でありながら、平日は歌声喫茶や芝生を利用したグランドゴルフなど、高齢者も楽しめる事業を増やし、地域の祭りや地元農家さんによるマルシェの開催など、地域との連携にも取り組まれているとのことでした。現在では放課後児童クラブも運営されており、地元に基づいたすばらしい取り組みを拝見させていただきました。

た。

視察当日は市長選挙と住民投票の投票期間でしたが、大変お忙しい中にもかかわらず御対応いただきました篠山市議会議長の森本富夫議長様初め、株式会社ドリームアウェイ代表取締役吉田様、篠山チルドレンズミュージアム館長垣内様、篠山市役所担当課の職員の方々へ改めて御礼を申し上げます。

次に、11月16日に視察研修を行いました北野工房のまちは、平成8年3月に廃校となった旧北野小学校を利活用した体験型観光施設で、地域コミュニティの場としての利活用、平成7年に起きた阪神淡路大震災からの地場産業、観光産業の復興を図るための施設としての利活用、北野地区の周辺環境改善などの視点からつくられた施設だそうです。

校舎の1階には、神戸のスイーツや土産物を取りそろえた店舗が並び、2階には小さな子供や家族連れなど誰でも楽しめる60種類以上の手づくり体験ができる工房やアクセサリ、雑貨の店が並んでいます。そして、3階には、地元の方は無料で利用できる講堂があり、ミニコンサートや展示会、発表会、卒業生の同窓会などに使用されていました。

また、旧運動場はアスファルト舗装され、観光バスなどの大型車両、観光客の車両などの駐車スペースとなっており、プール跡地は、地下は防火水槽として、上部は蓋をして市民公園として利活用されていました。

開設当時は、市の第3セクターである財団法人神戸市都市整備公社がマスターリース事業者として管理運営を行っていましたが、平成25年10月から、公募により選定した現事業者である株式会社サウンドプラン様が管理運営を行っているそうです。事業者は、テナント賃料、駐車料金などで管理運営を行い、市は、土地建物にかかる賃料を事業者から徴収するシステムとなっていました。

現在では年間100万人を超える来館者数となっており、北野地区のみならず、神戸観光の一つの拠点となっているそうです。

今後も体験工房の充実や魅力ある商品の提供など、繰り返し訪れてもらえるような施設運営を目指しているとのことでした。

神戸ブランドの情報発信、ものづくり職人の技術などのPR、職人の啓蒙と後継者の育成を目的とした地場産業振興、ベンチャー企業支援を目的としたベンチャー育成、バス駐車場の設置などによる観光客誘致を目的とした観光振興、地域環境の改善、地域コミュニティ形成を目的とした地域振興と行政と民間企業、そして、地元が一体となったすばらしい取り組みを拝見させていただきました。

視察当日はお忙しい中、受け入れ、御対応いただきました神戸市役所経済観光局経済部ファッション産業課森岡様、北野工房のまち運営事業者であります株式会社サウンドプラン北野工

房のまち館長宇都宮様に御礼を申し上げます。

今回の施設で学んだことは、それぞれの置かれている環境によってさまざまな利用の仕方が考えられるということです。どちらの運営者の方にもこちらの環境を話すと、年間330万余人が訪れるところは全国的にもそんなにはない。その近くにある廃校、何かおもしろい仕掛けができそうですね、そんな話をしてくれました。たくさんの議論をして、素晴らしい利活用の方法を見つけたいと思っております。

以上、民生教育常任委員会の視察報告といたします。

○議長（吉田憲市君） ただいま17番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は18名です。

次に、産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） おはようございます。

産業建設常任委員会所管事務調査の報告をしたいと思います。

産業建設常任委員会では、平成30年11月8日、9日の両日、農産物加工場の取り組みを学ぶために、委員6名、産業建設部長、議会事務局1名で地元産農産物による加工販売を行っている矢沢加工所企業組合及び農産物加工場の貸し出しに取り組む長野県塩尻市での視察研修を行ってきました。

1日目の矢沢加工所企業組合は、長野県塩尻市の山間部付近に位置し、昭和58年遊休農地の活用や農業技術の確立のために矢沢会が設立されて以来、本当においしいものを消費者に届けることを一番に考え、努力されたとのこと。

トラックでの移動販売、各地イベントに参加するなどさまざまな活動を通し、平成16年に安心、安全、信頼の製品をより多くの方に届けたいという思いから、地元農家の主婦7名により企業組合を立ち上げ、長野オリンピックで使用された事務所を購入し、矢沢加工所を設立しました。現在、3種類の加工品を製造、販売しています。

まず、ジャム・ソースは、地元農園でつくられたリンゴやブドウなどの果物から、さらに厳選されたものだけを使用し、1つ1つ丁寧に煮詰められています。

次に、ジュースは、果物本来の搾りたてのみずみずしさが特徴の特製ジュースになり、濃厚かつすっきりとしたのど越しを楽しむことができます。

次に、無添加みそは、みそづくりは体力勝負となりますが、自家製米こうじを用いることで栄養価のバランスのとれた本来のみそを味わうことができます。今までの県内外からの発注実績が評価され、長野県知事から表彰されるなどの功績を残しているとのこと。手づくり、無着色・無香料、地元素材の3つのこだわりを持ち、また、製品にプライドを持つことで消費

者への安心で安全な製品を届けることを心がけているとのことです。

ただ、組合員も高齢となり体力的にも衰えを感じていることから、今は後継者問題が喫緊の課題とのことです。このため、現在は若いパートさん3名が組合員とともに作業をされているとのことです。

そのほか、ジャムやジュース、みその加工所を見学することができ、塩原理事長や組合員の皆さんなどから懇切丁寧な説明を受けることができ、大変参考になる研修となりました。

2日目の塩尻市は、松本盆地の南端、長野県のほぼ中央に位置し、市内には信濃川水系の奈良井川と田川、天竜川水系の小野川が流下しています。総面積約290平方キロメートルのうち、75%が山林で占められ、古くから交通の要所となっています。

人口は、平成27年国勢調査では6万7,500人となっています。

産業面で見ると、農業は都市近郊の利を活かして野菜と果樹の生産団地が形成され、レタスを中心に豊富な種類の野菜が栽培されています。また、果樹はブドウ、リンゴ、ナシ等が栽培され、特にブドウを原料とするワインの醸造は130年の歴史があり、国際的にも高い評価を受けています。

観光面では、奈良井宿などには400年以上の伝統を誇る宿場町があり、年間で約62万人の観光客が訪れます。

塩尻市は、地元特産の農産物を活かした農産物加工場の取り組みを進めています。農産物加工施設は、以前、長野県農村婦人の家という加工施設で市民団体がみそとジュースの加工を行っていましたが、平成17年度閉鎖しています。

このため、そこを使用していた市民団体から代替施設整備の要望があり、平成13年に廃園した旧上柿沢保育園が遊休施設として残っていたことから、一部を改修し、加工所を開設したとのことです。

機械器具は、閉鎖した県施設から一部使用可能な製品を無償で譲り受けました。足りない器具等については、補助金を活用したり、市費により新規に購入して加工施設に設置しているとのことです。

当初の設置費用は、維持管理費は設置工事で約2,560万円、設計委託料で84万円、管理委託料で55万6,000円、備品購入費で819万円、その他消耗品で18万4,000円となっています。

備品は、攪拌混合機や大型ジューサー、ステンレスの釜、打杭機について県から無償で譲り受けています。

そのほか、みその加工では、圧力釜や米を蒸す機械、発酵機、作業台、みそをつくる機械があり、ジュースの加工では、瓶詰機や滅菌槽、温度計などがあります。いずれも市費もしくは補助金を活用して購入しているとのことです。

加工所の利用料は、1時間当たり、現在300円を徴収しています。その利用料は、年間で平成29年度は6万8,700円、利用日数では69日間、利用時間が237.5時間となっています。一部市民交流事業などの場合は、使用料を無料で使用していただいているとのことです。

市で運営する農産物加工所は、市民のコミュニティの場の提供として開放しているものであって営利を目的に行う施設ではないとのことです。営利目的ではないので、当然、保健所の許可は必要としていないとのことです。

設置運営に当たり、加工施設の利用を通して地元農産物の利用促進につながったこと、また、魅力再発見、取り組みを行うことによって市民交流、地域交流の場となっているとのことです。その反面、利用者の高齢化が農業者の高齢化と同じように進んでいることや施設の老朽化で維持管理費用がかさみ、非常に大変になっているとのことです。

当町でも農産物加工所の設置を進めるに当たり、大変に参考になる視察研修となりました。それから、もう一件あります。

産業建設常任委員会では、平成30年11月13日、デマンドタクシー交通について、委員5名、吉田議長、都市計画課長、議会事務局1名で茨城県東海村に行ってきました。

東海村は、村制の施行は昭和30年、面積は38平方キロメートル、人口を約3万8,000人で、財政状況は昭和54年から不交付団体となっています。

デマンドタクシーについては、平成18年から本格導入していますが、それ以前は平成9年から福祉循環バスとして利用料金無料、誰でも利用できる24人乗り小型バスを運行していました。

利用者は、住民の方々の声としては、本数が少ない、停留所が遠い、目的地まで時間がかかるというような声があり、その都度増便とか停留所の増設、コースの見直しを図りました。ただ、停留所を増設しますと所要時間がかかるようになり、利用者の満足度向上につながらず、利用者の増加にもつながらなかったため、その状況を踏まえてデマンド交通システム導入に向けた検討を始めたということです。

参考に、民間の村内の路線バスは、平成17年に3路線、平成18年に1路線、平成22年に1路線が廃止になり、村内に残っているのは2路線のみということだそうです。

東海村デマンドタクシー「あいのりくん」は、乗り合いタクシー方式によるドアツードアの送迎サービスです。

運行範囲は、村内限定、運行日は月曜日から土曜日、運行時間は平日は9時便から最終5時便まで、土曜日は4時までで、30分間隔で運行しているそうです。

運行台数は、平日6台、土曜日4台で、うち1台が車いす対応車両だそうです。

利用料金は1回300円と設定しており、障害手帳をお持ちの方、要介護認定者、6歳未満のお子さんについては1回100円ということで減免措置をしているそうです。

運営体制は、村から東海村社会福祉協議会に委託して、車両の運行は村内の2社のタクシー会社に組合を組んで行っているそうです。

主な利用場所は商業施設、福祉施設、医療施設が多数を占めていて、帰りも利用する方が大半だそうです。

続いて予算規模ですが、平成30年度では、歳出が約5,500万、歳入が約1,000万を見込んでおり、差し引きで4,500万円の持ち出しになるそうです。内訳としては、オペレーターの人件費と車両の借り上げです。

昨年度の利用者の傾向については、男女別の利用は約8割が女性で、料金別の利用は、年々100円利用者が増えてきているそうです。

この研修でわかってきてことは、阿見町においても交通弱者が年々増えていくので、その対策を早くとっていかねばならないと感じてきたところでした。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

---

#### 議員派遣報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議長において決定した議員派遣報告を行います。

初めに、副議長久保谷充君、登壇願います。

〔副議長久保谷充君登壇〕

○副議長（久保谷充君） おはようございます。

それでは、命により議員派遣報告をさせていただきます。

去る11月6日美浦村中央公民館大ホールにおいて平成30年度県南町村議会議員大会が開催されました。

これは県南地区の町村議員の情報交換と資質の向上及び研さんを目的とするものであります。

阿見町からは、議長を初め17名、議会事務局からは3名の出席がありました。

まず、大会宣言の後、議決が採択されましたので、読み上げさせていただきます。

一つ、大震災及び豪雨災害から復旧・復興等大規模災害対策の確立を期する。

一つ、地方創生のさらなる推進を期する。

一つ、分権型社会の実現と道州制導入の反対を期する。

一つ、町村財政の強化を期する。

- 一つ、議会の機能強化及び議員のなり手確保を期する。
- 一つ、農林水産業振興対策の強化を期する。
- 一つ、中小企業振興対策の強化を期する。
- 一つ、環境保全対策の推進を期する。
- 一つ、情報化施策の推進を期する。
- 一つ、地域保健医療の向上及び保健医療制度の改善を期する。
- 一つ、少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する。
- 一つ、教育・文化の振興を期する。
- 一つ、交通及び生活環境の整備促進を期する。
- 一つ、消防体制の強化を期する。

以上、14項目の決議を採択し、平成30年度県南町村議会議員大会を閉会といたしました。

続きまして、「組織のチーム力を高める～セルフリーダーシップ」をテーマに、地元美浦村出身の人材育成アドバイザー、元北海道日本ハムファイターズヘッドコーチ、また、美浦村ふるさと大使でもあります阿井英二郎氏の講演がありました。

この講演では、環境に振り回されることなく、一人ひとりが強みを大切に行動することにより、責任感が生まれ、仕事で高いパフォーマンスを発揮することができるということを日本ハムファイターズのヘッドコーチとして指導した大谷選手や高校野球部の指導、企業勤務等の体験談を交えながら、組織のチーム力を高め、心の成長を促すセルフリーダーシップを磨く方法についてお話しいただきました。部下の自発性を引き出す方法や部下の能力を最大限に引き出すコーチ型マネジメントにより、組織としてチーム力を高めることについて改めて考えることが多い内容で、参加者それぞれが役に立つ講演ではなかったかと思います。

以上、議員派遣報告を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） 次に、議会中継推進委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔議会中継推進委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○議会中継推進委員会委員長（川畑秀慈君） おはようございます。

それでは、命によりまして、議会中継推進委員会所管事務調査の報告を行います。

議会中継推進委員会では、平成30年10月23日、議会中継の取り組みを学ぶために委員6名、議会事務局2名で議会中継を導入している土浦市議会及び龍ヶ崎市議会で視察研修を行ってまいりました。

午前の土浦市議会では、開かれた議会を目指す中で、多くの市民に議会活動について関心を持ってもらうため、住民にわかりやすい形での情報発信の1つとしてケーブルテレビ、インターネットを使用した本会議の映像を配信しています。

初めに、ケーブルテレビ中継については、平成14年3月定例会から生中継放送を実施しています。平成16年6月定例会から、デジタル放送に伴い、録画放送に変更しているとのことです。放送時間は、議会初日の翌週の月曜日から、午後10時から午後11時までの1時間枠とし、毎日一般質問が終了するまで数日かけて放映しているとのことです。

次に、インターネット中継については、平成24年6月定例会から録画による映像配信を実施しています。当初はパソコン向けだけとなっていましたが、平成29年6月定例会からスマートフォンやタブレットに対応した映像配信を実施しています。放送時間は、会議開催日の翌日から起算して3日後に配信しています。ただし、発言の取り消しがされた部分は修正した後に配信するとのことです。アクセス数は、毎年度の月別の平均を見ると、いずれも定例会が行われる3月、6月、9月、12月が多くなっています。

午後の龍ヶ崎市議会では、インターネットを利用し、傍聴に来られない住民への利便性の向上を図るとともに、積極的な情報公開、情報提供を行うことを目的としています。本会議の様子をインターネットで配信するに当たっては、費用がかかるシステムなどを業務委託するのではなく、自己方式として事務局職員が議会既存の設備とインターネットの無料映像配信サービスを活用することによる、経費をかけずに工夫しながら、職員ができる作業範囲で配信することとしています。

生中継は、平成23年12月定例会から実施しています。その後、日常生活に合わせて視聴できる録画配信の導入が強く求められたことから、平成25年6月定例会から録画中継を実施しています。

当初はユーストリームを活用してネット配信をしていましたが、平成30年3月定例会からスマートフォンやタブレットにも対応したユーチューブによるネット配信に切り替えています。ユーチューブの最大の特徴は、広く一般的に認識されていることやチャンネルを登録すればライブ中継が開始された際にプッシュ通知でお知らせを受け取ることができ、簡単に視聴することができます。また、ライブ中継でも動画をさかのぼって追いかけて視聴することも可能とのことです。一方、デメリットとしては、アップロードした動画の保護はどのような対策をしても難しいとのことです。

議会中継の実現は、開かれた議会を目指す当町議会においても喫緊の課題であります。両市の議会中継の取り組みについては、今後の大変参考となる視察研修となりました。

以上で議会中継推進委員会所管事務調査報告といたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 以上で議員派遣報告を終わります。

議案第98号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度阿見町一般会計補正予算（第3号））

議案第99号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第6、議案第98号、専決処分の承認を求めることについて（平成30年度阿見町一般会計補正予算（第3号））、議案第99号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、平成30年度第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

初めに、議案第98号から議案第99号までの専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

議案第98号の平成30年度阿見町一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、既定の予算額に77万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ162億8,792万1,000円とするものであります。

その内容は、11月21日の霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員補欠選挙の実施に当たり、歳入で同選挙費に対する県委託金、歳出では同選挙事業関係経費の計上について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第99号の損害賠償の額を定めることについて申し上げます。

本案は、平成30年10月1日午前4時ごろ、町有地である阿見町大字荒川本郷2011番2において、自生している樹木が台風24号の風雨により同1953番21地内へ倒木し、同番地内に設置してある木戸を破損したことによる賠償責任が生じたため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3号の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

海野議員。

○9番（海野隆君） 専決処分の第99号についてお伺いをしたいと思います。

今年の風雨というか台風は非常に大きい台風で、茨城大学農学部の校内でも大きい柳の木だったかな、根元から落ちているような状況で、町内もどうだったのかなというふうに思っておりましたらこの専決処分が出てきたわけですけども、私も現地を見ましたけれども、いわゆるURから寄贈を受けたその樹木が倒れたということで、私もここはよく通るところなんです、狭い道だけれども通ったりするんですけども、これね、現地を今も見てると、相当道のところにですね、かかっている木もあるし、そうすると、今後ね、同じような状況が起きるんじゃないかなというようなおそれもなくなるんじゃないですか。その他の場所でこういった倒木が起こるような、そういう状況がないかどうかについて、これはもちろん、もう起きてしまったことだからしょうがないんですけども、点検等をその後実施したのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） お答えいたします。

今回の倒木に関して、終わった後に点検をしたということはないんですけども、実はそれ以前にも、他に被害はなかったんですけども、地域住民の方から枝が折れているとかというふうな通報があったので、一応URからもらったところについての一通りの点検はしたつもりでございます。ただ、どうしてもそれが老木なのかどうなのかというところまでは確認をできてはなかったということです。今後、生い茂っているところについてはですね、もう一度点検をさせていただきまして、危険なようなところであれば何らかの対処をせざるを得ないだろうというふうには考えておりますし、年間予算の中で対処していきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 今ね、部長がおっしゃったように、老木なのかね、若い木なのか。多分、若い木だとそんなにしなやかになっていて倒れないんじゃないかなというふうな感じがするんですけども、大木でもね、茨大の校内で見た、あの風で、中すかすかなんですもんね、全然ほとんど。中はすかすかになっていて、大木に見えるんですけど、あんまり強くないというそういう状態があると思いますので、今おっしゃられたことをやっていただきたいと思います。

それとね、私が心配しているのは、若い木だから大丈夫かなという感じはするんですけど

も、荒寺線のメタセコイアのね、街路樹、これもね、メタセコイアはね、どんどんどんどん高くなるからね。細い木で、しかも相当高いわけですよ。あれ台風でね、車が走行中にどんと倒れたりとか、そういうことがね、大丈夫かなといつも心配しているんです。

それで街路樹の剪定というのはいろんな剪定の仕方があって、非常に幅広い歩道とかがあれば別なんだけど、それほどね、幅広いというところでもないところであんな高木になる。もう今何メートルになってるんですか。30メートルぐらいなってますかね。そんなになってないかな、20メートルくらいかな。その街路樹の点検についても、一度ね、結構大きい木があったり、育ち方によるんだらうけれども、まだまだ大きくなっていないようなところもあるんだけれども、まあ相当しなっています、台風のときには。

だから、その辺のところの点検もしていただければ、お互いに町としても、それから、もし被害にね、巻き込まれるようなことがあれば困ることなので、そういうことについてちょっとコメントをお願いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 台風24号、非常にこれは今回の事例以外にも、非常にこれまでの台風って意外と雨の影響によって被害が生じたということですが、今回の台風24号については非常に風が強いということで、今回の事例以外にも倒木の被害というのがかなり町内でも発生をしております。

そういう観点からではないんですけども、道路公園課の中では、そういった樹木の街路樹について危険な部分については日々点検をしながら、予算を計上しながら対処をしているというふうなところですよ。

ただ、メタセコイアについては、阿見小学校にもありますし、阿見中学校にもありますし、非常にこれは街路樹よりも大分高い木になっておりますし、それが大丈夫なのかどうかというのは今ちょっと発言はできないんですけども、ちょっと担当課とも相談をしまして、確認をさせていただきたいというふうには思っております。

以上です。

○9番（海野隆君） お願いします。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第98号から議案第99号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第98号から議案第99号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって議案第98号から議案第99号については原案どおり承認することに決しました。

---

議案第100号	阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第101号	阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第102号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第103号	阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
議案第104号	阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第7、議案第100号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第101号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第102号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第103号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第104号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第100号から議案第104号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第100号の阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、介護保険料の暫定賦課の廃止に伴い、普通徴収に係る納期を改めるとともに、その他条項の削除及び文言の整理等について、所要の改正を行うものであります。

議案第101号の阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、普通徴収の方法による保険料の納期について、現状の納付方法の実態を考慮し、納付者の利便性を高めるために、一括納付ができるよう納期前納付についての根拠規定を明文化するとともに、文言の整理等、所要の改正を行うものであります。

議案第102号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、普通徴収の方法により、保険税の納期については阿見町税条例の規定を準用しておりますが、納期前納付ができる根拠を明確化するため、所要の改正を行うものであります。

議案第103号の阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、県の補助事業で実施している医療福祉費支給制度が重度精神障害者の対象の認定要件として平成31年4月診療分から精神障害者保健福祉手帳1級所持者も加えられることに伴い、本条例も同様の取り扱いにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第104号の阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律が平成30年9月25日に施行されたことに伴い、当該法律を引用している町条例に条項ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案5件につきましては委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第100号から議案第104号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

民生教育常任委員会及び産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第105号	平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
議案第106号	平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第107号	平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第108号	平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第109号	平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第110号	平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第111号	平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第8、議案第105号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第106号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第107号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第108号、平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第109号、平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第110号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第111号、平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第105号から議案第111号までの平成30年度一般会計ほか6件の補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第105号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に3億5,374万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ166億4,166万3,000円とするものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第15款国庫支出金では、教育費国庫補助金で国の第1次補正予算の成立に伴い、冷房設備対応臨時特例交付金を新規計上、第16款県支出金では、民生費県補助金で居宅介護事業所の建設

に伴い地域医療介護総合確保基金事業補助金を新規計上、第18款寄附金では、予科練平和記念館整備管理基金指定寄附金を増額、第19款繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額、第22款町債では、教育費で国の第1次補正予算の成立に伴い、学校施設整備事業債を増額するものであります。

次に、3ページからの歳出であります。第2款総務費では、職員管理費で平成32年度制度導入に向け、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料を新規計上、第3款民生費では、老人福祉費で居宅介護事業所の建設に伴い、地域医療介護総合確保基金事業補助金を新規計上、第4款衛生費では、保健衛生総務費で未熟児療育医療給付費を増額、第5款農林水産業費では、農業振興費で農業次世代人材投資資金を増額する一方、農地費で多面的機能支払い交付金を減額、第7款土木費では、道路新設改良費で設計委託料を増額、第9款教育費では、小学校費の学校管理費で国の第1次補正予算の整理成立に伴い、小学校の空調設備整備に係る経費を新規計上、第12款諸支出金では、指定寄附金を積み立てるため、予科練平和記念館整備管理基金積立金を増額するものであります。

次に、5ページの第2表・繰越明許費につきましては、道路橋梁維持補修事業及び道路新設改良事業で地権者等との協議に時間を要したため、また、学校施設設備整備事業で国の第1次補正予算に伴う空調設備整備事業が年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

6ページの第3表・債務負担行為補正につきましては、議会だより印刷製本業務のほか12件について、平成31年4月から円滑に業務が進められるよう3月までに契約締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

7ページの第4表・地方債補正については、道路舗装修繕事業及び学校施設整備事業の起債限度額を変更するものであります。

議案第106号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に801万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ52億1,892万1,000円とするものであります。

その内容は、国民健康保険事業費納付金で納付金額確定に伴い医療給付費納付金を増額するもので、その財源調整のため、一般会計繰入金及び前年度繰越金等を増額するものであります。

議案第107号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に638万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億6,987万7,000円とするものであります。

その主な内容は、国庫支出金を補助内示額に合わせて増額するとともに、下水道事業費で荒川本郷地区の下水道工事を増額するものであります。

3ページの第2表・地方債補正につきましては、公共下水道事業債を増額するものであります。

議案第108号，農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては，既定の予算額に55万9,000円を追加，歳入歳出それぞれ1億4,370万5,000円とするものであります。

その内容は，小池地区施設管理費で，汚泥脱水機の修繕に伴い，汚泥処分にかかる費用を増額するもので，その財源調整のため一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第109号，介護保険特別会計補正予算につきましては，既定の予算額に2,308万円を追加し，歳入歳出それぞれ32億4,424万円とするものであります。

その主な内容としましては，保険給付費で居宅介護サービス計画給付費を増額，償還金で介護給付費負担金の過年度精算に伴い，国庫支出金等返還金を増額するもので，その財源調整のため国庫支出金支払基金交付金及び前年度繰越金等を増額するものであります。

議案第110号，後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては，既定の予算額に1,765万6,000円を追加，歳入歳出それぞれ8億9,674万9,000円とするものであります。

その主な内容は，広域連合納付金で保険料納付金，療養給付費等負担金等を増額するもので，その財源調整のため，保険料及び一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第111号の阿見町水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は，水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について579万1,000円を増額するもので，その内容としましては，水道施設の修繕費及び法定福利費，企業債利息を増額するものであります。また，水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出について，1,100万円を増額するもので，その主な内容としましては，老朽化した水道管布設替え工事を行うため工事請負費を増額するものであります。なお，増額する資本的支出額1,100万円については，過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重御審議の上，議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで，暫時休憩といたします。

会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時01分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

これより質疑を行います。

なお，本案7件については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

海野議員。

○9番（海野隆君） 質疑は各委員会で詳細にということですので簡潔に申し上げたいと思いますけれども、13ページ、先ほども町長から御説明がありましたけれども、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料としてね、54万円上がっています。ざっくり教えてほしいんですけども、会計年度任用職員、今までのね、臨時職員というか非常勤職員、これを移行するというで、2017年、去年ですね、去年制度が変わってですね、32年、2020年か、32年度からの適用になるということなんですけれども、ざっくりね、今までのですよ、臨時職員、非常勤職員と会計年度任用職員の違いを教えてくださいたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） こちらの会計年度任用職員制度でございますが、こちらは今、議員おっしゃられましたように、地方公務員法の改正により創設された一般職の会計年度職員任用制度ということで、任用、服務規律等の整備を今から、この予算計上しております予算で、今年、それから来年と整備を行いまして、非常勤職員、それから臨時的任用職員の要件を改めて厳格化して制度に移行していくということでございます。

内容としましては、現在勤務されている臨時職員の方、それから非常勤職員の任用状況等を整理しまして、新たな制度の移行を行うと。さらに、会計年度任用職員制度について研修を実施して、人事、給与、法制等の所管をする主要な担当者との間で例規、条例等の整備、課題の共有を図るといったものですね、そういったもの。それから、あと会計年度に任用職員への移行に必要な例規整備を調査しまして、例規の内容を再度精査しまして、給与に関する条例、それから、勤務時間に関する例規を初めとした臨時非常勤職員に関する例規についての改正を行っていくということで、今まではそういった条例に準じていなかった部分もありましたので、今回、新たに会計年度任用職員制度ができましたので、それに沿った形で関連する条例、例規等の改正を行っていくというものでございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） それで職員のね、定数については、行財政改革でね、職員定数管理をやっている、なかなか正職員増えないと、しかし、業務が増えてくると。そうすると臨時でね、入れて、多分臨時職員どんどんどんどん増えていっているんじゃないかと思いますが、ざっくり一般職、任用形態別、非常勤、臨時、正職員、そのその推移というかな、どのぐらいの割合でどういうふうに推移しているのかということをお教えください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長青山広美君。

○総務課長（青山広美君） お答えいたします。

まず正職員につきましては、退職者補充のみにかかわらず、ここ数年においてはですね、数名ずつ増加をしているような状況でございます。

それから、臨時職員ですけれども、臨時職員についてもですね、年々増加傾向にございまして、現状で言いますと、まず臨時職員、フルタイム、それからパートを含めて243名おります。

それから、今回、会計年度任用職員に移行するというので、非常勤特別職、こちらに移行することになります。そちらの職員が現在で48名ということで、合計291名の方が今現在、臨時職員、非常勤特別職員として勤務しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 今度のね、会計年度任用職員制度がね、これは私も窓口見ててね、この職員は正職員、この職員は臨時だなというのがわかりますけれども、仕事ぶりは大変熱心で優秀な職員もいると思います。

それで、いわゆる同一労働同一賃金、それから、やっぱり手当も支給しよう、こういう形で出ていると思うんですけれども、当然ね、そうすると町としては人件費が増えていくということが予想されると思うですよ。ざっと導入後にですね、人件費がどの程度増えるのかということとは試算か何かしていますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

青山課長。

○総務課長（青山広美君） お答えいたします。

まず会計年度任用職員に移行するとですね、現状からどういうふうになるかという点ですけれども、これについてはですね、フルタイムとパートタイムでも若干違ってきますけれども、まず現状ですね、支給されている賃金にプラスしてですね、会計年度任用職員になったときにはですね、期末手当等の手当を支給することが可能になるということになります。

それから、フルタイムであればですね、退職手当等も支給することができるということになってきます。

さらには保険のほうですけれども、社会保険から共済組合に加入するというようなことも出てきます。

そのほかですね、時給単価等につきましては、基本的には引き上げられるということになりますので、勤務条件としては改善される方向になってくるということでございます。

いずれもですね、手当の部分につきましては支給することが可能になるということですので、

その自治体です、どこまで支給するかという部分で決定をしないと、実際どれぐらいの  
人件費が上がるかというところはなかなか積算が難しいところでございます。

フルタイムを雇用してですね、期末手当、それから、退職手当等まで含めて支給するとい  
うことになる、1億円以上は増えるというような状況で今積算しているところでござい  
ます。  
以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

柴原議員。

○15番（柴原成一君） 議案第105号、一般会計補正予算の14ページ、地域安全対策費のう  
ちの防犯対策事業、施設等修繕料95万7,000円、この内容について教えていただきたいのと、  
26ページ、文化事業の埋蔵文化財保護事業調整委託料48万1,000円、これは埋蔵文化財を調査  
する場所が増えたという理解なんです、どの辺の場所が増えているのかちょっとお尋ねしま  
す。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） お答えいたします。防犯対策事業の施設等修繕料の95万  
7,000円でございますけれども、これにつきましては、防犯灯のLED化したところでござい  
ますけれども、その防犯灯が不点灯になりまして、いわゆる故障しまして、その交換とい  
うことで補正を上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） お答えいたします。

26ページ、埋蔵文化財保護事業の調査委託料48万1,000円ですが、こちらはですね、埋蔵文  
化財の試掘調査するときの委託料になります。今年度はアパート、あと太陽光発電などの申請  
が増えていまして、町内で、その関係で当初予算をちょっと越える見込みがわかりましたので、  
その不足分を補正させていただきました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

永井議員。

○8番（永井義一君） 25ページですね、この一番上にある学校施設整備事業なんですけれど  
も、これは茨城新聞なんかにも出ていた空調設備の部分かと思うんですけれども、今回この予  
算の中に入って、第一小学校も来年空調が完備になるのかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） お答えいたします。

今回のですね、小学校費、25ページの学校施設整備事業の3ですけれども、こちらにつきましては、今、議員の御質問にありましたとおり、第一小学校の分ですね、エアコン工事のみを予算計上しています。トイレにつきましては、また別の予算で考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今回、本来だったら確か一緒に再来年度にという形だったと思うんですけれども、前押しでエアコンだけは今度やって、トイレ等々はその翌年ということで、全小中学校に入るということですね。わかりました。

○議長（吉田憲市君） 答弁よろしいですか。

○8番（永井義一君） はい。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

永井議員。

○8番（永井義一君） 109号ですね、介護保険のやつなんですけれども、この中で7ページ、趣旨普及費ですか、印刷製本費が42万2,000円ありますけれども、年初予算では消耗品費だけだったんですけれども、この印刷製本費に関してちょっと説明をお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） お答えいたします。

この趣旨普及費につきましては、介護保険制度の啓発、それから、積極的な情報提供を行うための費用ということで、介護保険のパンフレットなんですけれども、「あなたと歩む介護保険」ということで、こちらのほうが部数が少なくなったということで、追加で購入をさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに。

永井議員。

○8番（永井義一君） わかりました。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第105号から議案第111号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上、来る12月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

---

#### 議案第112号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第9、議案第112号阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第112号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、任期満了となる教育委員会委員の後任者として阿見町大室在住の立原秀一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

同氏は、人格、識見ともにすぐれ、また、地域住民からの信頼も厚いことから、委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

本案については質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって議案第112号については原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時26分散会

第 2 号

[ 12 月 5 日 ]

## 平成30年第4回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成30年12月5日（第2日）

### ○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
町民課長兼 うずら出張所長	飯山裕見子君
防災危機管理課長	白石幸也君
生活環境課長	石神和喜君
高齢福祉課長	湯原勝行君
都市計画課長	菊池彰君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
学校教育課長	柴山義一君
指導室長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成30年12月5日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成30年第4回定例会

一般質問1日目（平成30年12月5日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 永井 義一	1. 阿見町の外国人労働者・留学生について	町 長
2. 平岡 博	1. 阿見町デマンドタクシー「あみまるくん」について 2. 副町長の選任について	町 長 町 長
3. 海野 隆	1. 廃校となった吉原小学校，実穀小学校の利活用について 2. 東京電力への放射能対策費用の請求について 3. りんりんロードの整備状況及びアウトレットのある阿見吉原地区へのサイクリングロードの延伸について	町 長 町 長 町 長
4. 難波千香子	1. 移動販売車による買い物支援について 2. ランドセルの重量緩和「置き勉」の取り組みについて 3. 教員の働き方改革について 4. 投票率向上対策について	町 長 教 育 長 教 育 長 町 長
5. 紙井 和美	1. ICタグやGPSなどを活用した「児童見守りシステム」の導入について 2. 阿見町の教育について 3. 地震による火災を防ぐための感震ブレーカー設置費補助について	教 育 長 教 育 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

本日の議事につきましては、お手元に配付をいたしました日程表により進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願いを申し上げます。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合は、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、8番永井義一君の一般質問を行います。

8番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の永井義一です。本日は諸般の事情により1本の質問となりました。また、ちょっとこの間風邪を引いていまして、ちょっとお聞き苦しいとは思いますが、御了承ください。

それじゃあ一般質問を始めます。

阿見町の外国人労働者・留学生についてです。

今、国会では外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法改定案が、自民・公明など与党の多数で強行採決され、参議院へ送付されました。この改定案では、法務省が昨年失踪した外国人技能実習生から聞き取った聴取票から、最低賃金法や労働基準法に違反する事例が多数あることが判明しました。

当初、政府は実態が発覚することを恐れて、この聴取票の提出を拒みましたが、野党協力のもと聴取票を手書きで書き写し、2,892人の集計がまとめられました。その結果、失踪した外国人技能実習生の67%が最低賃金を下回っており、また、過労死ラインともいわれている月80時間を超える残業をしていた人が1割を超えていることもわかりました。

外国人技能実習生の失踪の原因について、政府の国会答弁では労働意欲が低く、より高い賃金を求めて失踪する者が3分の2などと言ってましたが、最低賃金を下回る賃金実態や、異常なまでの残業などで失踪した事実が明らかとなり、政府の答弁が捏造されていたことが明らかになりました。

母国を出るときに補償金や借金に縛られて、過酷な労働を強いられている実習生を、特定技能1号として使い続けるのが今回の改定案で、経済界の要望に応じ、これまで認めてこなかった単純労働を受け入れ、それにかじを切ったこととなります。

このような状況の中、この阿見町でも外国人労働者や外国人留学生在がたくさんいます。生活基盤が不安定な人も多く見られ、町としての対応が必要な人もいます。現在、町内に何人の外国人が住んでおり、その生活実態がどうなのか。町でつかんでいる状況を教えてください。また、外国人労働者や留學生の生活支援、対応を町ではどのように行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。永井議員の、阿見町の外国人労働者・留學生についての質問にお答えをいたします。

外国人登録制度が平成24年7月に廃止され、現在は、外国人も日本人と同じく住民基本台帳で管理されております。

町には、平成30年10月末日現在で、920人の外国人が住民登録をされており、在留資格別では、永住者が366人で最も多く、次いで、定住者149人、日本人の配偶者等91人、留学67人と続きます。茨城大学データブックによりますと、留学の約半数であります28人が茨城大学農学部留学されております。

住民登録している外国人の生活実態については、外国人ということで特別に把握はしておりませんが、さまざまな行政サービスの中で、日本人と同様、福祉や教育等の情報は得ております。

現在、国において、外国人労働者の受け入れを拡大する法案が審議されており、この法案が可決されれば町の外国人労働者が増加することが予想されます。

外国人労働者や留學生の支援・対応としましては、世界共通語である英語表記を、町のホームページ、防災ハンドブック、ごみの出し方カレンダー等で実施しております。今後は、さらに英語表記を拡大し、在住外国人が暮らしやすい環境を整えていくことが必要になってくると考えております。

また、日本語が話せない在住外国人に対しては、町国際交流協会のボランティア日本語講師が、町公民館において、学習者の習熟レベルに応じたきめ細やかな指導を行っております。平成30年2月には、技能実習生として来町し、町国際交流協会の日本語教室で学んでいたフィリピン人の女性学習者1名が、茨城県国際交流協会の主催による「第27回外国人による日本語スピーチコンテスト」に出場し、見事特別賞を受賞いたしました。

そのほかにも、町国際交流協会では、外国人との交流及び外国文化に親しんでもらう機会として、国際親善花見会やハロウィンパーティー、料理交流会等のイベントを開催し、家族連れを含む多数の方に御参加をいただいております。

なお、外国人のための相談窓口としましては、茨城県国際交流協会内の外国人相談センターで、法律、労働、在留資格、婚姻、教育、その他生活全般について、電話や訪問により無料で相談することができます。英語はもちろん、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語など多様な言語に対応しております。

今後、町国際交流協会ともさらに連携を深めつつ、外国人労働者や留学生への支援について、実際にどのようなニーズがあり、当町で何ができるかを幅広く検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今の町長答弁の中で、町内に920人ですか、外国人が登録されているということがわかりましたけども、この答弁の中ほどの中で、日本人と同様に福祉や教育の情報は得ておりますということが書いてあるわけなんですけども、実際どのような相談がなされているのか具体的にわかればお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。執行部どなたですか。政策秘書課長佐藤哲朗君。

○政策秘書課長（佐藤哲朗君） 国際交流協会の事務局という立場で、お答えさせていただきます。

国際交流協会のほうに加入している外国人なんですけれども、平成30年の8月末現在で68名の外国人の方々が協会に登録されております。その中で、やはり1番多いのは日本語を勉強したいというような相談がございます。で、年に2回ほどですね、日本語教室を実施しております。4月とそれから10月ということで実施しているんですけども、これ中央公民館のほうで、答弁のほうにもございますが、約30名ずつ前期・後期ということで勉強されております。

その中で、特別な相談というのは特にはないんですけども、生活相談全般にかかわるものとか、そういった相談はあるということで伺っております。で、窓口としましては、基本的に

は県、これも答弁にございますが、県の国際交流協会のほうを御紹介したりしております。そういう実態でございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） はい。今回、今質問したのはですね、この日本人と同様、福祉や教育等の情報は得ておりますというようなことを書いてありましたんで、実際その福祉とか教育、そういったことで困っていて、窓口相談に行っているということがあるのかなと思ったんですけども、今の課長の答弁の中では、日本語を勉強したいって話だったんですけども、具体的に先ほど冒頭、私のほうで述べたような形での労働実態だとか、あつてはならないですけども、この最賃を下回るような賃金で働かされているとか、残業時間が長いとか、そういったことでの質問・相談等がありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。政策秘書課長佐藤哲朗君。

○政策秘書課長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

答弁の中でもあるんですが、特に外国人だからということで情報を得ているわけではございません。日本人と同様な相談があるというようなことは伺っているところなんでございます。

今、入管法の改正ということで国のほうで行っておりますが、大きな論点と申しますか、争点になっているのは、その受け入れ体制をきちんとしなければならないのではないかというようなことが今争点にもなっているところもございます。ということで、国のほうでもそういったガイドラインをまとめてくるのではないかとというような動きが、新聞報道によりますと出ておりますので、市町村、窓口自治体が何をやるべきかということが、その辺のガイドラインで示されるのではないかとというようなことで考えているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ごめんなさいね。今ちょっと私が質問したのは、そういった相談が町のほうにあるのかなのか。まず、それをちょっとお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。佐藤課長。

○政策秘書課長（佐藤哲朗君） 申しわけございません。個別の案件に関しましては把握しておりません。把握しておりません。

○8番（永井義一君） 質問・相談はない。

○政策秘書課長（佐藤哲朗君） 相談があるかどうか、答弁にもちょっとあるんですけども、外国人の方だからということでの……。一般的な日本人と同じような把握の仕方ということで、最低労働の今賃金のお話だとか、そういったことの相談に関してあるかどうかということとは、ちょっと把握してないということでございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） いや、どうしてそれ聞いたかという、この日本人と同様に福祉や教育の情報は得ておりますって書いてあるんで、そういった相談があるのは町も承知してるのかなと思って、ちょっと今改めて聞いたんですけども。今の課長の答弁ですと、あったかどうか把握していないっていうようなあれでいいわけですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。福祉の部門で生活保護を受給している外国人のほうにつきましては、基本的に県南県民センター、町の場合は、でやっているんですけども。で、阿見町に登録している方で、外国人の方で、生活保護を受給されている方につきましては、現時点で14世帯17名いらっしゃるということでは把握をさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） そうですか、わかりました。今ね、生保を受けている人が14世帯17名。やっぱりこれは別に日本人だ、外国人に関係なく、日本でそういった登録されて暮らしているわけですから、生活保護を受けるのは当たり前と思うんですけども。

ちょっと私、ちょっとこの前ね、事前にヒアリングした中で、割と外国から来てる方は結構裕福な人が多いといった話をちょっとヒアリングのときに聞いたんで、ちょっと今生保を受けている人が14世帯もあるというのは、ちょっと驚いたわけなんですけども。そういった実態があるわけですね。それはわかりました。

その中で、この答弁書にもあるとおりですね、これからもっと外国人労働者増えてくることが予想されるかと思うんですけども、その中で町に登録をしない、登録をしないで就労するというケースがこれからも出てくるのではないかと私は思うんですよ。ですから、そうなるとなかなか町ではつかみづらいということなんですけども、そういった今度入管法がもし可決されれば、そういった形が入ってくる労働者も多いんじゃないかと思うんですけども、そういった彼らをですね、把握することが必要になってくるかと思うんですよ。

町として、この答弁書にもね、入管法の話がちょっと出てますけども、町としてはそのような把握するために、どのような形で行おうとかということは考えておりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。執行部どなたでしょうか。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えさせていただきます。

今国会のほうでですね、入管法について議論しているところでございますので、まだ町内です、入ってこられる外国に対してどういったふうに把握していくかというのは、現時点では今のところまだ検討はしていないところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） よろしいですか、永井議員。はい、永井議員。

○8番（永井義一君） 実際これからの話になってくるんで、実際そういった労働者が入ってくるか、入ってこないかっていうのはわからない部分は、もちろんあるかと思うんですけども、この近辺、ちょっといろいろ車で走ってく中でも、美浦あたりで外国人労働者かなと思われるような人が結構集団で買い物に行ったりだとか、歩いている姿をよく見かけるんですけども、彼ら彼女らが登録されているか、されていないかってのは、これはもちろんわからないんですけども。

そういった形で、結構町が、行政のほうで知らない間に入ってくるっていうことが非常に多くなるかと思うんですよ。ですから、その実態、現状では検討していないという話がありましたけども、この法案が通った中では非常にそれが心配だと思うんですけども、これからそういったことをですね、検討する余地はあるのかどうか教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、そういう実態が状況としてあるのであれば、今後何らかの形で検討していく必要はあるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員よろしいですか。永井議員。

○8番（永井義一君） そうですね。そういった、多分私以外にもいろいろほかの人も車で走ってれば、見たり聞いたりすることだと思うんですけども、そういった実態が今、もしかしたらあり得る、徐々に来ているということが非常に考えられますので。

以前そのヒアリングをしたときにですね、この根拠法がないんだっていうのを課長のほうからお話があったんですけども、実際ちょっとどういう根拠法があるのかわかりませんが、今現在、実際そうやって調べるための根拠法がないんだって話ですけども、この法案が通ったときに、その根拠となる法律っていうのは町の中で、例規集の中では全然ないものなんですか。それ、ちょっと教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。佐藤課長。

○政策秘書課長（佐藤哲朗君） これ答弁にもございますが、外国人であるからということで特別に把握するようための条例といいますか、というものは特にございません。

で、先ほどもちょっと触れさせていただいたんですが、その辺のところがこの入管法の改正の中で一番問題になっておりまして、まずその行政サービスの窓口がどういう対応をしなくちゃならないのかということが、まだ国のほうでははっきり示していないという、この法案の中では示していないというような状況でございます。

それから、日本語の教育の体制、学校に子供たちが入ってくるというような状況があると思うんですけども、それについても示されていないという部分で、今その点について議論になっているということでございます。

報道によりますと、超党派で構成する日本語教育の推進議員連盟というところが、その日本語教育に対する法案を、超党派の議員のほうで議員立法で成立させたいというようなことで動いているというような状況もあったりですね、それから外国人を受け入れる環境整備のあり方について、今関係省庁と調整しているとか、そういったようなことで今年度中に、その辺の方針も国のほうもまとめていくというような状況になるということでございますので、その辺を受けてですね、多分町のほう、あるいは県のほうですね、自治体のほうにガイドラインが示されるのではないかと思います。そういったことを受けての体制の整備ということになってくるのではないかと考えております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今回のね、この法案がどのような形で通って、それが県、市町村におりてくるかってのは、ちょっとまだわかりませんが、実際のところの現状でもそういった形が、外国人労働者がいて、いろんな形で登録をしないまま阿見町で労働、働くということもあるかもしれません。

その中で、先ほど言ったように最低賃金を下回るような企業で働くこともあるでしょうし、やはり彼ら、彼女らは、国を出てきたときにね、かなりな補償金を積んだとか、または国でいろんな借金があって、昔でいうと出稼ぎみたいな形になるのかな、そういった形で働いて、なかなか逃げるにも逃げられないというような状況で、失踪者が出てくるっていうことが、今回実態としてあるわけなんで、町としてもですね、その外国人労働者とかね、まあ留学生の方は、またちょっと別かとは思いますが、そういった方々をぜひともいろんな形での支援、保護という形で、今部長のほうからね、何らかの形で検討していくことがあるという話もありましたので、そういった法案が通ったときには、そういった形で町としても、ぜひともその辺しっかりやるようにお願いします。

以上で終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、8番永井義一君の質問を終わります。

次に、10番平岡博君の一般質問を行います。

10番平岡博君の質問を許します。登壇願います。

〔10番平岡博君登壇〕

○10番（平岡博君） おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

前回で難波さんとか、東海村の視察等々を経ましてですね、阿見町デマンドタクシー「あみまるくん」についてで、質問をお願いします。東海村視察についてはですね、委員長の昨日の報告のとおりでございまして、いろいろ地方で頑張っていてやっていただいておりますと思います。それで私の質問ですが、阿見町デマンドタクシー「あみまるくん」についてであります。

この予約型、寄り合い型タクシーとして定着される事業について、見直しを進めたいと執行部は考えておられるようです。見直し、あるいは改善というのは、立場が違えば方向性が異なります。デマンドタクシーについて言えば、利用する立場からだと増便・増発が改善となりますが、事業主体にとってみれば赤字体質の事業継続では、できれば切って捨てたい、少なくとも収支改善の方策がなければ見直しにならないわけです。一体どちらの立場寄り、どちらの方向づけで見直し・改善を言い出したのか、まずその辺からただしたいところがあります。

とはいえ、行政施策についてはプラン・ドウ・チェックというんですが、ふだんの見直しで結果と課題と明らかにし前に進めるものですから、現状診断から今後の方向性を見出すために現時点では着地点を決めずに議論をスタートさせる。そのような態度ということでもよろしいのでしょうか。いや、そうじゃなくてですね、既に縮小の方向で考えている、あるいは拡充の方策を求めているんだというのなら、そうおっしゃってください。私みたいな町の外郭に位置する島津あたり人間は、特に縮小と言われれば戦々恐々としてしまいます。当然拡充してもらわねば困るって立場であります。

さて、デマンドタクシーは地域公共交通活性化協議会による研究検討を経て、平成23年2月1日より実証運行として運行を開始しました。平成24年9月3日から合計3台の運行体制となり、平成24年8月1日から荒川沖駅東口付近に乗り入れを開始しました。現在では、登録者数は約2,500人。うち減額登録者が650人ほどおられるそうです。月の平均乗車人数は約800人で、昨年と比べやや減少しているものの、東京医科大学茨城医療センターの利用を中心とした運行になっています。

約8年を経過しての、この数字が順調な推移なのか。運行経費が年間約3,000万円もかかり、運賃収入は300万円程度。町からの負担金を1,700万円程度投入していますが、決算書類を見るとほぼ予見の見込みと同等の決算をはじき出していますから、ひとまず目論見どおりということでしょうか。

さて、質問の1点目は、これらの利用状況の数値から見た現状判断です。想定範囲なのか、総じて物足りないのか、特段の課題が見えてきたのか、御所見を伺いたいと思います。

2点目は、利用者あるいは潜在的利用者である町民の意向を現状をどのように捉えておるのかです。町民に問えば、土曜・日曜・休日は運行されないこと、荒川沖駅乗り入れの便の使い勝手が悪いことなどなど多くの不便が聞かれます。具体的に改善が必要なポイントを挙げてく

ださい。

これらの対応となると、どうしても事業拡充の方向で改善を考えたくくなります。しかし、新たな資金の投入が必要になり、その投資に見合った対価が見込めるのか。例えば車両1台を増やすとなれば、それだけの利用者増を見込まなければならないのです。その辺から詰めていかなければなりません。そうした状況の費用対効果のあたりの検討は進んでいるのか、試算でもあればお示し願いたい。

ただ、こういう財務諸表的な見方っていうんですか、この辺を突き詰めてもあんまり将来的な展望を開けないって気がしています。もっと枠組み自体を変えていかないとならないんじゃないかなと。そういう見方もあります。何よりタクシー業界そのものが今や危機に瀕しています。流しの営業形態にしる、駅待ちのスタイルにしる、基本都市部で成立するタクシー業界ですが、近年の規制緩和でタクシー台数はどんどん増え続け、大都市では過当競争がさらに厳しくなってます。東京一極集中の構図が見てとられるのですが、片や地方のタクシーはどんどん廃業に追い込まれています。

安全第一ではありますが、交通弱者対策として町が新しい仕組みを研究してみる余地はあるのか、今回の見直しで踏み込んで検討する気はあるのか、質問第3問目として伺いたいと思います。

2問目以降は、質問席にて質問させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 平岡議員の、阿見町デマンドタクシー「あみまるくん」についての質問にお答えをいたします。

町内の公共交通は、マイカーの普及や利用者数の減少等の理由から赤字路線バスの廃止や減便が進み、公共交通不便地域が増える傾向にあったことから、交通手段に不便を来している人に、自宅や指定の場所から目的地まで乗り合いにより送迎を行うデマンドタクシー「あみまるくん」を平成23年2月より運行しております。

デマンドタクシーは、阿見町全域及び荒川沖駅東口を運行エリアとし、ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーの利便性と乗り合い・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスであり、高齢者や車を持たない方の町内での買い物や通院などの移動手段として、また、交通不便地域を補完する有効な手段として利用促進を図っているところであります。

さらに利便性の向上を図るため、これまでにJR荒川沖駅東口付近への乗り入れや、従来のワゴン型タクシー2台に加え、セダン型タクシー3号車を増車するなどの改善を行ってまいり

ました。

そこで、1点目の利用状況の数値から見た現状判断についてであります。

まず、デマンドタクシー「あみまるくん」の利用登録者数についてですが、本年10月末現在で延べ2,687の方が登録されており、そのうち減額対象者は676人おり、約78%に当たる2,120人が60歳以上となっております。

次に、年度別の利用者数についてですが、最も多かった平成27年度の1万951人をピークに、平成28年度が1万688人、平成29年度が9,368人と、ここ2年減少傾向にあることから、さらなる利用促進を図る必要があると考えております。

乗降場所利用状況では、東京医大茨城医療センターへの利用が最も多く、次いで、マイアミ・ショッピングセンター、カスミフードスクエア阿見店、あべ整形外科、荒川沖駅東口の順となっており、病院への通院や買い物等に多く利用されている傾向が見られます。

2点目の利用者、潜在的利用者である町民の意向をどのように捉えているかについてであります。

デマンドタクシーを運行する阿見町地域公共交通活性化協議会では、これまでも利用者の評価と、改善点の把握のため利用者アンケートを実施しており、利用者の反応としては、総合的には「とても使いやすい」「特に問題はない」と回答をいただいている一方、使いにくい点として、一部の利用者から「予約がとりづらい」等の御意見をいただいております。

そのため、効率よい運行ルートを検討や乗り合い率向上のための予約システムの改善を行うとともに、予約受付・配車を担うオペレーターの研修や運転手との意見交換会を定期的を実施するなど、円滑な運営に努めているところであります。

また、公共交通が専門の茨城大学の先生とも相談をしながら、デマンドタクシーの予約の状況等についても分析を行っているところであり、必要に応じてさらなる増車についても検討しており、1台増車にかかる経費につきましては、年間約630万円の増額と試算しております。

平岡議員御指摘の土・日・祝日の運行についてですが、現行のデマンドタクシーが、主に高齢者や移動手段を持たない方の病院への通院に利用されており、休日運行した場合の費用対効果や、運行に必要となるオペレーターやタクシー運転手の確保、非常時の対応等について総合的に判断し、平日のみの運行とさせていただいているところであります。

また、荒川沖駅東口付近の乗降場所についてですが、所管する土浦市や荒川沖駅に乗り入れているバスやタクシー等の交通事業者との協議で決められたものであり、駅前ロータリー近辺への移設は困難と考えております。

町地域公共交通活性化協議会では、交通手段に不便を来している方のニーズに合ったデマンドタクシーとなるよう、これからも改善を図りながら、地域の実情に即した暮らしやすい交通

環境の構築に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 10番平岡博君。

○10番（平岡博君） はい。丁寧な御答弁どうもありがとうございました。

それで、再質問をですね、させていただきたいと思います。

答弁の中にですね、ここ3年くらいは減少しているというふうなことがありましたんですが、要するにそういう原因、必要になる原因をどんなふうと考えておりますか。その原因とか対策は。というようなことをちょっと質問します。

○議長（吉田憲市君） ただいま質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

確かに、ここ3年減少傾向にあるというふうなことでございます。正確な分析というのは、いろいろ考えてはいるんですけども、明確なこれがそうだというふうなところまで行きついているわけではございません。ただ、考えられることとしてデマンドタクシーを1人の方がかなり多く利用している方もいらっしゃいます。その人たちが使わなくなったというふうな、高齢者の方だと思いますけれども、使わなくなったということも1つの要因なのかなというふうには思っております。

で、対策といいますか、この減少傾向にあるというのが、どういうふうな基準っていいですか、町としてどうなのか、住民の方が必要なんだけどデマンドタクシーを余り認識されていないのか。そこら辺のところもやっぱり分析しなければならないというふうに思っております。それとも、もう今のところ必要ないんだよというようなところもあって、高齢者の方ですから高齢者の方が、使っている方がいなくなれば減少傾向になるというふうなことで、そういったことも要因がありますので、デマンドタクシーを町として公共交通の1つの手段としてやるんだという1つのPRですね、そういったことはこれからちょっと進めていく必要があるのかなというふうには思います。

住民の方がデマンドタクシーを認識、余りされていないということであれば、交通を公共交通しか利用ができない人たちがデマンドタクシーを認識されていないということであれば、それは問題がありますので、その辺のPRは進めていく必要があるんだろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員。

○10番（平岡博君） はい、ありがとうございます。

今後そういう対策をですね、どういうふうにとっていくかというふうなことが問題点、課題

になってくると思うんですけど、よろしくお願ひします。それとですね、その先に利用者の反応としてですね、とても使いやすい、特に問題はないと回答していますが、この方は利用する人から聞いた話なんでしょうけど、何%の人がこれはあれしてるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○10番（平岡博君） まあ、大体でいいですよ。

○議長（吉田憲市君） 執行部どなたでしょうか。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） アンケート、これは利用者の方にアンケートをとったんですけど、これ平成23年の時点で大変申しわけないんですけども、23年のときに、そういうふうな「とても使いやすい」「特に問題ない」と答えた方は全体の67.6%がそういう回答を得ているというふうなところでございます。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員。

○10番（平岡博君） ありがとうございます。

まあ23年度ではね、ちょっと前過ぎると思いますけども、時折、3年に1度とかそういうふうな感じで、こういうふうなやつはデータを出していただきたいと思います。

それと、その先にですね、あと「茨城大学の先生とも相談しながらデマンドタクシーの予約状況についても分析を行っているところであり、必要に応じてさらなる増車についても検討しております」というふうに答弁いただきましたけど、これちょっと町長に質問していいですか。町長、コミュニティバスは導入の考えはありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、お答えします。

コミュニティバスはですね、当初私就任したときは、デマンドタクシーそれからコミュニティバスの併用というようなことで考えておりましたけれども、ずっといろいろ調査したところデマンドタクシーはやはり家まで迎えに来てくれるというようなことで有効だと思います。

その中でコミュニティバスはですね、バス停に乗りおりをするというようなことで、本当は自然あふれる地域についてはデマンドタクシー。で、町場はですね、コミュニティバスをというふうに思っていたんですけども、コミュニティバスは町場を走る際に路線バスとの競合ということがありまして、それがネックになります。恐らく、民間のバスのほうでは許可を出してくれないんじゃないかというようなことで、これはコミュニティバスではちょっとまずいなというようなことで、今のところ地域交通活性化協議会という先ほど来の組織がありますので、その辺でも検討してもらうことにはなっておりますけれども、今のところ阿見町に合わないんじゃないかというふうに思っています。

○議長（吉田憲市君） はい、平岡議員。

○10番（平岡博君） ありがとうございます。

この前、東海村のほうにですね、行ったときもいろいろ勉強させてもらいましたが、やっぱり今阿見町の実情にはちょっとマッチングしないんじゃないかというふうな感じで、私も受け取ったんですよ。向こうの、要するにコミュニティバスを減らしてるというふうなことを言ってたもんですから。なるほどなと思って、私個人的にそういうふうに思いました。

それとですね、1台増やすというふうなことなんですけれども、総合的に判断して平日のみの運行とさせていただきますって、その後に答弁がございましたけれども、要するに、いろんな町でやっているイベント等が土曜・日曜とか祭日とか、そういうふうなところにかち合っちゃって、そういうところに来れないんじゃないかというふうなことも、私考えたんですよ。いろんな利用する人がね、土曜・日曜では。その辺のところをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えします。

土曜・日曜のイベント等の観点の中でのデマンドというふうな話も1つは確かにあろうかと思えます。ただ、その辺のところの利用の中で住民の意識といいますか、要望というか、その辺のところもやっぱり吸い上げてみないとどうなのかというふうなところもあります。

先ほど利用者アンケートというふうなこと、23年度のさっき結果を言ったんですけれども、実は25年度にもやっておりまして、やはり25年度も使いやすいと言った方は六十二、三%あるということで、大体変わらないということなんですけど、そういった内容も含めてですね、定期的にですね、やっぱり利用者のアンケートとかそういったものはちょっとやっていきたいなというふうに思います。

その中で土曜・日曜の休日・土曜日、休みのときの運行ですか、ちょっと大きな課題はいっぱいあるんですけども、そういった部分については、将来的にどうなるのかというふうなところもちょっと考えさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員。

○10番（平岡博君） はい、了解しました。よろしく申し上げます。

それとですね、63%、63%いますよと。何人に対しての、人数ね。何人だから63%ですよというふうなことを示していただければと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、23年度のとき行ったのはですね、利用者アンケートということで、配布数がですね、185世帯で有効回収数が155票で74.8%ということになります。で、非利用者世帯に関しても、1度も利用がなかった人から中央地区・他地区40をめぐり無作為抽出で181世帯のうち119票を61.9%の回収率というふうになっております。これは23年度で

す。それから、25年度についてはちょっと配布したあれがないので、大変申しわけないんですが、23年度の時点ではそういう状況になっております。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員。

○10番（平岡博君） よろしくをお願いします。

それで最後にですね、町長もう1つ質問していいですか。今後のこういった公共交通の拡充をどのように行っていくのかを伺いたいと思うんですよ。よろしいですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） お答えします。

先ほど答弁でもお答えしましたけれども、デマンドタクシーの予約の状況等についても分析を行っているところでありということなので、必要に応じて増便をしたいというふうには思っています。

それからですね、この公共交通どうするかというのは大変大きな問題でありまして、今区画整理もアウトレットの近くでやっておりますけれども、そういった中でアウトレットがあるからあそこに家を求めるという人はなかなか少ない。やはり通勤・通学ということで、それもまた公共交通をちゃんとそろえなくちゃいけないという、そういう思いがあるんですけども、このデマンドタクシー、ずっと今7カ月調査した中ではですね、東京医大にですね、3割ぐらいが送迎で使われているという状況でありまして、これを何とかしなければならぬというふうな思いでございました。

これは茨城医療センターの院長にもお話をし、先月は本院の東京医大の矢崎理事長さんにもお会いをして、東京医大で送迎バス、自前のもので、やっていただけないかということをお願いもしてきました。前向きに検討するということとお答えをいただいて、期待しているところなんですけれども。それとまた、地域で行っている、筑見で行っていますボランティアの送迎サービス、こういったものを地域に拡充していければなというふうに思っています。筑見をモデル地域ということで、ほかにも延びていけばデマンドタクシーの部分についても少し緩和されていくのかなど。

1番の問題点は予約がとりづらいということで、私も随分御指摘いただきましたので、これをどうするかということで今担当課も今苦慮してるところなんですけれども。予約がとりづらいという、そういった話が出ておりまして、どうせ頼んでも無理だというようなことも、先ほどの減少傾向の中にあるのかなど思っているところでありまして、そういったことも総合的に検討しましてですね、さらなるデマンドタクシー拡充のためにですね、頑張っってやっていきたいというふうに思っています。

一応交通弱者を救うということと、今は買い物に困っている人もたくさんいますので、そう

いったことも含めてですね、拡充をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員。

○10番（平岡博君） ありがとうございます。

これでデマンドタクシーのですね、質問は終わらしていただきたいと思います。

いいですか。

○議長（吉田憲市君） はい、平岡議員。

○10番（平岡博君） 2問目はですね、副町長の選任について質問したいと思います。

デマンドタクシーの問題もそうなんですけど、枠組みを阿見町1町だけにくくって考えると、どうしても限界が生じます。スタートが地域公共交通活性化という観点でしたから、広域に土浦とかつくばとか牛久とか、いろいろ捉えていかないと交通公共交通の枠組みが見えてこないのですけれども。

そんなこんなで、先ほども町長がちょこっと言いましたけども、町に副町長を置き、町長の一人では手が回らない、あるいは特命事業の推進を任せるのもよかろうと考えるのですが、いかがでしょう。町長自らが町の外に向かっての発信役を担い、町うちには手堅い人材を当て、業務全般に目配りをするという役割分担もあり得ます。

副町長の設置は条例に明文化されており、空席の常態化は時代や社会環境への即応を難しくすると考えます。この際、副町長を置く心づもりはおありか、御意向をお伺いしたいと存じます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 副町長の選任についての質問にお答えいたします。

副町長につきましては、地方自治法第161条第1項に、市町村に副市町村長を置き、そのただし書きで、条例で置かないことができると規定されております。同条第2項では、その定数は条例で定めるとされており、阿見町副町長定数条例では、副町長の定数を1名と規定しております。

市町村長を支えるトップマネジメント体制につきましては、平成17年の地方制度調査会の答申を踏まえた地方分権改革などにより、市町村が所管する行政分野や事務事業が大幅に拡大し、市町村の組織運営面における自主性・自立性の拡大やマネジメント機能の強化を図ることが必要とされ、平成18年の地方自治法の改正により、改正前の助役から、市町村長を支える副市町村長として、その職務の強化と明確化が図られたところであります。

その主な内容としましては、助役の職務としての内部的な長の補佐といったものから、副市町村長として、より積極的に関係部局を指揮監督し、必要な政策判断を行うことを明確化する

というもので、これにより、副市町村長は、これまで市町村長が担ってきた、当該市町村全体を視野に入れた、事務方で行い得るレベルを超える高度な政治的判断及び関連する重要な企画の一部分について、長の意向及び判断の範囲内において、自らの担任事項として処理できることが明確化されました。

私は、平成30年3月に阿見町長に就任して以来、副町長を置かずに政務を行ってまいりましたが、その間、公務が重なって、本来ならば出席したほうが良いと判断されるような会議等を欠席するようなケースがございました。

また、最近務めて思うことは、時間があれば、国・県への陳情や工業団地の企業様との交流、要望等の活動、また、自衛隊武器学校、大学、病院との連携を深めることも行政のトップとして大変重要な責務と考えております。

さらには、先ほど申し上げました、より強固なトップマネジメント体制を構築しなければならないという地方自治法の趣旨を鑑みますと、やはり、副町長を置く必要性があると感じているところであります。

しかし、私は、未だ就任1年が経過していないことから、1年間を通した政務の状況を分析した上で、1年経過後に、改めて副町長の必要性について判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分とします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

平岡議員。

○10番（平岡博君） ありがとうございます。

町長、この答弁の中ですね、公務が重なってですね、本来ならば出席したほうが良いと判断されるような会議等を欠席するようなケースがございましたとおっしゃいましたよね。そういうふうなことが阿見町にとってはですね、すごいプラスな会議かもしれないですよ。私内容についてはわかりませんが、だから、そういうふうなことの無いようにですね、これから進めていっていただきたいと思うし、時間があれば国・県への陳情とか、そういうのをどんどん行っていただいでですね、町に対してのあれをいろいろとってきてほしいと思うんですよ。

今、いろいろ国のほうでは難民だとか水道事業とかいろいろやっていますけども、いずれはこっちに来るんでしょうけど、それまでにですね、ある程度阿見町としての力をですね、示していきたいとお願いする次第なんですけども。最後にですね、1年たった後に、3月に判断する

というふう副町長の必要性に判断したいと最後におっしゃってますけども、私個人的には、もう直近の課題じゃないかと思うんですよ。その辺のこの御答弁いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい。先ほども申し上げましたけども、3月とは私は言ってませんが。はい。1年間をやらせていただいて状況を確認して、その後考えたいということでありませぬ。御指摘のとおり、いろいろ会議がございまして、細かい事案について覚えてませぬけれども、ああ、ここ行きたかったなというのもしっかりあります。

空いてるときもありますけれども、かぶってくることもたくさんございますので、そういったことも含めて必要だなというふうにも思いますし、先ほど言われた1人でずっとやるというのは、これなかなか限界もありますので、それは町にとってマイナスかなというふうにも思います。そういった中で、しっかりした人材が見つければですね、できるだけ早期にという思いはありますけれども、1年間、先ほどの答弁どおりやらせていただいて、その中で考えさせていただきたいというように思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員。

○10番（平岡博君） ありがとうございます。

町長の熱い気持ちですね、伝わったのか伝わらないのかちょっとわからないですけど、何としても阿見町ですね、よくなるようにしてもらわないと困るわけですから、例をただせば東国原さんがね、宮崎県のあれを押し上げてきたような感じで、トップセールスとしてですね、これからも前面に出てやっていただきたいと思います。

以上で質問終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） これで、10番平岡博君の質問を終わります。

次に、9番海野隆君の一般質問を行います。

9番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） 海野隆でございます。1年最後の議会ですので、この1年を少しね、振り返ってみたいと思います。

6月にですね、大阪北部地震、7月に西日本豪雨、9月には台風21号による関空——関西国際空港の機能停止、それから北海道地震による大規模なブラックアウト、台風24号の風雨災害など、自然災害が連発しました。

今日はですね、国際ボランティアデーだそうです。阿見町からもですね、西日本豪雨の際に

はですね、保健師を派遣するなど災害支援を行いました。また、少なからずの町民がですね、ボランティアで現地支援を行ったというふうに聞いております。

また、東京医科大学など医学部入試問題では、女性差別が明らかになってですね、男女共同参画社会に逆行した流れだったと指摘をされました。国や地方自治体での障害者雇用の水増しの発覚という問題も、大きな衝撃を持って受けとめられました。阿見町ではね、このようなことはなかったということですので幸いでした。

国内政治では、森友事件、加計学園問題での文書改ざん、面会事実をなかったことにするなど、国の行政や公文書に対する信頼を大きく失った1年だったと思います。

阿見町では、選挙の結果、千葉繁町長が誕生して精力的に行政運営に当たっていることを大変うれしく思っております。今後もですね、町民の強い信頼をベースに町の発展と町民福祉の向上に当たられることを期待しております。議会でも、吉田憲市議長の強いリーダーシップのもとで、議会基本条例による初めての議会報告会を実施し、町民とともに歩む議会という姿を見せることができました。

前置きがいつも長いんですけども、このぐらいにしてですね、今年最後の一般質問を行いたいと思います。

まず第1番目の、廃校となった吉原小学校、実穀小学校の利活用について質問をいたします。同僚議員、難波議員もですね、6月定例議会で質問をされております。そのほかですね、多くの議員が委員会の審議や全協などを通じてね、質問をされております。重複もあるかと思いませんけれども、改めて質問をさせていただきます。

先日、廃校となった学校の利活用調査のために、民生教育常任委員会の一員として兵庫県篠山市及び神戸市で視察をしてきました。視察の内容についてはですね、初日に常任委員長から詳細な報告がありましたので、その内容については皆さん御存じのとおりでございます。

阿見町では、吉原小学校、実穀小学校それぞれに地元検討委員会が組織されて、利活用の要望が取りまとめられ提出されております。町は、平成31年度3カ年実施計画書に廃校の利活用について掲載をして、平成31年度から計画を進行しようとしております。しかし、計画の進行にはさまざまな課題問題があると聞いております。

そこで吉原小学校、実穀小学校の利活用にかかわる課題や、具体的なスケジュールについて以下質問をいたします。

1つ、地元検討委員会の議論の結論はどのようになったのか。

2番、町として利活用の基本的な方向は決まったのか。

3番、コミュニティ施設、公民館機能ですね、用途以外の利活用についての検討は進んでいるのか。

4番、3カ年計画では来年度から整備に着手するというスケジュールとなっているが、どのような課題があるのか。

5番、利活用にかかわる建物の整備や補強についての費用について見積もっているか。

6番、構造的な補強は必要となるか。

7番、建築年数や大規模改修その後の維持管理費用を考慮すれば、建物を解体撤去して新しい用途にふさわしい規模と機能で新築するほうが合理的ではないか。

以上、質問をいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 海野議員の、廃校となった吉原小学校、実穀小学校の利活用についての質問にお答えいたします。

1点目の、地元の検討委員会の議論の結論はどのようになったのかについてであります。

平成30年第2回定例会における難波議員の一般質問にお答えしたとおり、それぞれの小学校区において組織された跡地利活用検討委員会から平成30年2月に町へ要望書が提出されております。主な内容としては、両地区ともに地区公民館が設置されていないことから、地区公民館としての機能を有しながら、さまざまな活動拠点となるような多機能型地域交流拠点施設としての活用が求められており、また、民間企業等を導入した複合施設としての検討も求められています。

2点目の、町として利活用の基本的な方向は決まったのか、及び3点目のコミュニティ施設用途以外の利活用についての検討は進んでいるのかについては、一括してお答えをいたします。

町といたしましては、提出された要望内容を重く受け止め、2月下旬に庁内関係部課長による阿見町学校跡地利用検討委員会を設置し、できる限り要望に沿えるよう検討を行ってまいりました。その結果、まずは地区公民館として、地元の方々が利用できる施設環境の整備を行いたいと考えており、平成31年度には必要な調査設計費等の予算計上を目指しております。

それ以外のスペースにつきましては、再度地域住民の意見を伺いながら、地区公民館としての必要な面積を確保した上で、次の段階として、他の公共施設等の効率化に伴う有効活用や個別事業、NPO団体の拠点や民間企業の導入など、さまざまな視点から活用の可能性を検討してまいります。

4点目の、3カ年実施計画では来年度から整備に着手するというスケジュールとなっているが、どのような課題があるのかについてであります。

大きな課題といたしましては、まさに海野議員が6点目で質問されている、基礎や構造的な

補強は必要となるのかどうか、ということでございます。建築基準法において、学校施設から公民館施設への転用となれば、不特定多数の人が利用する施設となり、床などの強度に対して高い数値が求められます。平成31年度に予定している調査業務を行ってみたいことには、確実なことはわかりませんが、その調査結果によっては、工事費が想定以上に上回ることもあると考えております。

5点目の、利活用にかかわる建物の整備や補強についての費用の見積りはどのような根拠に基づくかについてであります。

3カ年実施計画において、建物の工事は平成32年度に想定しております。地元の方々が日常に使用するスペースとして、それぞれ3教室程度、そのほか調理スペースに転用可能な家庭科室などの特別教室もある程度の改修を想定しており、トイレなどの供用部分も含めた面積から、過去の営繕工事の実績をもとに概算を算出しております。また、その財源としては、防衛補助の活用を前提に考えており、今後は採択要件や補助金の動向を見据え対応してまいります。

6点目につきましては、4点目でお答えしたとおりでございます。

7点目の、建築年数や大規模改修、その後の維持管理費用を考慮すれば、建物を解体撤去して、新しい用途にふさわしい規模と機能で新築する方が合理的ではないかについてであります。

廃校となった両小学校は長年にわたり子供たちの学びの場であり、保護者や卒業生はもとより、地域住民にとってもたくさんの思い出が詰まった大切な学び舎となっています。地域とのかかわりは非常に深いものがあり、地元からはこうした実情を踏まえた上での要望書が提出されていることから、町としては現存の施設を活かした利活用の検討を進めてまいります。

一方で、一般的にRC構造の建物寿命は60年程度と言われており、両施設については2030年以降、順次その時期を迎えることとなります。将来においては、施設の利用状況や地域コミュニティの実情、地域振興につながるより有効な民間活用の可能性などを総合的に勘案し、適切な時期に判断する必要があると考えております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） はい。御丁寧な答弁ありがとうございました。

ちょっとね、答弁の確認をしたいんですが、まずね、31年度の3カ年実施計画書にですね、廃校施設活用事業として31年度から3カ年予算が計上される予定なのかな、これまだ決まっていないですよ、議会で承認してるわけじゃありませんので。この約4億円想定されてるようですけども、この4億円については、吉原・実穀2校合わせての金額というふうに理解していいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、おっしゃるとおりでございます。吉原小学校・実穀小の

2校合わせた金額を計上してございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） もう1点、答弁でね、建物寿命が、2030年度以降寿命が来るということかな、その時期を迎えるということになると、32年度に建ててですね、2020年度に建てたとしてですよ、改修したとして、4億円使って、2030年だっていうと約10年の実質稼働になりますね。これは、こういう理解でまづいいんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。篠崎公室長。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。これはあくまでもですね、RCの構造の建築物の寿命っていいですか、一般的に言われているということでございまして、それが60年というようなお話でございます。

その中で、建築年度としましては吉原小学校がですね、普通教室と特別教室、実穀小学校も同じなんですけれども、教室の棟が2種類ございまして、普通教室につきましては吉原小学校が昭和46年、特別教室が昭和56年ということでございます。実穀小につきましては、普通教室が昭和52年、特別教室が58年というようなことになっておりまして、60年となりますと最短で吉原小学校の普通教室が2030年に60年を迎えるというようなことで、これから順次そういった時期を迎えるということでございますので、最短で12年後にそういった時期が来るというような、そういったことで答弁させていただいております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 10年たつと寿命が来るということだけでも、これはその長寿命化を何かして、それをもたせるというような形で考えているんですか。具体的にね。それとも、とりあえず、後でだんだん質問しますけども、コミュニティ施設をつくっていったら、それで10年後には、どこを使うかわからないけども、普通教室のある部分を使うとすると寿命が来るので、それはどうするのかわからないんですけども、どうしようとしてるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。篠崎公室長。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。地元から要望がありまして、今後ですね、これからまだ調査に入っていくわけなんですけども、まさに、まだその前提となります建物の構造的な調査が入ってございまして、それをですね、一応来年度、平成31年度に実施する予定で進めてございまして。それで、その中でですね、どのような構造的な問題があるのか、長寿命化をしまして何とか延命措置ができるのかといった、そういったところにも踏み込んでいきたいと思っております。

普通教室がどうするか、特別教室がおおむね10年の差がありますので、普通教室は使わずに特別教室等を使った中で実施していくというような、そういったいろいろな選択肢があると思っておりますが、まだ、その辺の細かな前提となりますデータがこれからですので、これからその調

査に基づきまして検討をしていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） わかりました。来年度予算が通れば調査をかけてですね、その上で検討していくということだと思いますけども。

次の質問なんですけども、その地元の要望を受けてですね、想定される地区公民館機能として活用するのは、それぞれの学校で普通教室3教室程度。それに、調理室などの特別教室についても見込んであるということなんですけども、全体の床面積からすると吉原・実穀、それぞれの程度になるんですか。割合っていうかな、3割とか2割とか、5割ということは全くないですよ。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。篠崎公室長。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。全体の校舎からしますと、町長が答弁されました、今私も庁内で検討している案としましては約3分の1程度でございます。1階、2階、3階というようなこともございますので、その中で1階程度を使えればというような……。失礼しました。3分の1じゃなくて6分の1ですか。特別教室・普通教室でございますので、その中で1階程度を想定したものでございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 私も改めてね、その旧吉原小学校と、旧実穀小学校の地元の跡地利用活用検討委員会、これの内容をね、いろいろ読ませていただきましたけれども、複合施設を希望しているというのは、よくわかります。コミュニティ施設、公民館機能を使用した残りの分、6分の5かな、6分の1ぐらい使うということだから。その部分について、あらかじめ町としてどんなものに使うということを想定しないまま改修とかですね、整備をするということになると、利活用が限定されるというようなことはないんですか。想定されるような感じもしますけども、想定されないんですか。限定されるってことは、想定されないんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。篠崎公室長。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。基本的には地域の要望というような形で、まずは地区公民館的な機能を有する、そういった拠点施設を考えてございます。ただ、地元もやはり海野議員おっしゃいますように、その施設だけでは全校がといいますか、まだまだ余裕があるということを理解されてますので、複合施設というようなこともあわせて御要望されているんですが、まずは全体ですね、構造的な本当にこれから調査を、協議をする前提となります構造的なものが、まだ把握してないというような、わかっていないというようなことがございます。

2階が使えるのかどうか。その床の過重とかの問題もございますし。それから構造的な問題。あとは用途が変わりますと、都市計画法ですとか消防法等でいろいろ規制がございます。それ

に相当な費用がかかるということを視察で見えてまいりましたので、その辺についても地元の方は理解いただけてますので、まずはそういった前提となります構造的な問題、それからそれを学校以外に転用する場合の費用的な問題、財源等も検討した中で、その中でですね、優先順位等があると思いますので、庁内全体の。でき得る範囲で検討をしていかざるを得ないと考えております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。

それで、こんな話を聞いたんですけども、シルバー人材センターが現在地から廃校となった学校跡地に移転してですね、業務を拡大して運営するんだと。こういう話があるというような話を聞いたことがあるんですが、これは町で何らかの検討をしたということはあるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。篠崎公室長。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。こちらはですね、実穀小の検討委員会の中で、地元の委員会のほうが要望書の案をまとめまして、それを各世帯にパブリックコメント的なことで意見を求めた中でですね、意見が700件ほどあったそうです。その中でシルバー連合会の事務局ですとかシルバー人材センターの移転集約、そういったものがですね、一応要望として意見があったというようなことですので、恐らく実穀小の世帯の中に、そういったシルバーにかかわってる方がいらっしゃったのかと思いますが、そういった中でですね、検討はさせていただいております。

シルバー人材センターさんのほうに内々で聞きましたところ、そういった訓練施設が学校跡地を利用することによって拡大できるのではないかということで、そういったメリットも十分考えられるというような、そういったことからですね、その辺までは考えて検討はしておりますが、そこから先詳しいことについては、優先が地区の要望ですので、そこでとどめているような状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 単なるアイデアじゃなくて提言として受けとめていると。こういう理解でいいですね。はい。

次なんですけども、私今回ね、民生教育常任委員会で視察をさせていただいて、遠くまで視察に行ったんですけども、久保谷委員長が触れなかった視察先があるんですよ。それは同じ篠山市で、「里山工房くもべ」という施設がありまして、旧雲部小学校を地域の方がですね、法人を作って、その地域の人たちが利活用していると。物販であるとか、体験とか、似たような感じなんですけども、そういう形でやっていますね、当初の……。これ木造平屋だったかな、ちょっとね、状況は違うかもしれないけども、その当初の整備費用については市が出した

んだけれども、その後の管理運営については一切お金出さないと。あとは自分たちで自由にやるということで、ちょっと駆け足の視察で、篠山市の森本議長さんがですね、熱心にここ見てくたという事で勧めてくれた施設だったんですね。

公民館機能、コミュニティ施設、いわゆる類似公民館じゃなくて公民館施設ですので、相当ね、お金もかかっていくんじゃないかなと。維持管理にね。必要なものはつくらなくちゃいけないけれども、そういうこと考えてみると、こういう案もいいんじゃないかなというふうに視察はしてきたんですけども。

最後なんですけれども、阿見町にね、歴史民俗資料館がないんですよ、未整備。で、町史編さんのとき、あるいは予科練平和記念館をつくる時、あるいは遺跡発掘調査をしたとき、相当のものが文書とかそういったものが残っているんですね。歴史的資料を保管してるというのかな。しかし、それらはね、ほとんどの町民に公開されておられません。一部はね、中央公民館とか本郷ふれあいセンターとか、君原の公民館にもあったかな。一部は公開されておりますけれども、ほとんど公開されていないと。保管状況もどういふものであるか、一度も私は見たことないのでわからないんですけども、旧保育所とか幼稚園の跡地を使って、そこに保管しているということだったんですけども、万全ではないんじゃないかという話を聞いております。

それで、特に吉原小学校でね、地元要望があったように、吉原ミュージアムかな、吉原小学校ミュージアム、博物館機能ですよ、その土地の歴史、小学校の歩み、こういったものをふるさとっていうか、吉原地区の人たちに知らしめるということで要望がされてましたけども、ぜひね、これは実現してあげればいいなというふうに思ひまして、それと合わせてね、やっぱり歴史民俗資料館、あるいは資料室でもいいかもしれないね、それを整備するアイデアというのは検討に値すると私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 歴史民俗の集める、そういった資料館については、私の公約にも載っておるところでありますので、その辺のところをどこにするかということ、その中にですね、そういったやつを入れていくということは考えられるので、アイデアとしては検討させていただきたいというふうに思ひます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） はい。これで、この件については終わりにしたいと思ひます。ぜひ、いいアイデアだと思ひますので検討していただきたいと思ひます。

それで、次の質問に移っていいですか。

○議長（吉田憲市君） はい。

○9番（海野隆君） 次の質問に移りたいと思ひます。

これは2番目の、東京電力への放射能対策費用の請求について質問をします。

この問題については、昨年12月議会でも同じ質問をいたしました。今回もね、同様な質問をすることになります。

阿見町は平成23年3月11日の東日本大震災のときの東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する平成29年度分ですね、放射能汚染対策費を去る11月5日に東京電力に請求しております。阿見町のこれまでの総請求額は1億1,471万173円で、それに対して東京電力からの支払い額は540万3,436円で支払い率は5.3%に過ぎません。阿見町がですね、ほか3市町村で組織している稲敷地区6市町村放射能協議会全体でもですね、請求金額は5億5,216万ですが、支払われた金額は3,337万円に過ぎません。

昨年の議会で私はですね、この請求に関してですね、原子力損害賠償紛争解決センター——ADRというふうに言われているんですけども、そちらに和解仲介の申し入れを行ってですね、阿見町単独でもADRを活用した和解協議を行って、早急に請求額を回収すべきじゃないかと提案をいたしました。

その際ですね、答弁としては、このように答弁しておりました。「原子力損害賠償紛争解決センターに和解の申し入れをすべく対応を協議してまいります」と、このように答弁しておりました。その後どのような検討・協議が行われたのか、以下質問をしたいと思います。

1、阿見町の年度ごとの請求金額とその請求内訳。

2、現在までの阿見町に対する支払い状況。

3、請求金全額が支払われない理由。

4番、未払金についての町としての対応。4番が昨年と比べて新たに追加した項目ですけども、原子力損害賠償紛争解決センター——ADRへの和解仲介申し出の検討・協議の現状について。

以上、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい。東京電力への放射能対策費用の請求についての質問にお答えいたします。

今回の質問の1点目から3点目までについては、平成29年第4回定例会での質問と同じでありますので、今回も同様の答弁となりますので御理解をいただきたいと思います。

1点目の阿見町の年度ごとの請求金額とその請求内訳、及び2点目の現在までの阿見町に対する支払い状況についてであります。

平成23年度分は、放射能対策室設置に伴う人件費1,979万6,568円、食品放射能測定システム購入費438万9,000円、放射能対策業務に伴う時間外勤務手当139万8,229円、給食の放射能検査

に係る食材代及びその搬送経費 6 万 4, 406 円, 原発被災児童生徒就学援助経費 19 万 4, 824 円, 公用車燃料代 17 万 7, 228 円, 放射能対策室表示板作成委託料 9 万 1, 665 円, 放射能研修会旅費 2, 360 円の合計 2, 611 万 4, 280 円を請求しており, このうち食品放射能測定システム購入費, 給食食材代と搬送経費, 及び時間外勤務手当の一部の合計 522 万 1, 511 円について東京電力から支払いがありました。

平成 24 年度分は, 総合運動公園の人工芝改修工事費 3, 034 万 6, 037 円, 放射能対策室設置に伴う人件費 1, 995 万 8, 304 円, 公共施設除染及び訪問除染に係る臨時職員賃金 294 万 9, 700 円, 公用車燃料代 24 万 2, 204 円, 給食食材代と搬送経費 18 万 1, 925 円の合計 5, 367 万 8, 170 円を請求しており, このうち給食食材代と搬送経費 18 万 1, 925 円について東京電力から支払いがありました。

平成 25 年度分は, 放射能対策室設置に伴う人件費 1, 089 万 6, 390 円, 給食食材代と搬送経費 16 万 8, 996 円, 公用車燃料代 13 万 4, 459 円の合計 1, 119 万 9, 845 円を請求しておりますが, この分について東京電力からの支払いはありません。

平成 26 年度分は, 放射能対策室設置に伴う人件費 371 万 2, 020 円, 給食測定に係る臨時職員賃金 71 万 9, 400 円, 給食食材代と搬送経費 16 万 9, 321 円, 公用車燃料代 14 万 5, 076 円の合計 474 万 5, 817 円を請求しておりますが, この分についても東京電力からの支払いはありません。

平成 27 年度分は, 放射能対策室設置に伴う人件費 231 万 8, 482 円, 給食測定に係る臨時職員賃金 63 万 9, 800 円, 公用車燃料代 11 万 2, 355 円, 給食測定に係る搬送経費 4 万 2, 671 円の合計 311 万 3, 308 円を請求しておりますが, この分についても東京電力からの支払いはありません。

平成 28 年度分は, 放射能対策係設置に伴う人件費 213 万 4, 789 円, 給食測定に係る臨時職員賃金 42 万 6, 910 円, 公用車燃料代 2 万 9, 876 円, 給食測定に係る搬送経費 2 万 8, 178 円の合計 261 万 9, 753 円を請求しておりますが, この分について東京電力からの支払いはありません。

最後になりますが, 平成 29 年度分は, 放射能対策係設置に伴う人件費 116 万 6, 048 円, 公用車燃料代 3 万 1, 881 円の合計 119 万 7, 929 円を平成 30 年 11 月 5 日に請求しておりますが, まだ回答はいただいております。

以上, 稲敷地区 6 市町村放射能対策協議会に係るものとしては, 平成 28 年度分までに総額 1 億 147 万 1, 173 円を請求しておりますが, このうち東京電力による支払いに至ったのは 540 万 3, 436 円にとどまっており, 支払いの割合は約 5.3% となります。

3 点目の, 請求金全額が支払われない理由についてであります。

請求総額 1 億 147 万 1, 173 円のうち, 支払いのあった時間外勤務手当を除く人件費及び臨時職員賃金は, 合計 6, 418 万 2, 487 円と全体の約 63 パーセントを占めておりますが, これについて東京電力は, 福島第一原発事故に起因した追加的な損害と確認することができないことを理由として, 賠償できない費用であると主張しております。

また、全体の約30%に当たる総合運動公園の人工芝改修工事費については、経年劣化による耐用年数の到来による改修であり、賠償の対象とはならないとしております。その他についても、事故との因果関係が確認できないもの、事故に起因する法令等の規定によらない費用であるとして、賠償対象として検討することは難しいと主張しているところでもあります。

4点目の、未払金についての町としての対応、及び5点目のADR——原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申出の検討・協議の現状についてであります。

町としましては、今年11月に通算7度目となる損害賠償請求を、稲敷地区6市町村放射能対策協議会より、東京電力に請求いたしました。年度ごとの請求は、大半を人件費が占めておりますが、東京電力は、人件費に対する賠償は行わないと主張しております。福島第一原発の事故から、7年余り経過した現在においても、放射線量測定などの調査を継続せざる得ない状況にあるため、放射能対策が必要である限り人件費の負担がなくなることはありません。

今後も稲敷地区6市町村放射能対策協議会の枠組みの中で、東京電力に対して損害賠償請求を継続するとともに、6市町村全体で原子力損害賠償紛争センターに申し立てることを行うのか、各市町村で個別対応とするのか、方向性を協議した上で、賠償に応じない人件費を初めとする未払金について、損害賠償請求権の消滅時効となる2020年度までに、原子力損害賠償紛争解決センターに和解の申し入れをすべく、対応を協議してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。

結論はね、前回と同じなんですよ。申しわけないんですけど。それでね、お聞きしたいのは、1年間あったわけですよ。さらに11月には改めて29年度分を請求したんですけど、その間に町村長とかね、事務レベルで協議っていうんですかね、この件について、どうしようかと、ADRについては。協議したという経過っていうのはあるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

昨年の12月に答弁して、協議するというような形になっておりましたけれども、特にその後です、6市町村の協議会の中です、協議した経緯というのはございません。まず稲敷地区6市町村放射能対策協議会では、先ほど海野議員がありましたとおり、本年の11月5日に東電に対して7回目の損害賠償請求を行ったということで、その回答につきましては、いまだ東電よりいただいておりませんが、12月の12日に回答をいただけるということで伺っております。

それから、また同対策協議会では、現時点でADRに和解を申し入れる対応協議を行

っていませんが、牛久市が事務局となっておりますので、今年度中にですね、原子力損害賠償紛争解決センター——ADRのほうにですね、和解の申し入れについて協議を持つよう働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） わかりました。ありがとうございます。

それで、阿見町単独でADRに和解申し入れをしようと。こういうふうに考えたことはありませんか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

答弁でも述べさせていただきましたけども、6市町村全体で原子力損害賠償紛争解決センター——ADRに申し立てを行うのか、それとも各市町村で個別対応するのかを、方向性を協議した上で検討したいと考えておりますということですけども、しかし余りにもですね、6市町村全体で足並みがそろわないで明確な回答が出ない場合には、町としても原子力損害賠償紛争解決センター——ADRへ有効な対策を講じていきたいというふうに考えております。

また、11月5日の東電に対しての損害賠償請求提出前にですね、10月の17日になりますけれども、東電と原子力損害賠償の請求について、これは担当者のレベルでございますけど、話し合いをしたところでございます。東電のほうからですね、町の個別の事情を十分伺っていない上での対応だったとお話もいただいているということで、過去に賠償対象外とさせていただいたものについてもですね、事情を伺った上で検討したいと考えているとお話ございました。

町としても、今後詳細についてはですね、顧問弁護士等と相談をしながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 前回も多分少し御紹介したと思いますけども、銚田のほうから入ったのかな、入って、美浦・阿見を通過して、牛久・取手・柏・野田……。野田もあつたかな。向こうに放射能の、当時のね、雨が降って、それが落ちたわけですよ。それで柏とか野田とか、いわゆる千葉県の市では、もうADRの和解協議をやって、その分について和解を締結しているのは御存じだと思いますけども、そこで和解をしている内容というのは、今阿見町が請求している、あるいは6市町村が請求しているけど支払われない内容と異なりますか。和解のほうがりんともらってますか。それともあんまり変わらないなという感じですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。

私のちょっと聞いている情報ではですね、千葉県印西市のほうの事例がございますけども、千葉県印西市のほうでは平成27年3月にですね、福島第一原発事故で被った損害についてADRに和解の仲介の申し立てを行っているということでございます。それで明けて平成28年の5月にですね、ADRセンターから和解案が示されて、5月31日に東京電力からこれを受託、6月1日に市も和解案を受け入れるということになっております。市の申し立て額についてはですね、1億464万円ということで、和解額は1,410万円ということになっておりまして、中身といたしましては放射線量低減対策費用の除染経費、それから農産物等検査費及び職員人件費のうち原子力発電所事故により必要となった勤務時間外人件費分がおおむね認められましたということですけど、職員人件費のうち勤務時間内分は認められませんでしたということでございます。

なお、この勤務時間内職員人件費等につきましては、また別途損害賠償請求できる余地が残されているということが和解契約に明記されたということから、印西市としては同じく申し立てを行っている松戸市・野田市・佐倉市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・白井市の動向等を見ながら弁護士等と対応を検討していくこととしているということで聞いております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） それでね、弁護士の話が出たけれども、ADRへの仲介はね、お金もかからないわけですよ。費用かからない。しかし書類なんかつくるのに弁護士の手はかりるかもしれないね。顧問弁護士がいるから、その人のアドバイスを受けるかどうかは別として。それで、その弁護士の見解ってのは求めたことはあるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

11月の29日にですね、町の顧問弁護士である眞鍋弁護士のほうにですね、相談をさせていただきました。それで、眞鍋弁護士の考えといたしましても、6市町村対策協議会での方向性を確認する必要があるということと、ただし6市町村で方向性が明確でない場合には町単独でADRの申し立てを考えたほうがよいのではないかなというようなことをいただいております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 答弁にもね、ありました。今回のね、原子力にかかわる損害賠償請求権の時効、これ通常は事故だっていうと3年だけれども、10年に延ばされてるね。でも、その10年もまもなくって言えばまもなく。時効の中断があるから一概に2020年度に切れるっていうこ

とはないと思いますけども。あ、これ時効中断なかったんだっけな。忘れた。まあ、いいや。

で、そのADRの利用、これ積極的にやっていただいて、協議会の中でもね、これ町長が出てくるのか部長が出てくるのか課長が出てくるのかわからないけれども、積極的に呼びかけてね、ADRの利用をしてですね、早期に回収しよう。回収すべきものはね。あとは裁判で、もし不服であればやればいいんだから。そういう形で対応をしていただきたいと思います。そういうことでよろしいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。答弁を求めますが。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

先ほども答弁で述べたとおりですね、まず6市町村の枠組みがありますので、その中でまだ協議をしてないということで、早急に協議を進めて、それでいろいろ足並みがそろわないとか、なかなか前に進まないということであれば、阿見町も単独でADRのほうに申し入れということで進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は1時といたします。

午後 0時04分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

海野議員。

○9番（海野隆君） それでは、最後の質問。3番目のですね、りんりんロードの整備状況及びアウトレットのある阿見吉原地区へのサイクリングロードの延伸について質問をします。本質問はですね、平成29年3月に策定された阿見町観光基本計画をベースに行うものでございます。

茨城県は、筑波山麓から旧筑波鉄道の廃線敷きを通過して霞ヶ浦を1周する総延長約180キロメートルのサイクリングロードつくば霞ヶ浦りんりんロードを整備しております。阿見町内の予科練平和記念館にはレンタサイクルステーションが整備されており、町内の一部には自衛隊の施設があり、迂回を余儀なくされていますけれども、自衛隊との協議も行われていると聞き及んでいます。

阿見町の長年の課題は、アウトレットに来店する、来場するですかね、年間……。ここ330万って書いたんですけど、統計では阿見町全体として350万ということなんですけどもね、330万の観光客を町内に回遊させると、本当の意味での交流人口とする。これが阿見町の長年の課

題でございます。

阿見吉原地区に立地するアウトレットは2009年7月にオープンし、首都圏中央連絡道全線開通をにらんで2011年12月に増設をされました。地区内には公園や住宅・コンビニなども立地し、町並みらしい風景になりつつあります。また、倉庫・運輸業者・販売事業者なども立地し、さらに新設の計画もされております。圏央道茨城県内区間は2024年ですから、あと6年までに4車線での全面供用となる予定でございます。

こうしたポテンシャルのある阿見吉原地区から霞ヶ浦沿岸を通るつくば霞ヶ浦りんりんロードまでサイクリングロードを延伸することができれば、観光客の町内回遊を飛躍的に増加させる可能性があります。さらに龍ヶ崎市、取手競輪がある取手市への延伸ができれば、利根川沿岸を千葉県の銚子市、利根川源流の群馬県みなかみ町までを見通すことができます。

そこで、以下の質問をします。

りんりんロードの阿見町内の整備状況について。

2番、サイクルステーションなどのロード拠点となる施設の整備について。

3番、霞ヶ浦沿岸から町内を回遊し、阿見吉原地区にサイクルステーションを整備する延伸路線を構想・計画し、県に提言する考えはないか。

以上について御質問をいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい。りんりんロードの整備状況及びアウトレットのある阿見吉原地区へのサイクリングロードの延伸についてお答えをいたします。

1点目の、りんりんロードの阿見町内の整備状況についてであります。

町内のりんりんロード区間は、霞ヶ浦湖岸沿いの、全長約7キロメートルのルートを設定しており、昨年度までにサイクリストの道しるべとなる案内看板の設置及び矢羽や危険箇所を注意喚起する路面表示の安全施設整備工事を竣工しております。

2点目の、サイクルステーションなどのロード拠点となる施設の整備についてであります。

今春、県が土浦駅の「プレイアトレ」内に開設しました駅直結型サイクリング拠点施設「りんりんスクエア土浦」の開設に伴い、県内へのサイクリング周遊人口の期待が高まっております。

当町においても、サイクリストの休憩拠点として、予科練平和記念館やあみプレミアム・アウトレット、町内の飲食店やコンビニ等、計10カ所をサポートステーションとして登録しております。サポートステーションにおいては、トイレや空気入れ・工具等が誰でも無料で利用することができます。また、県で運営しております水郷筑波広域レンタサイクル事業に今年度7月より参画し、予科練平和記念館を貸出施設として登録しております。

3点目の、霞ヶ浦沿岸から町内を回遊し阿見吉原地区にサイクルステーションを整備する延伸路線を構想・計画し、県に提言する考えはないかについてであります。

サイクリング施策の推進につきましては、町でも観光振興基本計画の基本方針で「霞ヶ浦に目を向けた阿見町らしい観光交流の創出」として、県及び市町村と連携したサイクリングの推進が位置づけられております。

具体的には、サイクリング拠点の整備として、圏央道からのアクセス向上を図るため、インターチェンジ周辺におけるサイクリスト向けの拠点整備を検討すること。また、サイクリング環境の充実として、県や近隣市町村と連携し、霞ヶ浦沿岸地域におけるサイクリング観光を推進するため、サイクルサポートステーション、案内サイン等を整備すること。さらに、レンタサイクルの整備として、観光拠点からの自転車による町内周遊を促進するため、あみプレミアム・アウトレット、予科練平和記念館等の施設へのレンタサイクルの導入を図ることが示されております。

町としましても、これらの観光施策に基づき、県と連携しながら、霞ヶ浦沿岸におけるサイクリングを活かした観光交流を推進するため、施設とサービスの充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。

答弁の中にですね、ありました、まずね、町内に10カ所のサポートステーション、これを整備しているということなんですけども、この利用状況ってのはわかりますかね。済みません。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。7月から水郷筑波広域レンタサイクル事業に参画をさせていただきまして、まずその実績ですか、10カ所のサイクルステーションの実績については、ちょっと把握はしてない状況ですので、これは年度の中でちょっと整理をさせていただきたいというふうに思います。済みません、どうも。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） そうすると、予科練平和記念館にレンタサイクルの貸出施設ということなんですけど、これについても……。これはわかりますか。済みません。じゃあ、こちらお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。貸し出しにつきましてはですね、7月が21台、それから8月が5台、それと9月が3台、10月が22台ということで、合計41台というふうなことでございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。月によってね、大分少しでこぼこはあるようですけども、20台とかね、そういう台数が貸し出しされていると。霞ヶ浦沿岸とか旧国道125号線、旧でいいのかな、あそこは。あのね、ところを通ってみると、いわゆるサイクリストといわれる人たちが走っていてね、ああ、こんな状況が出てきたなという感じを……。以前と比べると相当目にするという感じになっておりますけれども。

で、3番目ですけども、阿見町の観光基本計画、私も観光ボランティアガイドで幾つかね、御案内していて、改めて観光基本計画読みますとですね、町に我々は誘導されてるなというふうな感じでね、観光ボランティアガイドもですね、その一助を担っているというような感じでおりますけれども。主要プロジェクトに指定されたっていうか、主要プロジェクトとして上げられたね、あみプレミアム・アウトレットへのサイクリスト向けの拠点整備の検討、多分これはイメージとしては土浦駅にあるような整備を、私自身はイメージしてるんですね。

この前も行ってきましたけれども、どういう設備をいつごろまでにというのは検討をされているような状況なんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 土浦のプレイアトレ内にあるりんりんスクエア土浦は、最近できたわけなんですけども、そういう施設があれば本来はいいんですけれども、予科練平和記念館にあるような貸し出しができるようなレンタサイクルステーション的なものでもいいから、ちょっと阿見吉原地区を1つの拠点として貸し出しができるような施設というふうなことで町としては考えておりました。

で、これは観光振興基本計画に位置づけられた施策の中で、町のほうとしてもアウトレットのほうに働きかけをしまして、御相談をさせていただいたんですけれども、やはり会社の方針ですとかいろいろな問題があって、なかなかそこまではちょっと整備をすることはできないというふうな話になっております。ただ、サポートステーションについては、装備が一部あるので、それはアウトレット内のコミュニケーションセンターの中で取り扱うことはいいだろうというふうなことで、御協力をいただいているというふうなことでございます。

ただ、海野議員が言われたように、町としてこの観光振興基本計画、町の観光資源は、もちろん予科練平和記念館、霞ヶ浦、それにいろいろあるんですけれども、なかなか訴求性に富んではない観光資源であるというふうに我々も認識しております。なおかつ町内の飲食店だとか、そういった部分について、いかにアウトレットに来たお客様を誘導していくかというふうなことも含めて考えていかなければならないということで、今回観光基本計画の中でその方策を検討しているわけですので、可能な限り阿見吉原地区にもですね、そういう拠点ができるよ

うな場所があれば、随時整備をしていきたいなというふうなことでは考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 先ほどね、1回質問のときに申し上げたんですけれども、自衛隊の施設、武器学校ともう1つね、そこを迂回するような形でルートが今できていると。これについて迂回を解消するような、そういうことが議論されているんじゃないかと。こういう話をしたんですけれども。御回答はなかったんですけれども。

土浦市選出のね、県会議員安藤真理子さん、この方がいわゆるつくば霞ヶ浦りんりんロードか、ここについて何度もね、議員になってから触れております。直近では9月に県議会で質問をされていて、そこをちょっとね、御紹介しますとこういうふうに言っています。

整備が遅れている霞ヶ浦の南岸では、大半は湖岸沿いの道路を通りますけれども、阿見町にある自衛隊武器学校にかかわる区間では湖岸沿いを離れ、国道125号に迂回するコースとなっております。この区間は、道路の端に矢羽を表示していますが、実際に自転車で走ってみると道幅が狭く、交通量もとても多いため大変危険であると感じております。しかし、武器学校の前の道路周辺は住宅等が密集しており、道路拡幅などの整備は難しいと思います。そこで武器学校の区間を湖岸のほうに迂回して、霞ヶ浦湖上に人と自転車の専用道を設置するといった斬新な発想を持ってはいかががでしょうか。サイクリストの安全確保は当然ですが、サイクリングという新しい観光に目玉をつくる必要があると考えます。もちろん実現には種々の課題があることは承知しておりますが、常識に捉われない大胆な発想として、ぜひ検討していただきたいと考えております。

こういう質問をしたんですけれども、残念ながらね、担当部長がね、これには全く回答しないで、別な、その前段の回答だったんですね。でもね、やっぱり近隣の議員がね、そうやっていわゆる全体の状況をね、把握しながら、こうやって県議会でわざわざこの阿見町の弱みっていうかな、そこについて触れていただいて、県で提言してくれたってことは感謝するほかないと私は思っております。

多分安藤議員がね、持っている認識は、我々議員もそうだし執行部の皆さんも共有しているんじゃないかと思えます。ですから、その解決に向けてというかな、何らかのね、やりとりがあってもいいんじゃないかなというふうに思います。それで……。あ、これについては知りましたよね。済みません。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。9月の県議会の定例会に、土浦市選挙区の安藤議員がそういう質問していただいたということで、非常に我々も大変うれしく思っております。

そういう武器学校と、あと防衛省の技術研究本部ですか、そのところがどうしても旧125号を迂回しなければ、湖岸の堤防沿いには行けないというようなところは、町としても十分認識しています。ただ、そこをどうするかということになると、なかなか県の部長さんと同じなんですけれども、財源的なもので単独で出せるようなものではないので、これが実現、県のほうでやっていただければ非常にすばらしいなというふうには思っておりました。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ただね、一方ではですよ、湖岸をずっと通っていってしまうと、町を回遊しないっていかね、旧125号線、幾つか食べるところとかね、あります。グリーンデルワルトの御主人様に聞きましたらですね、お客が増えたかという、そうでもないという答えでしたが、いずれにしてもね、そういう意味での湖岸を完全に通ってしまうとね、そこはできないということで、ちょっとまたそれはそれで考えなくちゃいけないかなとは思いました。

それでね、ここでね、安藤議員は斬新な発想とかね、大胆な発想とか、こういうふうにおっしゃっていて、私もね、そうだなと。もうちょっと自由に大胆な発想を考えたほうがいいかなと思いました。それで、私が3番目でね、アウトレットからりんりんロードに延伸する、この道路、これ4車線で計画されてますよね。比較的道幅があって、狭いという感じではありませんので、専用路側帯っていうわけにはいかないけれども、それなりのところを通るし、霞ヶ浦がちょっと見えたりして、筑波山も見えたりして、非常にいい感じがいたします。

これ千葉茨城道路の一部を形成していますし、龍ヶ崎方面からずっと皆さん来るし。で、何よりこのアウトレット、330万とか350万とか言われてますけど、このお客さんたちに相関性があるような感じがするんですね。車で自転車積んできて、あそこからサイクリングに向かうと。で、一周するか半周するかわからないけども、そういう形でまた戻ってくるとか。そういう形で考えたらいんじゃないかと。

で、サイクルステーションをこの観光基本計画でね、整備するといっても、やっぱりサイクルロードをつながないとまずいと思うんですよ。ですから、ぜひね、りんりんロードの延伸あるいは独立でも構わないんだけど、つなぐような形で県に提言をしていただきたいというふうに思っています。

あのアウトレット周辺というのは、こっちは海老名、それから厚木、東名につながって、中央道か、関越、東北、常磐、東関東自動車道、銚子まで行っちゃう。それから、館山道路にまで行っちゃう。そういうね、ちょうど結節点にあるので、非常にいい場所じゃないかなと思います。ですからね、ぜひ、この延伸ロードの件をよく町で検討して。これには入ってなかったですね、観光基本計画の中には、延伸ロードということについては全然触れてなかったんで、ぜひね、これ茨城県に提言してほしいと思ってるんですけど、いかがでございましょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 提言という質問でしたので、どういう形で提言したほうがいいのかというふうなところの部分でも、ちょっと町としてもちょっと悩んだところは正直ございます。で、観光振興基本計画には、海野議員が言われたとおり、そのルートはどうしようかというふうな話まで行ってるわけではございません。ただ町としては、茨城県も含めてなんですけれども、サイクリングでまちづくりを進めていくということについては、積極的にやっていかなくちゃいけないんだろうと思いますとし、冒頭海野議員がお話しされたとおり、町内に観光客を周遊させるという1つの手だても考えていかなければならない。そうすると、島津下からアウトレットに行く4車線の道路がいいのかどうかというようなところも1つはあるんだろうなというふうに思います。

ただ議員のほうで今お持ちの、このつくば霞ヶ浦りんりんロードサイクルマップをお持ちだと思うんですけども、そこにはそのルートですか、観光の名所として、サイクリングとして、島津下からアウトレットを回ってみやもとブルーベリーまで行く。あと雪印の工場見学といったPRもしていただいておりますし、それ以外にも、例えば阿見坂下から上がっていくようなルートも1つ考えられるんじゃないかなというふうに思います。

その辺のところを総合的に勘案した中で、茨城県のほうでりんりんロード、これりんりんロードといいましても構成市町村がかなりありますので、そういった中でりんりんロードとしてできるのかどうかというようなところも踏まえて検討しなければならないと思いますので。ただ町としては、サイクラーの方を町内に誘導していくというふうな考え方については進めていきたいというふうに思いますので、その辺のところでも御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） はい、ありがとうございます。

最近ね、この質問しようかなと思ったら、たくさん新聞記事が出てきて、11月の27日、私は参加しなかったんですけども、11月27日の茨城新聞によると、水戸でね、自転車の活用の可能性を探るいばらき自転車シンポジウム、町から誰か出てったかもしれませんけれども、シンポジウムがあったということですね。そこで自転車走行空間の整備、これをやっぱりほかの市町村も、つくばと土浦と水戸、これは結構歴史があって、自治体独自でやっているらしいですが、ほかの市町村も策定すべきじゃないかとか。

それから、その後これは12月4日ですから、昨日ですけども、昨日だったかな、県南西7市町と県と国交省が推進協議会を設立して、サイクリング道路も整備すると。広域的なサイクリングロードを整備すると、こういう記事も載っておりました。私も霞ヶ浦があるから牛久もあるかなと思ったら、やっぱり牛久もね、ずっと沿岸にサイクリングロードを結んでいて霞ヶ浦

と結べばそこもぐるっと回れるような感じ。

で、非常にそういう形で、もう今は広域的にもね、大分そういう形で進んでいるということを考えてですね、町としても少し広域的に連携をとって、しかし、町が自らこういうふうにするっていうことを出していかないっていうと、牛久なんかはうちのところありますみたいな感じになりますよね。だから、龍ヶ崎・牛久にアウトレットからまた南側へ行くような、そういう形をぜひね、町が主導をとってというわけじゃないけれども、町が主導をとってね、やっ  
ていくと。それは、いずれにしたって阿見町から観光客がどこかへ流れるってことは、ほとんどないわけですね。阿見町へ来るっていう想定のほうがずっと大きいと思います。

ですから、それをですね、ぜひやってほしいと思っております、この答弁をいただいて私の質問は終わりにしたいと思えます。どうでしょう。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。海野議員が言われるように、観光は1単体の自治体だけで進められるものではないということは十分承知しております。やはり近隣市町村、それ以外の広域的な部分で、やっぱり観光が成り立っていくんだらうというふうに思っておりますので、そういった観点の中で、先ほど、何ですか、鬼怒川・小貝川かわまちづくり推進協議会、そういったものもできたようですので、茨城県に働きかけしましてですね、広域的な中でサイクリングの振興といいますか、そういったものを茨城県のほうともちょっと話をしていこうというふうには考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 最後って言って……。これだけ紹介してね。

平成28年度の観光入込客市町村ランキング、阿見町は第6位と。堂々たる第6位ですよ。352万2,200人。トップは大洗454万4,700人。これは観光客だけじゃなくてガルパン人気も相当寄与してるというふうに聞きますけれども。2位が水戸市、次つくば、ひたちなか、笠間、次に阿見町が来るんですよ。ですから、これは本当に……。その次、7番目はね、270万ですから80万人も違うんですよ。

ですから、この観光入込客をどのように町内に誘導したり、あるいはこの人たちに交流人口としてしっかりと定着してもらおうということが大事だということを申し上げて、終わりにしたいと思えます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） これで、9番海野隆君の質問を終わります。

次に、13番難波千香子君の一般質問を行います。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番難波千香子君登壇〕

○13番（難波千香子君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず移動スーパーについて質問させていただきます。

現在、少子高齢化や核家族化の進展など、社会情勢の大きな変化に伴い、買い物の場所や移動手段などの日常生活に不可欠な機能が低下している現象は、高齢者を中心に大変大きな問題であります。いわゆる買い物弱者と称される方々の生活課題は、決して過疎地域などにとどまらず、身近な場所から買い物をするためのお店が撤退し最寄りの商店施設が遠く、バスなどの移動手段が少なく買い物に出かけにくい状況は、都市部郊外の住宅団地においても顕在化してきており、一気に深刻な問題に直面するおそれがあるのです。

経済産業省の推計では、住まいから生鮮食品店まで直径で500メートル以上離れていて、移動手段として自家用車を使えず食料品の購入が困難な65歳以上の買い物弱者は、全国で600万人を超え700万人とも言われております。住民の高齢化に伴い増えていくと懸念されております。阿見町においても例外ではなく、高齢化率は現在27%を優に超え、今後の対応が求められる事態となっております。

経済産業省による買い物弱者支援マニュアルは、対策として1つには身近な場所に店をつくること。そして、2つには家まで商品を届けること。3つ目には家から人々が出かけやすくすることが挙げられておりますが、その場でたくさんの種類の野菜や総菜、生鮮類を見て購入できる移動スーパーの需要が最も大きいとされています。

バスに乗って重たい荷物を抱えて買い物に苦労されている方、車に乗ることを控え週末に子供や友人にスーパーへ買い出しに連れていってもらおう方、以前は移動販売車が来ていたが事業者が御高齢などから来なくなってしまい今困っている方々などから、移動販売実施に向けた御要望の声をいただくことが多くなっております。

今年9月から開始しましたつくば市・取手市・日立市で移動スーパーの運営実績がある食品スーパーカスミと、笠間で運営しております移動スーパー実証実験を視察してまいりました。約400品目を満載した軽トラックが週5日で65カ所を巡回します。この日は10カ所を回り、それぞれ10分程度の滞在。農家のお宅の庭先では早くからテーブルと椅子を置き、談笑しながら待っておりました住民が、テーマソングを流してやってきた軽トラックに、買い物かごを持って駆け寄り、楽しみながら商品を選んでおりました。買い物に訪れた住民は、週1回交流の場にもなって毎回楽しみですと感想を語っておられました。住民が集うコミュニティの場ともなっております。

昨年3月の定例会で、買い物弱者の実態と支援について一般質問させていただきましたが、

移動販売事業は町としては参入を希望する事業者と連携しながら、地域の実情に合った事業を検討したいとの回答でありました。2年近くがたとうとしておりますが、買い物弱者を支援する移動スーパーについて、今後の取り組みはどのようになっておられるのでしょうか。

次に、経済産業省では支援策としては民間で採算が取りにくい地域では、自治体の補助も提言しています。町として、事業者に対してどういった補助が考えられるのかお伺いいたします。  
○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 難波議員の、移動販売車による買い物支援についての質問にお答えをいたします。

1点目の、買い物弱者を支援する移動スーパーについての今後の取り組みについてであります。

当町においても、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加が予想され、身近な場所で食料品などの生活に必要な物を購入できる店舗がない地域においては、移動手段を持たない高齢者にとって、買い物支援は重要な課題だと認識しております。そうした高齢者への対応として、移動販売を実施している事業者と連携しながら、移動販売車による買い物支援に平成31年度中の実施を目指し取り組んでまいります。

2点目の、町として事業者に対してどういった補助が考えられるのかについてであります。

事業者と具体的な協議に入っておりませんので、現時点ではまだお答えはできませんが、既に移動販売事業を実施している自治体等を参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。それでは、再質問に移らせていただきます。

まず1点目ですけれども、地域の要望やニーズ、こういった把握は具体的にどのように今後当たっていかれるのでしょうか。段取りについて今時点でお伺いしたいと思います。また、どのような地域を候補地として、現時点で考えられるのでしょうか。必要に応じて、またその見直しが可能なのかどうか、現時点のお考えをぜひお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず1点目の地域の要望・ニーズについてでございますけれども、この移動販売による買い物支援というものは、行政と地域と事業者、これが一体となってやっけていかないとなかなかでき

ない事業だというふうに考えております。そういった中で、まずは地域のニーズというものが必要になってくるとお思いますので、まずはある程度地域を限定、町のほうでこれから選定をしてですね、その該当する地域の区長さんですとか、あとは民生委員さんですとか、そういった方々の意見等もお聞きをしながら決めていきたいなというように、ニーズを把握していきたいなというように考えております。

そういった中で候補地を決めまして、あとは地域のほうで、やはりそういうニーズがあって、ぜひ移動販売が来てほしいというところであれば、地域のほうから停留所の案を町のほうに要望をいただいて、そういった中で停留所については事業者のほうと相談をしながら、最終的には事業者のほうで判断をしていくということになると思うんですけど、まず地域に十分な説明をして、その中で地域からの要望等を吸い上げて、ぜひここに来てほしいというふうな案があれば、検討していきたいというように考えております。

あと、途中で見直しが可能かということになりますと、要は停留所の見直し、追加とか変更とかということになるかと思えますけども、実施した後ですと、地域の要望ですとか販売実績とか、そういったもの勘案しながら検討はしていく必要性はあるかと思えますけども。ただ、1度実施している停留所を引き上げる場合には、そこは慎重に検討する必要があるのではないかなと思っております。

先行してやっている自治体なんかでも、おおむね半年程度で目安にですね、追加・変更なんかをしているというふうなことも聞いておりますので、そういったところを参考にしながらですね、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

また、今ルートを選定とか場所、そして提供回数、週1回とか2回とか、また滞在時間とか、こういったことは当然民間の事業者のほうで決めていかれるかとは思いますが、この辺のところはそういった考えでおられるのでしょうか。よろしいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。まず地域の選定については、基本的に食料品とかのお店がないエリア等を中心に検討していきたいなというふうに考えております。その中で、地域に説明をして区長さん等からですね、停留所の提出があった後に事業者のほうと、行政区と協議をして、最終的には事業者のほうでルートを決めていくということになるかと思えます。

で、販売日数とか滞在時間ですけども、大体先行でやっている自治体の例なんかを勘案しますと、1日6カ所から10カ所程度で滞在時間が大体15分前後で実施されているところが多いよ

うでございますので、この辺も実際具体的に停留所とかそういったものが決まった段階で、事業者のほうと協議をして詰めていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

近隣の店というよりは、離れている場合もあるんですけど、当然配慮していくと考えられるんですけども、特に気をつけたいということは何かございますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。まず基本的に事業を実施する場合には、近隣に食料品等のお店がないエリアでの実施を考えておりますけれども、仮に近隣にお店等がある場合には、事前に十分な説明を行いまして御理解いただきながら、スムーズな事業展開ができるようにしてまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 先ほども飯野部長のほうから他自治体の先行事例を少し話していただきましたけれども、今後既に実施している自治体を参考にしながら検討していくというような御答弁もいただきましたけれども、そういった中で成果・また反省点、また阿見町でも学んだ上で事業をスタートするのかなとは思っておりますけれども、特にまた参考にしていきたいなという、そういうような自治体がもし今現在あれば教えていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

難波議員さんのほうが、直接既に視察をされているということでございますので、十分御理解されてるのかなと思います。で、町のほうでもいろいろ調べまして、実際につくば市・取手市・日立市・笠間市、あとは牛久市とか水戸市なんかでも実施をされております。

例えば、最近始まった笠間市のほうでは、軽車両の移動スーパーを利用することによって車両に乗り込まないで、その場で買い物楽しむことができるんで、足腰の弱い方にも優しい移動スーパーとなっているというような事例もありますので、そういったのもいろいろ参考にしながら、地域のニーズに合ったですね、事業を展開していけたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。特にどこの自治体もなんですけども、

場所の選定が1番御苦労されたというようなお話も伺ってますので、陰の部分でまたよろしく  
お願い申し上げます。

また、周知等も今後考えられるかと思うんですけれども、そういったことはどんなふう  
考えておられますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず事業のエリアとか停留所の選定をするということになりますけども、事業を実施するに  
当たりましては、地域の住民の皆様の御理解と御協力が必要でございます。例えば、訪問販売  
行っても人が集まらないということになりますと、採算性のないということで継続が難しいと  
いうことになってしまいますので、そこら辺は地域の住民の皆さんにも、地域の方からいろ  
いろ声かけをしていただいて人を集めていただいたりとか、そういう御理解、御協力が必要だ  
と思っておりますので、町と事業者と、それから行政区の区長さん、それから民生委員さんな  
ども連携を図りながら、対象となる地域の皆さんに丁寧に説明をしていきたいなというふう  
に考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

続いて、補助ということで、御答弁では具体的な協議に入ってからということになるか  
と思うんですけれども、先ほど視察に行かしていただいた笠間では、営利利益高に対して年間100  
万弱を補償されてるというお話も伺ってまいりました。

また、取手のほうでは厚生労働省の補助金を活用した事業で生涯現役・全員参加・世代継承  
型雇用創出事業という、100%ということで3年後から今6年目だということですが、  
事業実施にかかる費用の一部を補助金として200万円を交付して、これは使い道としては買  
物の補助員、介助する人を人件費の補助として交付しているというお話も伺いました。取  
手のほうは、最初13地区で16地点でしたけれども、今6年目に入ろうとしている現在では18地区  
の倍近い地点でやっていると。年間約1万5,000人の利用があるということも伺ってまい  
りました。

また、先ほど笠間のように、ほかにも春日部、ほかの自治体でも専用の改造した軽トラ  
ックの車両購入に係る経費を支援している。そういったところもございましたので、またし  
っかり協議していただきたいなと思います。

そして、参入した事業者がぜひ今後自立できるような体制をしっかりとやっていただ  
きたいと思っておりますし、また高齢者を見守るという意味も出てくることかと思  
いますので、その辺も提供

するような事業にさせていただきたいなと思います。

また、今後のスケジュールですけれども、御答弁のほうで31年度中の実施を目指して取り組んでいくとの御答弁をいただきましたけれども、笠間のほうでも1、2月に事業者に打診して6月には区長さん、行政区のほうに運行ルートを渡して、9月には今年スタートしたというお話も伺ってきましたけれども、阿見町におきましては、開始としては具体的に9月ごろ、その前後になるのかな、どうなんでしょうか。その辺の予定、目安があればお聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。これから対象エリアの選定、それから対象エリアの行政区の区長さん等への御説明等、それから今度は事業者とのいろいろなすり合わせ等もございます。なるべく早く取り組みを開始したいなというふうには思っていますが、あと、県のほうでこの買い物支援移動スーパーに対する補助事業が活用できるのではないかなというふうにも考えておりますので、そうしますと、その補助の申請とか等を踏まえまして、早くても来年の秋ぐらいに開始しをできればいいなというふうに、一応今のスケジュール案としては考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

最後に町長のほうから御答弁を伺いたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。ございますか。

○議長（吉田憲市君） 難波さん、質問は何でしょうか。

○13番（難波千香子君） 失礼しました。今のことに関して、町長の今後の展望という、そういう時点で、はい。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい。移動販売につきましては、就任当初から町長と語る会で行政区回ったときにですね、やはり公共交通と一緒にですね、買い物弱者の支援ということで、かなり要望が強かったんです。一度、恐らくこの周りでは2つの事業者さんがあると思うんですけれども、1つの業者さんと話し合う機会がありまして、そこで話し合ったときには、先ほど軽乗用車ということでありましたけれども、2トン車であるというようなことで1,500万円ぐらいの車の費用、それから人件費お2人分ですかね。これではちょっと金額が大き過ぎるということで断念した経緯がありました。

私も、なぜ軽でできないだろうかというふうに思っておりまして、そしたら8月ごろでしたか、笠間で軽でやっているというようなことになりまして、またその話でその業者と話し合

いをしました。これなら行けるかなという大体費用が半分くらい。それから、契約の仕方です。ね、売り上げが上がれば経費負担が軽くなるだとか、それから今部長からも話があったような県の補助金等も使える見込みがある。こういったことも踏まえて、もう少し研究していけばですね、もっといい形の移動販売ができるんじゃないかという思いがありまして、今検討してるところであります。

もう1つの業者もあるんですけども、まだそこは話を聞いていないので、そういうところも含めてですね、これから31年度中にやりたいということでもあります。補助の時期も含めましてですね、できるだけ一般財源使わないような形でですね、やりたいと思っています。できるだけ早くですね、買い物弱者を支援したいというふうに思っています。

前回行いました南平台一丁目、二丁目、三丁目の語る会でもその話が出まして、そのときはまだ決定ちゅうか、計画がまだ半端であったので、そのときは申し上げられませんでしたけれども、もしかすると南平台あたりもですね、移動販売があればもっといい形ですね、生活ができるんじゃないかと。公共交通がままならない中で、それを補完的なことができるんじゃないかというふうに思ってますので、期待して待っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。ビジネスですから、本当に採算性、収益性、そういうことも需要と供給のバランスも事業者にとっては重要になるかと思えますけれども、大いに期待し、今後を見守ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

ランドセルの重量緩和「置き勉」の取り組みについて、3点御質問させていただきます。

まず1点目、2016年からの脱ゆとり教育の後には、教科書協会の調査によると小中学校の主要教科の平均的なページ数は1.5倍程度増えており、学習の中心である教科書自体が重くなっていると言われております。小学校に通う子供さんを持つ親御さんから複数相談がありました。朝夕と登下校する小学校低学年の子供たちの様子を見てみると、大きなランドセルを背負い、手には手提げバッグを持っています。見るからに、とても重たいように見受けられます。日によって重くなる日もあるということで、子供たちのランドセルの中身が非常に重い。8キロ、7キロと毎日背負っています。

こういう中で、文部科学省は9月、通学用の荷物が重過ぎるとの声が児童・生徒・保護者から上がっていることを受け、全国の教育委員会などに対し一部の教材を教室に置いて帰る、いわゆる「置き勉」を認めるなどの対策を検討するよう通知を出したと伺っておりますが、阿見

町の教育委員会の現状認識と対応についてお伺いいたします。

2点目、「置き勉」を認めるか否かは学校の裁量によりますが、認めていない学校があると伺っていますが、早期に学校の対応を見直し、持ち運ぶ教科書などの重量に配慮するよう取り組むことはできないものでしょうか。

3点目、重いランドセルを背負って毎日学校に子供たちが通学しておりますが、成長過程に重過ぎるランドセルが与える悪影響というものはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） ただいまの難波議員の、ランドセルの重量緩和「置き勉」の取り組みについての質問にお答えいたします。

1点目の、教育委員会の現状認識と対応、及び2点目の認めていない学校についての対応の見直しについては、一括してお答えをいたします。

本年9月に文部科学省から「児童生徒の携行品に係る配慮について」の通知がありました。これは、授業で用いる教科書やその他の教材、体育用品等が過重になっていることから、適切な配慮を講じることが工夫例とともに示されたものです。教科書やその他の教材等は、宿題や予習・復習などの家庭学習を行う上で重要なものではありませんが、何を持ち帰らせるか、何を学校に置くことにするかについては保護者等と連携し、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、地域の実態等を考慮しながら、適切な配慮を講じる必要があると認識しております。

対応が遅れている学校につきましては、文部科学省からの通知の内容を再度確認し、保護者等と連携を図りながら対策を講じるよう、指導してまいりたいと考えております。

3点目の、成長過程に重過ぎるランドセルが与える悪影響はないのかについてですが、やはり過重な携行品については、身体の健やかな発達に悪影響が生じかねないと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず1点目で、対応が遅れている学校については対策を講じるよう指導していただけるという御答弁でございましたけれども、大変安堵しております。が、ある低学年のお子さんをお持ちのお母さんから、ランドセルの重さを図ったそうです。そしたら6キロあったそうなんです。そこに水筒などを入れるとさらに重くて、ひっくり返りそうになったって、笑い話では済まされないと、そのように話されておりました。で、対応できてない学校っていうのはどこで

しょうか。教えていただいても大丈夫ですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

各学校に状況調査をしたところ、対応できていないという学校はございません。で、学校によりまして文書で通知している学校と、口頭で言っている学校がありましたので、今後は保護者と連携しながら、きちんと学校便りや学年便り等で文書通知するように指導しております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。ちょっと認識の違いでしょうか。3つの学校の父兄から言われたんですけれども。文書でやっぱりやっていただかないと、どなたに、誰が、教師だけが認識していて、お子さんから話してない。だから、できてるのは私の知る限りでは2校だけ。はい。きちんとされてるといふ。その辺もまた、ぜひ指導していただい、思い込みと実際は違うということがありますので、まして父兄の方からの今回の要望ですので、またぜひその辺は改めて、そういった文書なりを配布していただくと安心するかなと思います。よろしく願いいたします。

また、対応された学校では、どういった教科書……。あ、全部の学校が対応されると今お話されてましたけれども、どういった教科書を学校保管されておられるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

1つの例といたしまして、阿見第一小学校が対応している例なんですけれども、各学年とも必ず持ち帰るものということで、第一小学校では連絡帳・学習の足跡・漢字ドリル・計算ドリル・国語の教科書というふうに明記しているそうです。それ以外のものは、学校に置いててもよいと学年便りで保護者に通知しております。また、持ち物については必ず記名にすると、名前を書くということも保護者にお願いしているところであります。

さらに、学年末PTAでランドセルの重さについて具体的に話をし、意識を高めております。第一小学校が学年末PTAでのお話しした例といたしましては、ランドセル自体が大体1.3キロぐらいが大体平均だったというふうにお聞きしております。教科書等を入れた状態で3.3キロ程度、全ての教科書等を入れると大体5キロ程度ということになっておりますので、体の発達状況等においても違いますし、いろいろな通学の距離等に応じて、その都度明記したものの以外でも重いつていうことであれば、ロッカーとか机の中に置いていいということで対応をしているというふう聞いております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうしましたら、その対策の前後のランドセルの重量調査とか、当然そういうのもされているかと思うんですけども、ランドセルの重さが体重の20%を超えないことを医学界では推奨しておりますけれども、その辺どうだったのでしょうか。最高のランドセルの重さ、また平均のランドセルの重さ、その結果。また、その対応後の平均、どれだけ軽くなったのでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

今、難波議員からお話ありましたランドセルに関しましては、業者等の物によって重さ等も違いますので、そこまで細かくは認識はしておりませんが、子供にとってこの荷物では重いということであれば、そこから自己申告していただければ、それは置いていいということの個別の対応になるかなというふうに第一小学校でも申しておりました。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。しっかりやっていただきたいなと思います。

体の健やかな発達に悪影響が生じかねないと考えているという御答弁でございましたけれども、小学校のちょうどお子さんの親御さんたちとの懇談会の席で、今年入学された1年生のお子さんからは、ランドセルが上下に揺れ腰に当たって皮膚の皮がむけ出血し、病院で今治療されている、そういった特に小さいお子さんですので、大変な思いであるというお話も伺っております。

柔道整復師によりますと、背中がゆがむ側弯症や、日常的な過度な負担がかかることで神経を圧迫しヘルニアの症状が出る可能性がある。また体のできてない低学年は特に膝とか腰、股関節など下半身の影響があると警鐘を鳴らしている事例もございます。この辺の生徒の、子供さんの状況は御存じでしたでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

本年9月に文部科学省から児童生徒の携行品に係る配慮についての通知の中に、その工夫例や実例も載っておりましたので、それに関しましては各学校に通知して先生方に周知するように伝えてあります。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。議会の再開は2時10分といたします。

午後 2時00分休憩

---

午後 2時10分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

先ほどのランドセルの重量緩和「置き勉」の取り組みについては、大変にありがとうございました。今後とも早急に対応していただき、文書で父兄のほうに全校でしっかりと取り組むことができるよう、対応の差がないようにぜひよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に行かさせていただきます。

教員の働き方改革について。教員の過重労働が大きな問題として指摘されております。それを改善するために、これまでの働き方を見直して、疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことなく、子供たちに対して教育指導ができますよう、また児童生徒と接する時間を増やせるための対策を早急に進めていかなければなりません。

昨年12月定例会で、教師の過重負担の解消についても質問させていただきました。また、去る9月では海野議員も質問しておりますけれども、重複する点もあるかもしれませんけれども、よろしくお願いします。

まず取り組みについて。以下5点について御質問させていただきます。

1点目、教職員の働き方改革の取り組みの1つとして小中学校の業務時間外の電話対応についてでございます。留守番電話による自動応答メッセージに切り替わる設定時間でございますが、ほかの自治体は午後6時が多いのですが、阿見町は午後4時40分に設定となりましたが、多くの保護者から戸惑いの声を頂戴いたしました。その経緯を伺います。

2点目、文部科学省の調査によりますと、過労死ラインと言われる月80時間以上の時間外労働をしている教員が小学校で34%、中学校で58%に達しているとのことでありますが、これは非常に憂慮せざるを得ない状況であります。教育現場では、授業に加え部活動、いじめ、いやがらせ、不登校、そしてまた暴力行為等の問題行為への対応、そしてまた教育格差への対応、またさまざまな事務処理など、教員の負担は重くなってきておりますが、小中学校の教職員の休暇取得や時間外勤務、健康管理に対する意識について、教育長としてどのように認識しておられるのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、業務の軽量化・効率化に向けてさまざまな取り組みを行っているとお聞きしておりますが、地域の理解と協力があってこそ進められることもあると思いますが、教員の働き方改革の取り組みについて、現状と課題についてお伺いいたします。

4点目、児童生徒の健全なる育成には部活動は必要であります。が、教員の多忙化対策をめぐっては部活動のあり方が課題となっております。また、顧問教員の中には休養日もなく指導を行っておられるようでありますが、地域の文化・スポーツ指導者らが学校職員として積極的に部活にかかわれるように、また、実技指導でなく顧問についたり、校外活動の引率を単独で

かかわれるような部活動指導員制度の導入も進められておりますが、当町の中学校の部活のあり方と、部活動の指導員の配置の取り組みはどのようになっておられるのか、お伺いいたします。

最後に5点目、文部科学省は昨年12月から各市町村において業務改善方針、計画を策定することを求めています。どのようになっておられるのでしょうか。また、教育が担う業務と地域住民らが分担できる業務を整理し、教員の勤務時間の上限の目安となる指針を策定すべきとしておりますが、タイムカード等の活用、学校徴収金の公会計化、統合型校務支援システム等について、どのようになっておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 教員の働き方改革についての質問にお答えいたします。

1点目の、小中学校における業務時間外の電話対応についてであります。

本年2月に文部科学省事務次官から「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底について」の通知がなされました。その中の「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための措置」の中で、「保護者や外部からの問い合わせ等に備えた対応を理由に時間外勤務をすることのないように教育委員会事務局等への連絡方法を確保したうえで、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講じるよう」に示されております。

勤務時間は午後4時40分までですので、その時間を明記して保護者宛の文書を出しましたが、問い合わせや不安な保護者の声も寄せられたことから、午後6時を目安に設定時間を変更する文書を配付いたしました。

2点目の、小中学校の教職員の休暇取得や時間外勤務、健康管理に対する意識についてどのように認識しているかについてであります。

タイムカードの導入や学校閉庁日の設定により、教職員の勤務時間に対する意識や休暇取得の意識は高まり、改善が図られるようになってきていると認識しています。しかしながら、依然として過労死ラインの月80時間以上残業している教職員も多く、長時間勤務の是正は深刻な状況であると考えております。

3点目の、働き方改革の取り組みについて現状と課題はどうかについてであります。

事務次官通知により示された学校業務の適正化について、業務の役割分担、適正化を教育委員会としても進めてまいりました。教職員の負担軽減及び生徒指導の充実を図るためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職の配置、学校事務の共同実施による事務作業の効率化、学校の植栽管理等の支援がその一例です。しかしながら、基本的には学校以外が担うべき業務、必ずしも教師が担う必要のない業務とされながらも、改善が図られてい

ない業務も多く残されており、今後の課題と捉えております。

4点目の、中学校の部活のあり方と部活動指導員の配置の取り組みはどうかについてであります。

町では、本年8月に、スポーツ庁及び県の運営方針に基づき、阿見町運動部活動の運営方針を策定しました。中学校の部活動は生徒の自主性や協調性を育むとともに、豊かな人間関係を築き、心身ともに健全な育成を図ることを狙いとしております。教職員の負担等の課題もありますが、部活動指導員の配置等、学校と地域が連携しながら部活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

5点目の、業務改善方針・計画の策定についてどのようになっているのかについてであります。

事務次官通知により示された学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みをもとに、業務の適正化に努めてまいります。タイムカードや統合型校務支援システムは既に導入しております。通知で「基本的に学校以外が担うべき業務」とされた学校徴収金の公会計化のうち給食費の徴収につきましては、早期に実現できるように検討を進めております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変に詳しくありがとうございました。

それでは、再質問に移らさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、1点目の業務時間外の電話対応ですけれども、6時に変更したという文書を配布したとの御答弁でございましたけれども、大変に安堵いたしました。2週間足らずで文書を差し替え、対応されたことは評価すべきだと思っております。最初の文書につきましては、保護者からまだ働いていて家に戻っていない時間帯、また教育委員も知らなかった、また夏場には子供たちは部活動で学校に残っている場合もございます。性急な判断だと思えます。

季節によっては、夏時間4月から7月と冬時間、小中学校の設定時間を午後6時から6時半、あるいは7時と変えている学校例もございますが、その辺の考え方は、今後どうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） お答えいたします。

働き方改革の取り組みの1つとして、業務時間の明確化及び放課後の電話の状況を確認しましたところ、町平均で1日8件の電話がかかってきておりました。そのうち、ほぼ学校関係者と保護者からでありました。小学校のほうが4時に大体下校であります。中学校は季節によっ

て下校時刻は違うんですが、町として一律6時ということで設定いたしました。

それから、朝の連絡に関しても小学校は連絡帳をもって欠席の連絡をしております。中学校は連絡帳がありませんので、朝練もないことから7時40分以降に電話をしてくださいということで文書通知しております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変に御苦労されてると思っております。先ほどの御答弁でもタイムカードの取り組みの改善が図られて、それでも月80時間以上残業してる教職員が多くおられるということですが、まず時間外勤務の統計は、小中学校どうなっておられるんでしょうか。

まず1日当たりの平均勤務時間、そしてまた、80時間以上残業している小中学校の教員数はどうなっておりますでしょうか。お教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

各小学校中学校に毎月教頭のほうから、指導室のほうに時間外勤務の各先生方の一覧表を提出していただいております。10月の平均であります。小学校が55時間、中学校は残念ながら80時間を超えております。小学校のほうですが、80時間を超えている教員が14名10%であります。中学校教員に関しましては、部活動等がありますので80時間を超えている教員が49名58%でありました。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変な事態だと思っております。御負担をかけていて、子供さんと向き合う時間に関してお疲れが出るのではないかなと非常に危惧しております。

次に、御答弁のほうですけれども、戻ります。教職員の負担軽減と生徒指導の充実を図るためにスクールカウンセラー、そういったスクールソーシャルワーカーの専門職を配置しているとの御答弁がありましたけれども、現在の学校配置人数また支援状況はいかがでしょう。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） お答えいたします。

スクールカウンセラーにつきましては、県のほうから配置しております2名ですね。朝日中学校・本郷小学校・あさひ小学校に1名、阿見中学校・竹来中学校に1名。それから、町長公約にもありましてスクールカウンセラーを1名配置していただきました。阿見小学校・君原小学校・舟島小学校・第一小学校・第二小学校に1名配置しております。

それからスクールソーシャルワーカーについてですが、町のほうで1名配置してございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

専属の、来ていただいて、さまざまな大変に役立っているかと思しますので、今後とも引き続きしっかりと対処していただければなと思えます。

また答弁の中で、学校の植栽管理等の支援があるとの御答弁がありましたけれども、具体的にどういったところを支援いただいているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

学校の植栽管理等に関しましては、現状では学校職員、特に教頭が中心となってやっける学校が多いので、シルバー人材のほうに依頼したりというようなこと。または、今後スクールアシスタントを町のほうにも要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。

今も御答弁でございましたけれども、学校事務の共同実施、事務の作業効率化も行っているという答弁で、さらに先生の補助的なアシスタントとして授業の準備や事務処理をサポートするスクールアシスタント、これは絶対に配置していただきたいと思うんですけれども、教員OBや主婦や各学校に1名ずつ少なくとも配置して、あるいはモデル校に負担軽減をつなげられないか、その辺再度御答弁があれば、どうでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい。今、難波議員からありましたように、学校に1名程度スクールアシスタントが配置できることを願っておりますので、町のほうに要望してまいりたいと思えます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） やはり阿見町の教育、子供たちを預かっている先生が疲れていては、非常に阿見町の損失にも当たりますので、どこに投資するか、やはりこういった部分に町自体も投資していく、大変重要なことではないかなと思えますので、ぜひ来年度はと期待して、私もそんな思いでおります。

それから、こういった面で茨城県遅れてますけれど、昨年から努力義務化されたコミュニティ・スクール、そういったところも先生の負担軽減になるのかなと思うんですけれども、学校運営協議会の設置の中で学校と地域の協力体制の、教員の負担軽減も構築できるのではないかなと思うんですけれども、やっぱり地域でできるもの、先生がやるもの、そういったものをつき進めていけばいいのではないかなと思うんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

コミュニティ・スクールは今難波議員がおっしゃいましたけども、学校運営協議会という名称で昨年の4月に法改正によってできた制度です。こちらはですね、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るために有効な仕組みとして、文部科学省から提言された制度です。今、難波議員もおっしゃいましたが、法改正によってこのコミュニティ・スクール、学校運営協議会の設置が努力義務となっております。

阿見町教育委員会としましては、既に地域の住民などから多様な支援を受けている学校がもうありますので、その学校に、まずですね、モデル的にコミュニティ・スクール、学校運営協議会を設置できるように来年度にかけて準備をしたいと考えております。まず、この学校をモデルとして学校運営協議会を設置して、ほかの学校にですね、それを拡大していくように、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。モデル的な学校というのは、どこを考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

議員の皆様方も御存じのところあるかと思いますが、阿見第二小学校が結構地域の方が、かなりいろんな方がボランティアで活動してもらいまして、つい最近もですね、学校内の校内整備をですね、地域のボランティアの方が自分で重機を持ち込んで整備をしてもらったということで、かなり活発に活動している地域でございます。そこが先進的に進んでますので、そこをモデル的にやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） じゃあ、モデル的に。期待しております。全小学校がなりますように。小中学校ですね。よろしく願いいたします。また、途中経過も教えていただければうれしいなと思います。

最後に、本年の8月に阿見町運動部活動の運営方針を、今年ですね、作成したということで、その1点、子供たちの状況、反応はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

部活動の町の運営方針に関しまして、大きく変わったところは朝の部活動がなくなったというところであります。各中学校に確認したところ、朝練がなくなって生徒及び先生方に時間的それから精神的なゆとりが生まれて、1日のスタートがスムーズに行われているということで、いい報告を受けております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。いい方向に進んでるということでもありますね。いろいろ今回の夏休みとか、いろんな今回の部活動の運営方針ではいろいろあるかと思えますけれども、しっかり、今年初めてということですので、またいろいろ変えていくこともございますでしょうか。今後こういった決めたことに対して。これはこのまま1年ぐらい行くという考えでよろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 質問ですか。

○13番（難波千香子君） 質問です。お伺いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

大きくは休養日等の設定を4点追加したというか、変えたことなので、現状では特に問題等は出ておりませんので、このまま変えずに進めさせていただいた中で、生徒や保護者、地域からいろいろな改善点が出てきましたらば、その都度変更をしていくように考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） それで学校徴収金の公会計化のうち、給食費の徴収は早期に実現できる検討を進めているという御答弁ですけれども、これは見込みでいつごろを目標というところまで進んでますでしょうか。お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

学校給食費の公会計化につきましては、現在こういう給食費管理システムを扱っている業者さんのほうにですね、いろいろ相談をにかけているところです。そこで内容等はわかるんですけども、その中でまた新たな課題とかがわかってくると思うので、そういったことを精査しながら、できれば来年、再来年ぐらいには公会計ができるように、ちょっと今考えているところでございます。

課題ができて、その課題解決の時間がかかるようであれば、またそれは延長されるかと思えますけれども、なるべく早い時期にやりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。以上でこの質問は終了させていただきます。大変にありがとうございました。

最後の質問に行かさせていただきます。

投票率向上対策について、御質問させていただきます。

これは平成27年の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。平成25年6月定例会で、投票率アップについて質問させていただいておりましたが、この際は期日前投票の宣誓書を入場券裏側に印刷され、簡素化になりました。大変にありがとうございました。

啓発活動を続けてきた一定の成果は、現在も見られるとは思いますが、依然として若者の政治への関心の低さが顕著であると思います。日本国憲法に定められている参政権の中でも選挙権の行使は一番重要な柱であります。投票率向上を図るためには、住民がより投票しやすい環境の整備に取り組んでいくことが重要であり、またこれは行政の義務であると考えます。

そこで4点御質問させていただきます。

1点目、年齢階層別、投票所別、期日前投票、選挙の投票率の推移をお伺いいたします。

2点目、町の選挙管理委員会では各種の啓発を初め、さまざまな取り組みを展開していることは承知しておりますが、広報活動は耳に入っていますが、他のいろいろな取り組みがなかなか耳に入ってきません。現状の分析を踏まえて、今後どのように投票率の向上対策を進めていけるのか、お伺いいたします。

3点目、国を挙げて投票率向上に向けた取り組みが加速していく中、現状で取り組むことができることとして、投票を身近に感じられ利便性を高める取り組みがあるのではないかと思います。その1つが期日前投票の積極的活用です。阿見町には役場庁舎の1カ所です。昨年の衆議院選挙では投票日に台風上陸の可能性があったため、期日前投票者が大幅に増加しました。阿見町でも最大の待ち時間は1時間以上に上りました。

役場周辺は大混雑し、長い行列が庁舎内から玄関外、駐車場まで続き、投票を諦めて帰った人もおりました。また、時間内に投票ができなかった人もおりました。告示後の翌日から当日の前日まで、毎日が投票日という期日前投票が定着し、今後も人数の増加が見込まれることから、投票率向上につながるように利便性が高い西部地域や、県内の多くで設置が進んでおりますが、町内の大学キャンパス内に期日前投票所を来年度の参議院議員選挙から増設してはどうでしょうか。住民からの要望も多く上がってきております。御所見をお伺いいたします。

4点目、選挙におけるバリアフリー化についてはどうかであります。ハード面の改善は進んできたように思いますが、一方視覚障害者に対しての情報提供が行き渡っていないと言わざる得ません。事前に点字の選挙広報が手元にないと伺っております。特に投票前のバリアフリー

も必要であります。視覚障害者に対しての期日前投票や、情報提供の配慮の徹底、有権者の多様化も進んでおりますが、日本語を母国語としない有権者への配慮はどのようなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 投票率向上対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、年齢階層別、投票所別、期日前投票、選挙の投票率の推移はどのようなかについてであります。

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた平成28年以降に実施の直近の国政選挙であります平成29年の衆議院議員総選挙の数字についてお答えいたします。

初めに、年齢階層別の投票率について数字を申し上げます。

なお、継続的に年齢別投票率の調査を行い、茨城県に報告をしている投票区は、曙投票区の1投票区のみとなっておりますので、その数字でお答えいたします。

10代23.19%、20代25.54%、30代36.22%、40代42.43%、50代55.12%、60代66.08%、70代以上62.47%となっております。

次に、各投票区における選挙当日の投票率について、投票区順に数字を申し上げます。

岡崎投票区27.58%、霞台投票区33.63%、中央投票区29.02%、中郷投票区27.21%、上郷投票区28.01%、曙投票区32.26%、若栗投票区31.05%、本郷投票区38.93%、二区投票区31.66%、実穀投票区30.92%、吉原投票区23.09%、福田投票区33.60%、君島投票区40.40%、埴投票区42.73%、飯倉二区投票区40.53%、島津投票区33.8%、掛馬投票区36.28%となっております。

次に、期日前投票の投票率について、平成28年以降に実施された選挙ごとに数字を申し上げます。

平成28年参議院議員通常選挙12.1%、平成29年茨城県知事選挙9.8%、平成29年衆議院議員総選挙18.64%、平成30年阿見町長選挙10.58%となっております。

続いて、全体の投票率について、平成28年以降に実施された選挙ごとに数字を申し上げます。

平成28年参議院議員通常選挙49.61%、平成29年茨城県知事選挙41.66%、平成29年衆議院議員総選挙50.72%、平成30年阿見町長選挙51.73%となっております。

2点目の、現状の分析を踏まえて今後どのように投票率の向上対策を進めていくのかについてであります。

投票率の向上対策につきましては、選挙管理委員会において、これまでさまざまな選挙啓発活動を実施してまいりました。

常時啓発としましては、新有権者と新成人に対して、選挙啓発冊子の配布を行い若年層へ投

票参加の呼びかけを行ってきたところです。

そのほか、小・中・高等学校の児童生徒を対象に選挙啓発ポスターの作品を募集し、将来を担う子供たちに対し、主権者としての自覚を促してまいりました。

また、選挙時の啓発につきましては、広報あみや町ホームページへの掲載、投票所入場券を送付しての期日前投票期間や投票日等の周知、横断幕・懸垂幕・のぼり旗の公共施設への設置、選挙公報の新聞折り込みによる各戸配布及び公共施設への設置、町内123カ所のポスター掲示場の早期設置、広報車及び防災無線によるアナウンス、図書館の貸し出しレシートへのお知らせの表記、選挙名や投票日を記載した啓発用品の配布など、啓発活動に取り組んできたところです。

しかし、先ほど申し上げました投票率から見ますと、10代から20代の年齢層において低投票率となっていることは明らかであります。

このような状況を改善するためにも、今後も選挙管理委員会と協議し、選挙権年齢に達する前の年代が政治や選挙に関心を持つきっかけとなるような選挙啓発の方法を検討しながら、若年層の投票立会人及び投票事務従事への積極的な活用など、若年層啓発の推進を継続してまいります。

さらに、既に選挙権年齢に達している年代についても、引き続き地道な啓発活動を続けるとともに、創意工夫を凝らしながら、政治・選挙への関心を持続できるような啓発事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

3点目の、投票率向上につながるように利便性の高い、西部地域、大学キャンパス内に期日前投票所の設置を来年度の参議院選挙からしてはどうかについてであります。

現在、本町では期日前投票所は役場庁舎内に1カ所設置しております。

期日前投票所を大学構内に設置することにつきましては、学生など若年層の投票環境向上の有効な手段であると考えております。しかし、茨城大学農学部及び県立医療大学双方の所在地が現在の期日前投票所である役場庁舎から近距離にあること、町内に居住する学生数が学生総数に対して25%程度であることから、大学構内への期日前投票所の設置については、今のところ考えておりません。

西部地域への期日前投票所の増設については、現在、本郷・うずら野地区等での実施を検討しているところですが、選挙事務の適正な執行の観点から、正職員の人員配置が適切と考えており、現状の職員体制では必要な人員確保の面で課題があると考えております。しかし、期日前投票所の増設は、有権者の利便性向上という観点からも、大いに意義のあるものであることから、近隣市町村の状況等を調査研究し、人員確保等の問題の解消に努め、来年度の参議院議員選挙での増設に向けて、選挙管理委員会と前向きに協議、検討してまいります。

4点目の、選挙におけるバリアフリー化についてどうかについてであります。

選挙管理委員会では、これまで、段差解消のためにスロープを投票所に設置するなど、高齢者や障害者の方々にも投票しやすい環境整備を行ってまいりました。また、目の不自由な方に対する対応については、投票事務従事者が個別に投票の案内を行うとともに、点字投票や代理投票等がスムーズに行えるよう各投票所で準備を整えております。

投票所のバリアフリー対応の情報提供については、広報あみや町ホームページ等により、目の不自由な方のための点字投票や、病気や障害のために文字を書くことができない方のための代理投票等について案内を行っております。そのほか、選挙の期日、投票方法や候補者等の政見をお知らせするため、点字や音声による資料についての貸し出し等も行っているところでございます。

次に、日本語を母国語としない有権者への配慮はどうかについてですが、現在の日本においては、公職選挙法で選挙権を持つ条件として日本国民であることが定められております。

外国の方が帰化申請をして日本国籍を取得する場合には、日常生活に困らない程度の日本語の習得が条件となりますので、投票所入場券や案内等に外国語の表記を併記することなどは考えておりませんが、問い合わせ等があった場合には、個別に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

最初に、阿見町の投票率が、過去3年で4回の選挙の投票率は、県内順位はどの程度になっているのでしょうか。お教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

期日前と全体でということよろしいでしょうか。

はい。そうしますと、まず直近のですね、平成29年の衆議院選挙ですね、こちらが10月22日に執行しましたもので、期日前で42位・18.64%、それから全体で、これは最終的な投票率になります。50.72%で29位となっております。あと、そのほかの選挙もですか。

それから、平成28年度の参議院選挙。こちらが期日前投票率が12.10%で県内で42位。で最終的な投票率49.61%で県内28位となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。大体下のほうだということがわかりました。

投票率向上の取り組みの1つということで、ICTを活用した取り組みを推進できれば、他市町村不在者投票の投票用紙等オンライン請求という、そういった同一都道府県内の移転時の取り扱いのときの改善を図れるんですけども、先駆的な取り組みなんですけれども、導入に向けてお考えはいかがでしょうか。また、そういった取り扱いの具体的な投票方法がわかれば、この場でお教えください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

こちらはですね、不在者投票用紙請求の電子申請ということで、こちら近県ではつくば市で実施しているものです。で、こちらですが、当該市町村に選挙人名簿に登録されており当日当該市町村外に滞在している方が、不在者投票として投票用紙の交付を請求できるもので、そのために必要なものとして、まず電子署名証明書が入ったマイナンバーカード、さらにはカードリーダーというものが必要になってきます。

ですので、今後の展開としましては、そうしたマイナンバーカードの普及、さらにはカードリーダー等の普及等、そうしたインフラの普及の状況や、また近隣市町村での導入の状況等を勘案しながら、今後どのように取り組んでいくかというのを判断・検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございました。

じゃあ、前向きにこれは、もう今年は選挙ありませんけれども、直近これから参議院選挙があるわけですけども、その場合には導入できるような、そういうのはないんですね。いやいや、答弁がどうなのかなと思って。よろしくお願いします。性急ですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

現状ではこういう、つくば市さんのほうでやられてるっていう事例があるということであって、県内、県の選挙管理委員会からも今後の対応についてということで照会調査はあるんですけども、難波議員さんが言われるような形の次回の参議院選挙での導入というのは、まず無理だというふうに御理解いただきたいと思います。今から具体的な検討に入っていく中での話となりますので、具体的にいつの選挙で導入できるかということについては、ここでは申し上げられませんけども、とにかく利便性の向上という部分については検討していかねばならない

というふうを考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。一步でも投票率上げるような取り組みは研さんをよろしくお願ひします。はい、わかりました。

あと、大学でですね、投票率総数ですね、25%程度の方が町内にいらっしゃるという。これは何人ぐらいってということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

茨城大学農学部、そして茨城県立医療大学、双方の学生で約1,300人ほどおります。その中で約25%・約330人ほどが阿見町に居住されているということです。ただ、ここで申し上げておきますけれども、この330人全員が阿見町に住民登録してるとは限りません。ですので、阿見町の有権者であるとは言えませんので。少なくとも330人より少ない人数の方が阿見町の有権者としているということをお理解いただきたいしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。少ない人数だということですね、はい、わかりました。

期日前投票所の増設についてでございますけれども、本郷・うずら野地区等での実施を検討しているところという御答弁でございましたけれども、具体的にどういった施設を今現在考えておられるのでしょうか。お教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

現在の利便性等を考えますと、本郷ふれあいセンターが適当ではないかというふうに今のところ想定はしております。ただ、ほかとの調整も行っておりませんので、これはあくまで選挙管理委員会としての考えということで御理解ください。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） はい、わかりました。想定ということで、またしっかりと実現に向けてお願い申し上げます。来年度の参議院選挙での増設に向けて検討してくという御答弁でございましたけれども、待ちに待った感があります。大変に、それにしてもありがとうございます。

また、人員確保の面で課題があるとの御答弁ですけれども、増設に伴いまして必要な人員は何人必要なんのでしょうか。お教え願ひしますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

期日前投票所の増設に必要な人員ということですが、まず投票管理者1名、それから投票立会人2名、そして選挙事務従事者として従事する事務職員、こちらは臨時職員も含めまして、一部交代制を導入するとして14名。ですので、延べ人数にして1日当たり17名ということになります。そして、期日前投票の期間が参議院選挙の場合16日間ございますので、掛ける16ということで延べ272名の人員が必要になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 相当の人数ということで、それだけ皆さんのお力をかりて投票率を上げていただいて、みんなの民意がやはり反映していただければいいのかなと思います。集めるのに御努力が必要だと思いますけれども、よろしく願い申し上げます。また、選挙における近隣の市町村の状況等を参考にされて、ぜひよろしく願い申し上げます。

最後に、選挙におけるバリアフリー化についてでございますけれども、目の御不自由な方に対して町の広報等を読み聞かせておられる現在ボランティア団体がございます。これは社会福祉協議会に登録されておりますけれども、音声による資料の貸し出しがある。そういったことも知らなかったということをお話されておりましたので、やはり今後連携して投票行動を起こしていただけるような、そんな協力も呼びかけることも大切ではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。お教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

ただいま難波議員がおっしゃられたように、国及び県で執行する選挙においては視覚障害のある方の有権者に対しては、選挙の期日、投票方法等の周知を図って候補者の政見をお知らせするための点字冊子や音声CDの資料を希望者に貸し出し等を行っているということは、国・県の執行する選挙においては実施しております。

ただ、貸し出し等の実績が今までなかったものですから、今後さらにそういった周知を図るとともに、町単独の選挙においても可能な限り対応のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） よろしく願い申し上げます。そして、少し前の選挙、阿見町の当然選挙ですが、若い女性で聾啞者の方が投票に行きましたところ手話通訳士、たしかに阿見町はおりませんけれども、いませんでできませんと言われて投票ができなかつたという、そういった事実もございます。また、さらには療育手帳を示さなかつたため投票もできなかつ

たという事実もございます。

私たちの周りには、さまざまなハンディキャップを負う方は数多くおりますけれども、平成25年6月の公職選挙法改正では、誰も能力によって選挙に制限を受けることがない、合理的な配慮を持って投票を支援する必要が新たに生じたことになりました。また、平成28年4月から障害者差別法がスタートいたしました。両法律ともどんな法律なのか当然認識していると思えますけれども御存じでしょうか。お答えください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

平成28年4月に施行されました、こちらは障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法というものだと思いますけれども、こちらにつきましては、主な内容としましては、障害者への不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供、こちらが禁止されているものでございます。で、国の行政機関及び地方公共団体においては、困っていると思われるときは、まず声をかけ、手伝いが必要か確かめてから対応する。障害の特性に応じた筆談・読み上げ・手話などのコミュニケーションを行うことなどの合理的配慮の提供が法的に義務になったというふうに理解しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 先ほども17名ですか、これだけの人数の方が1日入れ替わるわけですので、やはりこういった今後研修会とかも開いてらっしゃると思うんですけれども、高齢福祉課、社会福祉課ですね、そういったところと横の連携をして、さらに研修会等もぜひ開いていただいて、皆さんの認識がもっとレベルアップできるような、そんな研修をやっていただきたいと希望しますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） はい、小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

障害者差別解消法の施行に合わせまして、当町では平成27年度に管理職を対象に当時の茨城県保健福祉部障害福祉課の職員を講師に招きまして、研修のほうは実施しておるところでございます。今後につきましても、この法律に基づき阿見町職員対応要領というものをつくっておりますので、それに基づいて研修のほうを実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） どうぞよろしくお願ひ申し上げます。これから障害を持つ方々、また、権利擁護に詳しい國學院大學法科大学院の佐藤彰一教授はこのようにおっしゃっており

ますけれども、これまでの知的障害者や認知症の人の投票は、不正防止の観点からむしろ投票しないように仕向けられておりました。しかし、これからいかに投票してもらえるかという視点で、困難を抱えるとしても投票できる仕組みに重点を置くべきだと話されております。

そういった意味で、これからはどのように、そういった方も合法的な権利がありますので、阿見町の担当される方、ぜひともこのような事態が数多く、できないということが耳に入らないような、そんな健全なる、またそういった業務をしていただければなと思います。切に願ひまして、質問を終わりにさせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで13番難波千香子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時15分といたします。

午後 3時02分休憩

---

午後 3時15分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番紙井和美君の一般質問を行います。

14番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔14番紙井和美君登壇〕

○14番（紙井和美君） 本日最後の質問者でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、ICTタグやGPSなどを活用した児童見守りシステムの導入についてを質問させていただきます。

後を絶たない幼児や児童の連れ去り事件、この悲惨な出来事を未然に防ぐことはできないのでしょうか。近年、子供が犯罪に巻き込まれる事件が頻発しており、今までのように人の目だけでは守り切れないのが現状であります。

あの大阪池田小学校で起きた悲惨な事件の後、改善点とし、校舎改築で死角をなくし、見通しをよくする、出入り口を絞って警備員を置き、人の出入りを確実に把握する、敷地境界に景観良好の見通しのよい侵入困難な柵を設ける、異変に素早く対応できる監視警報通報システムを設置し、子供たちに安心感を与える雰囲気努めたそうです。

文科省でも検証が始まり、死角はなくなったか、どこで何が起きているか即座に把握できるか、どこでもすぐに生徒の安否確認ができるか、保護者に迅速に連絡ができるか、と審議が続きました。

そこで、情報技術の活用が注目され始め、総務省では平成19年にICTを活用した地域児童見守りシステムモデル事業を発表し、このモデル事業をベースとして有識者・教育者・保護

者・児童見守りシステムに携わったそれぞれの立場から意見を述べるなどして検討を進め、児童見守りシステム導入の手引書として取りまとめました。そして、本年6月22日に文科省より登下校防犯プランにおける文部科学省の取り組みについてが発表されました。これを地域のニーズに合った方法で、当町でも取り入れていければと考えております。子供も保護者も地域も、全てが安心できる町をつくっていきたいと思っております。

そこでお伺いいたします。

1、当町では登下校の見守りを保護者やボランティア団体により行われていますが、どのくらいの数で見守りが行われているか。団体数と年間の延べ人数について伺います。

2、土日や春・夏・冬休みの時期、学校では子供たちや保護者にどのように指導をしているのか。また、何か対策を講じていることがあればお伺いしたいと思います。

3、児童見守りシステムにさまざまなバリエーションがあり、地域の特性やニーズ、関係者の協力体制などを踏まえて、適切なシステムを選定し運用体制を構築する必要があります。そのためには、事前に関係者が十分な協議・検討を行う必要がありますが、今までにさまざまな会議で子供の見守りに対して出た意見の中で、今後取り入れてみようと考えていることがあればお聞かせください。

4番目、全国では人の目だけでなく、ITなどの情報端末を合わせながら子供の危機を回避するための取り組みが増えています。例えば、奈良県では「なら子ども安全宣言」をし、登下校見守りシステムを取り入れています。このシステムは、ICタグを希望者全員に無料配付し、そのICタグを持った児童が検知基地局の設置された校門を通過した際に、通過時刻のデータが学校と事業者の端末に記録されます。有料で携帯電話などにメールの通知を受けることもできます。さらに、校門に防犯カメラも設置し、通過情報の確認とあわせ子供を見守ることができます。

登下校見守りシステムのメリットとは、登下校時刻履歴と防犯カメラの映像で保護者から児童の登下校に関する問い合わせがあった際、迅速に対応ができます。登下校時刻がメール通知されることで、子供の帰宅時間が予測可能となり、出迎えや通学路のパトロール等を適時行うことができます。防犯カメラが設置されることで犯罪の抑止力につながります。関西が主流のこのシステムは、ほかの事業所も合わせると現在東京・神奈川等にも波及しており、当町でも導入できるのではないかと考えています。当町の見解をお伺いいたします。

そして最後、ようやく町内に防犯カメラが4台設置されることになり、ようやく一歩が踏み出されてきました。学校の取り付け状況について、お伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 紙井議員の、ICタグやGPSなどを活用した「児童見守りシステム」の導入についての質問にお答えいたします。

1点目の、どのくらいの数で登下校の見守りが行われているかについてですが、登校時には、多くの保護者が加入している子ども育成会を中心に交通安全の立哨を含めた見守りを行っていただいております。下校時には、各地区において「登下校見守り隊」等の地域ボランティア18団体、約200名に見守り活動を行っていただいております。

2点目の、休日や長期休業日においての子供たちへの指導や対策についてですが、各学校におきましては、危険箇所や不審者への対応等について、児童生徒の発達段階に応じて、繰り返し安全に関する指導を行っております。また、長期休業日前には、保護者宛てに注意喚起を促す文書を配布したり、教職員が危険箇所の巡視を行ったりしております。

3点目、4点目の児童見守りシステム及びITなどの情報端末をあわせながら、子供の危険を回避するための取り組みについてですが、現在は不審者情報やそれについての注意喚起、下校時刻の急な変更等があった場合には、各学校より保護者へ緊急メールでの配信を行っております。ICタグやGPSなどの活用につきましては、先進的な取り組みをしている自治体の例を参考にし、保護者の意見等を聞きながら、検討してまいりたいと考えております。

5点目の、ようやく町内に防犯カメラが4台設置される運びとなったが、学校への設置の要望も多く寄せられている。見解を伺いたいについてですが、町内の全小中学校において、それぞれ複数台の防犯カメラと画像記録装置が設置されており、防犯カメラは、不審者対策を主な目的として、各学校の校門及びその昇降口に設置しております。

今後とも小中学校の不審者及び防犯対策に防犯カメラを活用してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） どうもありがとうございました。

当町の登下校の見守りに関して18団体200名ということで、私もそのお仲間に入れていただいて、1団体の中で毎日皆さんと歩かせていただいております。町に登録している方々が、その皆さんですけれども、もしかすると個人で行っている人もおられるかもしれないので、もう少し人数は多いかもしれません。その方々によって子供たちは守られているということに本当に感謝しながら、今後もまたさらに増えていくことが望まれることでございます。

さて、今までIT技術を駆使して子供の防犯に利活用しようという考えは、当町の中で出てきたことがありますでしょうか。もしありましたら、教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、紙井議員が御質問で提案していただきましたIT技術やGPSを使った見守りについては、残念ながら当町でまだ検討したことはございません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 私も今回このシステムは……。大阪に私の姪がいるんですけども、その子供が小学1年生でして、その子供が通う学校でごく普通に取入れられているということで、これはすごいなと思って驚きました。そのことを近所の保護者の皆さん、小学生がいる保護者の皆さんに言うと、それはすごいって、うちでもやりたいねっていう話がいろんなところで聞かれました。

そういったことから、各自治体、各企業に私も問い合わせをして調べてまいりました。先ほどおっしゃったように残念ながら関東には事業所はほとんどありません。で、その中の1つは、株式会社ミマモルメというんですけど、目で見守るということの名前にしたのではないかと思います。それで関西を主流に、現在は東京から東北、神奈川まで本当に進出して1,161カ所の学校や保育所、幼稚園、学童クラブで実施をされているようでございます。

内容は、校門に受信アンテナを設置して、校門の下にトリガーコイルを埋め込んで、そこに小さなICタグを携帯か、またランドセルにつけた子供たちが通過すると、自動的に反応して登録した保護者にメールでお知らせするという、そういったシステムです。

もう1社のほう、ツイタもん。門についたということでツイタもんという名前をしたんですけども、ツイタもんというところは、これはNPO法人で運営してまして、こちらは校門のところに防犯カメラもあわせて設置をしてくれる。そして映像の記録もしてくれるということです。それが職員室のパソコンで、児童の登下校の情報や画像を確認することもできるということなんですね。あらかじめ登録した保護者の携帯に、会社から通過状況をメールで送信いたしまして、今通りましたということで……。

こちらはICタグは、先ほどは希望者だけだったんですけども、こちらの会社はICタグは児童生徒全員に配付をして、で無料なんですけれども、4週間の記録保存や学校からの連絡メール、またこの事業所のメールシステムも利用することが無料でできるというものです。その中で登録した希望者には、先ほど申し上げた今帰りましたよというふうメール配信をしていくと。その金額も本当にとってもリーズナブルで、1カ月420円で、その金額で6カ所まで、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、お兄ちゃんとか、6カ所までメールを配信することが可能だということです。

そのほかにも幾つかの会社があり、Ashiatoっていう名前の会社もあったんですけど

ども、そこは先生が結構加入しなくちゃ、見なくちゃいけないところがあって、それは教職員の方に非常に負担がかかるかなと思って、それではないほうがいいかなというふうに思って、この2社がどうかというふうに私も思っているところです。

いずれも登録した保護者にかかる金額は1カ月250円から400円程度ということで、GPSのオプションをつけるともう少し金額が200円ほどプラスされ、それは毎月の金額ということです。いずれにしても職員の方々に負担がかかるというのを軽減するシステムが、まず主流になっているということです。設置費用も業者の負担というのも、この特徴なんですね。

そこでですね、ちなみに阿見町の小学校の児童数、5月の現在で2,481人かなと思うんですけども、その人数分。あと、各学校の校門に設置をしますので、校門の数も教えてもらいたいということだったんですが、その数わかりますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

まず各学校の児童数ですが、5月1日現在ですけれども阿見小学校が509名、本郷小学校が328名、君原小学校が74名、舟島小学校が250名、阿見第一小学校が420名、阿見第二小学校が192名、あさひ小学校が708名です。で、トータル2,481名となっております、あと各学校の門の数ですけれども、こちらですね、阿見小学校は3カ所、本郷小が2カ所、君原小が3カ所、舟島小が4カ所、第一小が3カ所、第二小が3カ所、で、あさひ小が6カ所となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） はい、ありがとうございました。

この門の数だけつけてもらえるということです。この内容、本当に素晴らしいなって思って、ぜひやっていただきたいと思ってるところなんですけれども、先日も学童クラブの帰りのタイミングが合わずに、お子さんが少しけがをされたということがありましたけれども、所管が変わりますけれども、放課後児童クラブで取り入れているところも多数見受けられますので、子ども家庭課のほうでも放課後児童クラブのほうでも取り入れてみてはどうかなと思うんですけど、そのあたりの考えはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

まず放課後児童クラブの入会者につきましては、全部の児童ではないということもごさいます。それと児童クラブへ入ってる方も年度途中で入退会等があったり、あるいは夏休みだけの御利用されてるという方もごさいます。それと、現在全ての放課後児童クラブが学校の敷地内

で実施しているということもございますので、見守りのシステムを仮に導入する場合には、全部の児童のほうが所持をするというのが非常に有効ではないかなというふうに考えておりますので、今後教育委員会とも協議をしてみたいなというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ちなみに1,160ぐらいの設置校があるんですけども、その先生方の声というのがあります。これは、職員室にしながら通過時刻とカメラ映像が確認、検索できるので非常に便利だ。あと保護者から児童の登下校に関する問い合わせに迅速で明確な返答ができるようになった。校内を探し回ることなくカメラと通過履歴から居場所を絞り込むことができる。で、カメラがインターホンとは違い、門周辺を映し出すので広範囲を確認できると。有事のときに学校現場で迅速に初期対応ができるので、混乱などを最小限に抑えることができるということの先生方の御意見でした。

それでまた、保護者の方の御意見なんですけれども、朝遅刻せずに無事に学校に着いたかわかるので安心だ。うちのほうは登校班なんでばらばらには行きませんが、外出時子供に合わせて帰宅することができ、1人にする時間をなくすことができる。迎えに行くタイミングがわかるために行き違いにならずに済む。だらだらと寄り道せずに帰るようになった。帰宅が遅い場合、通学路を見に行くなど親側の対応がとてもとりやすい。休校日のクラブ活動やプール指導などでも安心していただける。6つまでメールアドレスが登録できるので、両親・祖父母など複数の家族で下校の情報を共有することができる。学校への問い合わせをする回数が減ったということがありました。

先ほど働き方改革の話もありましたけれども、先生方の負担を少しでも減らす方向をいろいろな手段で考えていくというのは非常に有効的で大事なことかなというふうに思っています。

ところで町長は、この件に関してはどのような考えがあるでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 先日もですね、阿見マラソン大会でICタグをつけた子供たち、一般もそうなんですけど、971名がICタグをつけて参加をしました。それによってですね、順位、それからタイム計測が瞬時にできたということで、かなり簡素化が図られたということで、ああ、こういうやり方があるんだなと思って感心はしました。

今日は違う試みですけども、方向的にはそういったICT使った見守りなんていうのは、これから活用すべきではないかと思っておりますので、検討したいというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。

先ほど町長おっしゃったように、いろんな部分で使われているようです。塾の先生がそれを

利用しているというところもあったり、本当に多岐にわたって利用ができるかなというふうに思っています。驚くほど金額もリーズナブルですし、学校の負担もありませんので、これはぜひとも取り入れていただければなというふうに思います。

これからも本当にあらゆる情報をキャッチしながら、本当に阿見町のニーズに沿った最先端技術を取り入れて、子供や町民の命を守るためにできる限りの対策を講じてまいりたいというふうに思っています。そのようなことを心から要望いたしまして、まず1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

阿見町の教育について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が2015年4月1日に施行されました。教育の政治的中立性、また継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任体制の明確化、そして迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を図るというものであります。

この改正により、教育に関する予算の編成、執行などの権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題を、あるべき姿を共有していく。そして、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために、全ての地方公共団体に総合教育会議が設置され、今年で3年目を迎えます。今後、阿見町の教育が大きく充実していくためにも、政治的中立性を保ちながら各方面からの広い意見や考えを交換し、考察が望まれるところでございます。

そこで以下の点についてお伺いをいたします。

阿見町総合教育会議が開催され3年目を迎えます。メンバーの皆様の尽力により大きな効果が感じられています。これからの展開と課題についてお伺いいたします。

2つ目、教育環境の整備がますます進められてまいりました。改めて伺いますが、全小中学校校舎のエアコン設置計画と、その後の体育館の設置についてはどうか、お尋ねをいたします。

3つ目、町内の不登校児童の現状、発達障害児に対する支援策について伺います。

4つ目、充実した教育を図るための教職員の働き方改革について。

以上4点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） それでは、阿見町の教育についての質問にお答えをいたします。

1点目の、3年目を迎える阿見町の総合教育会議開催による効果と課題についてであります。まず総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月の改正によ

り、教育行政における責任体制の明確化が図られるとともに、首長と教育委員会が協議調整の場として、十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題や、あるべき姿を共有して、教育行政の推進を図ることができるよう設置がなされたところです。

阿見町総合教育会議により、これまで以上に連携・協力し、活発な議論を通じてよい教育の方向性を生み出すことやさらなる当町の子供達の教育環境の充実につなげていきたいと考えております。

この総合教育会議においては、町長、教育長並びに教育委員会委員を構成委員とし、事務局として、町長部局職員・教育委員会部局職員が出席しております。本年9月に開催した会議では、阿見町教育大綱について、学校再編による小学校の現況と課題について、教職員の働き方改革に向けた取り組みについてをテーマに、阿見第一小・君原小・阿見第二小へのエアコン設置に関して、通学路の安全対策に関してや給食費無料化の拡充に関して、学校における業務改善などについて、活発な意見交換会を行いました。今後もさまざまなテーマについて、意見交換を行いたいと考えております。

2点目の、教育環境の整備、全小中学校校舎のエアコン設置状況と、その後体育館についてはどうかについてお答えします。

現在、未整備の君原小・阿見第一小・阿見第二小学校の普通教室等にエアコンを設置することについては、12月補正予算に工事費を計上して、概ね夏休み前には、工事が完了できるように計画しております。

御質問の体育館については、校舎のエアコン設置を優先と考えていますので現時点では設置の計画はありません。

3点目の、不登校児童の現状、発達障害児支援策についてですが、児童生徒の不登校は全国的にも増加傾向にあり、阿見町でも大きな課題であると認識しております。不登校になる原因としては、学業成績、友人関係等、学校生活に起因するものや家庭環境、本人の生活、社会の風潮等に起因するもの、さらにこれらの要因が複合的に絡み合っている場合があります。各学校におきましては、好ましい人間関係づくりについての校内研修や定期的な学校生活アンケート、教育相談等により未然防止と解消に努めております。

また、町の適応指導教室やすらぎの園では、不登校の児童生徒を受け入れ、学校復帰への支援を行っております。やすらぎの園では教育相談員がスーパーバイザーの精神科医やスクールソーシャルワーカーと連携しながら、多角的な視野で一人ひとりに合った支援を行っております。

発達障害児への支援につきましては、個別の支援が必要な児童生徒は年々増加傾向にあります。各学校におきましては、特別支援コーディネーターの教員を中心に各学校に配置されてい

る特別支援教育支援員と連携をしながら、障害のある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように支援に当たっております。また、特別支援学校の先生をお招きしての巡回相談や大学教授等の専門家派遣事業を活用しての教職員の研修、支援体制の充実を図っております。

4点目の、充実した教育を図るための、教職員の働き方改革についてですが、難波議員にお答えしたとおりとなっておりますが、特に、不登校児童や発達障害児の支援につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理士等の専門職の配置が生徒指導の充実及び教職員の負担軽減につながるものと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） はい、ありがとうございました。

近年の本当に異常気象の中で、エアコンの設置は全国でも喫緊の課題というふうになっております。校舎の設置が前倒しになったことは本当に時代の流れに即しているというふうに、本当にありがたいことだと思っております。

そこで、体育館に関しては体育の時間やイベント、式典、町民の避難所など、利用することが多くあります。扇風機ではなかなか対応しきれないというふうに、それでは厳しいというふうに思っています。今後、検討課題として考えていただきたい。身近な期間では難しいかもしれませんが、今後の検討課題として考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、紙井議員がおっしゃるとおりですね、体育館についてはいろいろな用途がある、確かに地域の避難所にもなってます。そういった施設で、今年の災害等を見てもですね、やはり西日本であった豪雨災害で体育館が避難所になってるときに、暑くて全国からスポットクーラーがそちらに行ったという話は私も聞いております。そういったことで、やっぱり施設的にはなかなか体育館にエアコンがまだ設置されてない状況は認識しております。ですが、とりあえずまず阿見町としましてはですね、現状としては、校舎にまず先行してつけて、それから考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） はい。ぜひとも今後の検討課題として進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、町内の不登校児ですけれども、不登校とされる人数とその現況についてお伺いをいた

します。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

不登校の児童生徒数でありますけれども、本年度は現時点で30日以上の不登校児童が小学校17名、中学校が52名の計69名であります。いろいろ先ほどからありましたように、要因はさまざまなんですけど、各学校の担任、それから生徒指導主事等チームで編成したメンバーで児童生徒及び保護者に対応しているところであります。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。

中学生は本当に多くなっていますね。小学校から移行して、続いてそのままっていうことも考えられるかなっていうふうに思っています。

不登校、先ほどおっしゃいましたけども、いろいろな内容があります。ただ、不登校の中の、平成15年のこれ基準なんです、少し前なんですけれども、一番多いのが不安などの情緒不安定。だから自分でもよくわからないということが、一番人数としては多くあるようでございます。そういった中で、本人は行きたいんだけど、朝になると調子が悪くなる。なぜ行けないのか自分でもわからない。特に何か嫌で行かないわけではない。また、無気力と大きく違うのは、前の日には学校の用意をして行こうとするのが、その情緒不安定な、不安情緒的な生徒さんで、無気力の方は学校自体に全く興味がなく行かない。そこに線引きをするようです。

そういったことから、行きたいのに行けない思いをどうしてもわかってあげられないもどかしさっていうのは、御両親にも先生方にもあるかと思えます。ここ最近、不登校のお子さんを持つ保護者の方と何人かお話することがありました。その中で、ほとんどの方がなぜ行きたくないのかわからないし、家ではすごくすごくいい子だっていうことで、私もお会いしたら、とてもにこやかな笑顔でかわいいお子さんで、とてもすばらしいお子さんなんですけれども、自分でもなぜ行けないのかわからないということ。

特効薬は、一人ひとり全く違いますのでありませんけれども、ただ1つ強いて言えば、自分のことを見ていてくれる人が1人でもいいからいるということと、ゆとりのある気持ちにさせてほしい。あれやなくてちゃいけない、これしなくてちゃいけないっていうことではなく、以前のゆとり教育とは違った、1つのやっぱりゆとりの気持ちを持つような体制づくり、これをお願いをしたいということ口々におっしゃってました。それは、不登校のお子さんに限らず、普通の皆さんにもこれは言えることではないかなというふうに思いながら聞いていました。そのところで、先生方の本当に御苦労も大変かなというふうに思いますけれども、どうかそのあたり見ていてあげてほしいというふうに思っています。

で、話は違いますが、8050問題というのをよくテレビでやっていますけれども、御存じでしょうか。これは、80歳の親が50歳の引きこもりの子供の面倒見るとい現象で、これが物すごく増えていて両方の方が亡くなられて数日してから見つかったということがありました。で、16歳から39歳の引きこもりの人数は全国で54万人います。しかし、40歳以上の人に関してはこの調査から外れているので、正確な人数はわからないということです。実際にはもっと多い人数かっというふうに思われます。

この引きこもりの内訳の中で11.9%の方が不登校の中からそのまま引きこもりとなってしまうっていうことで聞いて、私もこれは本当にのんびりと構えてはいけないなということも感じました。お母さん方には焦らなくていいですよっていうふうには言いますけれども、何とかしなくちゃいけないなという思いでいっぱいになりました。したがって、そうならないように中学校での不登校の対応、小学校はもちろんなんですけれども、一人ひとり丁寧にしっかり対応することが重要だというふうに思っています。

本当に一人ひとりの環境も性格も悩みも違いますので、教職員の皆様の本当に御苦労は大変かと思います。テレビドラマのように、1人の生徒のところにつきっきりでやるということは実際は非常に難しい。そうしたいけれども難しいということで、先ほどお話がありましたけれども、スクールソーシャルワーカーなどを利用しながら、協力していただきながら進めていくべきことだというふうに思っています。

で、阿見町の中ではスクールカウンセラーも1人増員をしていただいたということで、非常にこれは感謝すべきところだし、まだまだ足りないかなというふうに思っていますので、これからもそういったことで力を貸していただければというふうに思っています。また、先生方もすごく悩みがたくさんあると思いますので、相談窓口も充実させていっていただきたいと思いますし、先生方のケアも非常に大切かなというふうに思っています。そういったことから、本当にこれからも抜本的にやっていかななくちゃいけないなと思います。

また、発達支援、発達障害に関しては、これは県議会の中で質問されました。田村佳子という公明党の議員から質問があった中で、発達障害支援センター、これが県南にできるようになりました。11月7日にその答弁があったんですけども、31年の1月1日よりつくば市高崎、昔の荃崎町なんですけれども、そこに県南の発達障害支援センターを開設することが決まりました。

大井川知事の答弁なんですけれども、県の発達障害支援センターにおいては、市長村職員を対象に支援者のスキルに応じた発達障害支援育成研修を開催するとともに、平成28年度から相談員を1名追加して配置し、市町村職員と合同で対象者等と面接する巡回相談を充実させる。市町村における人材育成や相談体制の強化に取り組んでいるところだ。そこに発達支援センタ

一の県南地域での設置について、センターにおける専門的な相談の状況や、また各市町村の相談支援体制の整備状況などを考慮しながら、発達障害ができるだけ身近なところで相談や支援が受けられる体制を確保する観点から、これを進めていこうと。

これは大井川知事の答弁なんですけれども、そういったことで発達障害、ぱっと見た感じではわかりませんし話をしてもなかなかわかりませんが、やはり少し考え方の違いがあったりするところで、どうしても本人もそこから鬱病になったりしてしまいがちです。対応の間違いで、大きくその人が立ち上がれないような状況になってしまうという懸念さえあります。そういったことから、こういったセンターを利用しながらしっかりと一人ひとりに応じた対応をしていければというふうに思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） それでは、最後の質問です。感震ブレーカーについて。

地震の後にやってくる2次災害の恐ろしさとして知られている通電火災。地震による停電により、直前まで使っていてスイッチがオンになった状態の電熱器具から漏電することなどが原因で発生する火災のことです。例えば、電気ストーブや観賞魚用ヒーター、オーブントースター等の電熱器具を使用中に地震が起こると、揺れの影響で可燃物がヒーター部分に接触した状況になることがあります。そこで停電から復旧した際に、それらの器具が再度通電することによって、可燃物が過熱されて出火に至る、そういった内容であります。

最近の電熱器具には加熱防止のサーモスタットや、転倒時オフのスイッチが入る安全装置が設置されていますけれども、地震時の室内の状況によっては、落下物等により正常に作動しないことがあります。また、揺れの影響で配線被覆が傷つき、復旧した際に配線がショートして付近のほこりに着火したり、漏れたガスに引火して火事になったという事例もあります。

1995年の阪神淡路大震災の際、神戸市では157件の建物火災が発生し、原因が特定できた55件のうち35件が電気火災が占めております。そのうち33件が通電火災でありました。この火災の1番の怖さは、地震発生とともに出火するのではなく、避難し無人となった室内から時間差で出火するところにあります。これにより、発見、初期消火がおくれ、散乱した室内ではあっという間に火災が拡大してしまうとのことです。

この火災を防ぐ方法は、単純に避難する前にブレーカーを落とす、このことだけなんですけれども、停電による暗闇と、いつまた余震が来るかもしれないという恐怖の中で、冷静にブレーカーを落としてから避難するのは非常に困難をきわめております。

そこで、人にかわってブレーカーを落としてくれる感震ブレーカーという便利なアイテムがあります。感度の感に震——ゆれるですけれども、いろいろな種類のものが販売されておしま

す。昨年3月29日の衆議院国土交通委員会で感震ブレーカーの必要性について、公明党の伊佐議員から質問があった際に、内閣府の審議官は感震ブレーカーの品質向上や官民挙げた普及啓発に努め、火災に強いまちづくりを進めると答え、国交省の住宅局長は、感震ブレーカーの設置は、密集市街地の安全性に寄与すると述べた上で、密集市街地に関する社会資本整備総合交付金の事業の中で補助することが可能であると周知を進めるといふふうに答弁をしております。

当町でもいつ起こっても不思議ではない大地震に備えて、普及啓発と補助の必要性を感じているところでございます。当町の見解をお聞かせ願います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 紙井議員の、地震による火災を防ぐための感震ブレーカー設置費補助についての質問にお答えいたします。

感震ブレーカーとは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、自動的にブレーカーやコンセント等の電気を遮断し、電気の供給をとめる器具のことです。

議員御指摘のとおり、昨今の大規模地震発生時における出火原因を分析しますと、その約6割が電気に起因するものと示されており、その結果から感震ブレーカーの設置は、大規模地震時の火災発生に対する抑制効果が期待できるものと認識しております。

一方、内閣府、消防庁、経済産業省等が設置している、大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会の中では、感震ブレーカーの存在が余り知られていないことや、家具等の転倒防止対策と比較して電気火災予防対策は、その効果を実感しづらいこと等が感震ブレーカーの普及が進まない理由に挙げられております。

さらに、大規模地震時に通電が遮断されることによる居住者の不安感、特に照明が失われることによって身を守るための行動や退避に当たって支障となる点等も普及の妨げになっていると言われております。

このような状況を踏まえて、電気火災を防止する有効な手段としての感震ブレーカーの効果等について、より認識を深めていただくため、今後、町と稲敷広域消防本部が連携して、普及啓発の強化に努めていきたいと考えております。

また、設置費用等に対する補助については、関係機関の動向等を注視しながら調査・研究してまいります。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございました。

この感震ブレーカーについて、茨城県内の状況はどうかと思つて県の窓口にお問い合わせ

みましたが、やはり県全体でも認識は低く啓発に努めなければいけないと感じているんだというお答えでした。

いばらきネットモニター、茨城県民の防災減災に関する意識調査が今年7月に行われました。これはネットモニターとして、アンケートをとられたものですが、当町では広域になる前から現在に至るまでの間、この感震ブレーカーに対する啓発はまだやっていませんでしたが、このいばらきネットモニター、ネットで私も出したんですけれども、県南と県央の人が一番人数が多くて、330名の中で回収率が168名、その中で県央が36%、県南が33%と一番多い状況でした。その中で、40代、50代がほとんどの、一番高いアンケートの答えで、職業も会社員と主婦と無職の人ということでアンケートがとられました。

その中で、火事になったらどういうことが一番最初にやるか。どういうことを予防しているかという中で、石油ストーブの耐震自動消火装置つきのものにしているというのが一番多かったんですけれども、あと消火器を設置している。その次に地域の消火訓練に参加したことがあるという、いろんな項目の中で、感震ブレーカーを設置しているというのは27%でした。27%は、結構つけていらっしゃるほうなのかなというふうにも思いましたし、まだまだ少ないなというふうにも感じているところです。

この中で、大地震が発生したときにあなたはどのようなことが心配ですかというふうにありました。そこで心配なのは、建物の倒壊。これが断トツ多くて、その次が電気・水道・ガスの供給停止なんですね。その次に、火災の発生やガスなどの危険物の爆発というのを恐れていました。ですから、やはりいろんな震災を見る中で、火災で亡くなる方が多いのを、皆さんは教訓として学んでらっしゃるんだなというふうに思ったのと同時に、でもそれをどう防いでいくかというところまでは、なかなか普及していなかったなというふうに感じておりました。

その中で、広域になる前から現在に至るまで、この感震ブレーカーの啓発・普及に阿見町の中で携わったことがありますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

私の感じるところでは、特に把握はしてないんですけども。携わっては、ちょっといないという形になります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 県のほうでもそういうお答えだったので、本当にやっぱり無理もないかなというふうに思いましたけれども、でもこれはどうしても普及させていかななくては

けないっていうことをおっしゃっていましたし。

今回、質問をするに当たりまして、神戸市と兵庫県の「ひょうご安全の日」推進事業の窓口  
に連絡をしてみました。ひょうご安全の日推進事業って、その感震ブレーカーに対して助成金  
を出している事業なんですけれども、ところがこれは阪神・淡路大震災のときに、その火災で  
亡くなった方が多いにもかかわらず、この助成金がスタートしたのは去年からなんです。で  
すから、本当に認識をされ始めたのが最近だということがよくわかりました。

神戸の方も兵庫の方も恥ずかしながらっていうふうにおっしゃっていましたが、そう  
いった中で通電火災の恐ろしさと感震ブレーカーの設置について、ホームページや広報で発信  
している神戸市、まだまだ知らない人も多くって阪神・淡路大震災の被災地であるこの兵庫県  
でも助成が始まったばかりであります。あれだけの通電火災の恐ろしさを実感しても、やっ  
ぱり時間がたてば優先順位がやっぱり変わっていきながら、感震ブレーカーは万一のときの保  
険のような感じなので、普及しづらいのは無理もないかなというふうに思いました。

ただ、物自体は本当に簡易的な物ですと3,000円ぐらいで買えます。で、先ほど答弁の中に  
ありました通電が遮断されたら真っ暗な中逃げるのが怖いというふうに答弁がありましたけど  
も、皆さん考えることは同じなんです。少し高いものでは1万5,000円から3万円っていう  
のがパナソニックとかいろんなメーカーから出てるんですけれども、そこはこの場所だけブ  
レーカーを落としてくださいっていうふうに選べるようになっていっているそうです。です  
から、部屋全体が消えるのではなくて、火の気がないところの電気はつけてある、ブレー  
カーを落とさないという方法もあるということも、これはこの神戸の方に教えていただ  
いたんですけれども。

そういったことで、本当にいろいろなものをチョイスしながら自分の家を守るということに  
特化していければというふうに思います。

で、その補助金を出せばどうかっていうふうにお話をしたのは、皆さんの意識がそこに行く  
のかなっていうふうに思ったので、そういったことでお話をしたんですけれども、例えば500  
円でも1,000円でも補助金出しますよって言ったら、これは何かなって見ることになると思  
うんです。そういったことで、今後兵庫県のように補助金を出していくという考えが将来あ  
ればありがたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

まず補助金の前にですね、やはりその防災力の向上を図っていくためには、やっぱり自助、  
それから共助・公助と言ってますけれども、自分の身は自分で守る、自分の家は自分で守る  
っていうのが、やっぱり防災力を高めていくことになるかと思っておりますので、まずはその自分の家、  
答弁にありますけれども、家具等の転倒防止、そういった対策なんかもしっかりしていただいて、

その上で感震ブレーカーについては、まだなかなか関心が薄いついていう部分もありますけども、簡易なタイプであれば何千円という形で買えるということでもありますので、まずはそういった部分で自助努力をしてもらいたいというのはあります。

その上で、また答弁にもありますけども、関係機関、そういったところとですね、そういった動向なんかも注視しながらですね、町としても調査、それから研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） とにかくホームページ等で、それは出していただければというふうに思います。神戸市のホームページを一度見ていただければ、参考にして、そういったことで啓発をしていただきたいなというふうに思っています。

この感震ブレーカーで通電火災を防ぐというのは、自分の家だけのことではなくて、自分の家から近所の方のところまで類焼してしまうということの恐ろしさ考えたときに、やっぱりみんなで考えていかななくてはいけない内容だつていうふうに思っています。

そういったことから、これからも私も普及啓発に力を入れていきたいと思ひますし、事あるごとにも防災に関していろんな声を出していきたいなというふうに思っています。これからもどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、14番紙井和美君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。御苦勞さまでした。

午後 4時11分散会

第 3 号

[ 12 月 6 日 ]

## 平成30年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成30年12月6日（第3日）

### ○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
国体推進室長	建石智久君
収納課長	平岡正裕君
防災危機管理課長	白石幸也君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	中村政人君
都市計画課長	菊池彰君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	柴山義一君
指導室長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成30年12月6日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

平成30年第4回定例会

一般質問2日目（平成30年12月6日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 川畑 秀慈	1. 阿見町の基金について 2. 防災計画について	町 長 町 長
2. 倉持 松雄	地域コミュニティーの形成について	教 育 長
3. 柴原 成一	1. 上本郷・中根地区区画整理について 2. 霞クリーンセンター，さくらクリーンセンターについて 3. 防火水槽について	町 長 町 長 町 長
4. 栗原 宣行	1. 阿見町の教育の現状と課題について 2. いきいき茨城ゆめ国体2019の準備は万全か	教 育 長 町 長
5. 久保谷 充	1. 税金及び水道料金等のクレジット支払いを推進すべきではないか 2. キャッシュレス決済の推進への支援について	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので会議は成立をいたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願い申し上げます。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

ただいま、18番佐藤幸明君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

次に、12番川畑秀慈君の一般質問を行います。

12番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、今年度の予算編成の背景、そして基本的な考え方の一部から入ってまいりたいと思います。

2018年阿見町の予算編成の背景・基本的な考え方。

「政府は、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建化の双方を同時に実現するため、『経済財政運営と改革の基本方針2017』等の着実な実行に加え、人づくり革命と生産性革命を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため『新しい経済政策パッケージ』を昨年12月に閣議決定し、2020年度までを集中投資期間としてその実現に取り組み、成長と配分の好循環を確立するとしている。

我が国の財政は、毎年度の歳出のうち3分の1以上を借金に依存し、この結果、平成29年度

末の国及び地方の長期債務残高は、対GDP比198%に達する見込みとなっており、将来世代に対し、膨大なつけを残してしまっている。」

冒頭にこのような形でありました。

これに関して、専門家においては、さまざまな意見がある中、国の資産が明示されずに負債のみを強調しているとも言われております。国の資産は、一部には1京円を超えるとも言われています。

次に、「地方財政については、『経済・財政再建再生計画』の下、国・地方を通じた経済再生・財政健全化に取り組み、全ての改革項目を着実に進めると同時に、地方行政サービスの地域差の『見える化』とそれを通じた行財政改革の推進、先進・優良事例の全国展開、地方公共団体の境界を越えた広域化・共同化などによって、2020年代を見据えた構造改革の推進が強く求められている。」

これを読みまして、この大きな時代の変化の中で持続可能な自治体経営が求められている。まさに大きな変化に対応できるかどうか問われています。要するに、今までと同じことをやっていたはだめである。新しいことに新しい発想で挑戦することが求められています。茨城県の大井川知事が、常識を疑えということをよく言っておられます。私もそう考えます。

次に、「本町の財政状況は、歳出面では、少子高齢化に伴う社会関係経費の増加が続いているとともに、公共施設等の老朽化等への対応が歳出を押し上げる要因となっている。歳入面では、税収は穏やかな回復基調にある一方で、計画的・安定的な財政運営を保障するための普通交付税及び臨時財政対策債は減少が続いており、引き続き安定した自主財源の確保が重要な課題となっている。」

この課題をどう捉えていくか。まず、今後の町の公共施設の維持管理計画では、今後40年間にわたって300億円がかかると言われております。そこに社会保障関係経費が増加していきま、当然、人口減少の中で現役世代が減少し税収の減収につながっていきます。そして、普通交付税及び臨時財政対策債は減少が続いており、引き続き安定した自主財源の確保が重要な課題となっております。

普通交付税額は、財政力指数に連動します。単年度の財政力指数を出す数式は、基準財政収入額を基準財政需要額で割ることで求めることができます。ここで重要なのは、基準財政需要額になっていきます。この基準財政需要額は総務省が毎年出しています。基準財政収入額に対して基準財政需要額が大きければ大きいほど財政力指数は低くなり、国からの交付税は増えていきます。しかし、小さくなればなるほど、財政力指数は高くなり、交付税は少なくなっていく。簡単に言うと、国は地方自治体に出す交付金と財政力指数をコントロールしているようにも思われます。

私は、約30年分の町の財政状況を分析した結果、最も基準財政需要額が高く、普通交付税額が大きかったのが西暦2000年、平成12年度でありました。基準財政収入額が59億7,568万1,000円、基準財政需要額が76億7,613万8,000円。これで単年度の財政力指数は0.778です。普通交付税額は、このとき17億129万8,000円となっていました。これが現在はどうであるかといいますと、昨年度2017年、平成29年度の暫定の決算カードを見てみますと、基準財政収入額が64億2,561万4,000円、基準財政需要額は70億1,528万4,000円。これを見ますと、単年度の財政力指数が0.916で、普通交付税額が5億8,413万6,000円。これを見てもわかるように、2000年の基準財政需要額との差は6億6,085万4,000円の差が出ております。これを、財政力指数を、2000年度の基準財政需要額で17年度の収入額を試算してきますと、財政力指数は0.837になります。

先ほど言いました、今の決算カードでは0.916。ところが2000年の基準財政需要額で割ると0.837、これだけ差が開いています。それで、この0.837に最も近い年度が、単年度の財政力指数はどこかといいますと、1999年、このときが単年度で0.832でした。そのときの交付税額は12億5,278万6,000円。その差額というのは、この今年度との差額というのは、6億6,865万円の差になってまいります。

追加のデータをちょっとお伝えしますと、2000年以降も基準財政需要額は少なくなっていますが、2004年、これが一番少なくて66億2,899万3,000円になります。そして、経常収支比率のデータを見ますと、経常収支が最も低い年度が、データを調べたところ1990年、平成2年、このときが62.8%、公債費比率が7.4。最も高かったのが2008年度、これは平成20年で102%でありました。公債費比率は19.8%。今年度はどうかといいますと、2017年度はどうかといいますと、経常収支比率90.9、公債費比率は12.5、このようになっております。

町の財政統計を踏まえ、今後の予算の考え方にも自主財源の確保が重要な課題と、先ほども言われました。そこで、新たな自主財源の確保のための新たな考え方を議論してまいりたいと思います。

そこで、町にはさまざまな基金が積み立てられています。その基金について質問をいたします。

1つ目としまして、町の基金の種類はどういうものがありますか。

次に、過去10年間における各基金の積立金の推移はどうなっていますか。

3点目、各基金をどのように運用していますか。

4点目、これから各基金の運用はどのようにしていきますか。

以上4点お聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願ひます。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。川畑議員の、阿見町の基金についての質問にお答えをいたします。

1点目の、町の基金の種類はどういうものがありますかについてであります。

現在、阿見町の一般会計には、財政調整基金、減債基金のほか、公共公益施設整備基金、借地等取得基金、地域福祉基金など13種類の特定目的基金があります。これに国民健康保険支払準備基金、介護給付費準備基金などの特別会計分5種類を含めると全部で20種類となります。

2点目の、過去10年間における各基金の積立金の推移はどうなっていますかについてであります。

平成19年度末の基金残高の合計は約43億600万であります。そこから減少し、平成21年度末には約39億2,600万円、その後増加に転じ、平成26年度末に69億300万円までに増加しました。しかし、平成27年度以降は再度減少に転じ、平成29年度末で約55億4,700万となっております。平成19年度末から平成29年度末の10年間では、約12億4,100万円の増となっております。

3点目の、この各基金をどのように運用してきましたかについてであります。

基金については、阿見町公金管理並びに運用基準に規定されている、安全性を最優先し、さらに流動性、収益性を十分考慮するとの運用を基本とし、現在、11の金融機関に預け入れ、基金の性質や金額により、定期預金と普通預金で運用しております。

定期預金については、主にすぐに取り崩す予定がない基金について、金額にもよりますが、ペイオフや金融機関の公債残高、自己資本比率などを勘案し、年利率0.01%から0.1%の1年定期で運用しております。平成29年度決算では、1年間の預金利子として約60万円の収入となっております。

普通預金については、無利子ではありますが、預金全額が保護され、また随時決済が可能で事業に充当できるという利点を活かした決済用預金として運用しております。

このように、これまで基金については、大きく運用を図るというより、目的に合わせ、公金の安全性・確実性を重視し管理をしてまいりました。

4点目の、これから各基金の運用はどのようにしていきますかについてであります。

今後の基金の運用についても、引き続き、町民の貴重な財産である公金を損失させないという観点から、安全性・確実性を最優先し、かつ有利な方法で管理運用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

今、各基金の、これから再質問をするんですが、この資料をまとめたものがありますので、

これを議員の皆さん、また職員の皆さんにちょっと資料としてお配りしていただきたいと。

○議長（吉田憲市君） これですよ。

○12番（川畑秀慈君） ええ。

○議長（吉田憲市君） はい、結構です。はい、どうぞ。

〔資料配付〕

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） それでは、お手元に届いたようなので、再質問に入らせていただきます。

まず、1点目としまして、財政調整基金、これは私もデータをずっととって途中で、阿見町の、今、皆さんに渡った資料の中、見てもわかるように、大体ここに載っていない、これ以前でも、一番財調が多かったのが大体17億円ぐらいでした。その中で、17億円でしたね。19年度から11億6,600万、ここから行きまして、平成21年度まではそんな大きな変化がなく、そこから22、23、24と財調のほうが大きく膨らんでまいりました。この膨らんできた内容をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まず、財政調整基金の推移ということですが、平成19年末で11億6,000万円ということで、さらに平成20、21年度と減少した後にはですね、平成22年度末で16億6,240万円ということで、さらに23年度、26億6,370万円、さらには24年度で35億5,230万円と大きく積み上がっているということなんです。

その理由ですが、まず、こちらについては当初予算から決算について、税収の上振れっていう部分が1つ大きなものがあります。また、平成23年度には、霞クリーンセンターの和解金、こちらが約4億9,000万円入っていると。あと、さらには、東日本大震災の影響で、平成23年度から平成24年度にかけて、震災復興特別交付税、こちらが約4億円、さらには放射能低減対策補助金、約1億5,000万円、こちらが入ったということで、それらを基金に積み立てたものでございます。その後、27、28と、やはり税収が上振れしてきたということもありまして、ほぼほぼ財政調整基金を取り崩さずに財政運営ができております。

その後、役場庁舎、公民館の耐震化、さらには保育所、小中学校のトイレ等給排水の整備を進めるために取り崩しを行ってございまして、平成27年度末で31億7,000万円、さらに28年度で27億1,600万円となって、現在に至っているという状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

それでは、次に、減債基金、その下ですね。平成19年から見てみますと、20、21と、平成21年度からそのまんま塩漬け状態になって変動がないと。この辺の基金の目的と、全く変化がなくなったその理由は何でしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まず、減債基金につきましては、建設事業に係る起債を借りた後の公債費償還に充てるために、こちら決算剰余金などを財源に積み立てていたものでございます。

平成19年度末で7億5,100万円。こちらにつきましては、ここから20年度末で5億1,700万円、21年度で3億7,300万円ということで、こちら減っておりますが、こちらにつきましては、上の財調とも関連してくるんですが、財調残高が少なくなってきたということで、財政調整、財源確保のために、平成20年、21年度につきましては、公債費の元金償還金に財源として充てた結果、こちらは3億7,300万円までに減少していると。

それ以降につきましては、財調のほうの説明にもありましたけども、税金等、税収等の伸び等もありまして、財源がほぼほぼ確保できているという状況でしたので、減債基金については充当する必要がなかったということで、こちらについては残高が平成21年度末以降、現在まで推移しているというような状況です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 続きまして、その下の、公共公益施設整備基金、これが平成25年から29年に至る間で、額に非常に大きな変化、増減がかなりあるんですが、その理由は、どういう理由でしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

公共公益施設整備基金につきましては、公共施設の整備事業に充てるため、決算剰余金などを財源として積み立ててきたものでございます。

それで、平成19年度末で7億630万円、平成21年度には、こちら減っておりますけども、平成21年度につきましては、放課後児童クラブの建設や給食センターの用地購入、さらには学校施設の防犯カメラの設置等のまちづくり交付金事業に1億1,300万円ほど充当しております。

そのまま推移しまして、平成26年度末で、対前年度と比較しまして3億ほど積み増しをしております。こちらにつきましては、それ以降ですね、27年度以降ですか、新小学校の整備を予定しておりましたので、その新小学校整備に備えて、決算剰余金のほうを約3億円積み増しをしております。

そして、平成27から29年度にかけて、新小学校の建設に約4億9,000万円を充当しまして、

現在では3億5,800万円というような状況になっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

続きまして、ふるさと創生基金。これは平成19年に2,467万7,000円。こっから20年に467万3,000円。その後、平成29年までずっと基金の額が変わってません。その内容と変わらなかった理由は何でしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まず、ふるさと創生基金につきましては、ふるさと創生事業に充てるため、特別枠で地方交付税等、交付されたものを積み立てたものを財源としておりました。

議員御質問にありましたように、平成19年度末では2,467万円ということで、こちらにつきましては、それまでの間、まい・あみ・まつり事業、国際交流推進事業、さらには中学生海外派遣事業等に充当しておりまして、平成19年度に、それら事業に約2,000万円を充当しました。その結果、20年度末で467万3,000円の積立残高ということになっております。

その後につきましては、特に充当すべき事業というのがなかったということもありまして、金額については、一応このまま467万3,000円で推移しているというところでございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。

次に、ちょっと、基金の額にほぼ変化しないのが続いてきます。借地等取得基金、それと地域福祉基金、公民館整備基金の、この基金のぶれがない理由、また、その各基金の内容をちょっとお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

借地等取得基金、こちらにつきましては、公共施設等があります、借地で公共施設を運用しているところもございます。そういったもので借地を買い取るというような状況が発生した場合のために積立金として持っているものでございます。財源としては、決算剰余金などを財源として積み立てていたものでございます。

平成19年度末で8億8,800万円ということで、これが平成28年度末まで同額で推移しております。こちらにつきましては、この間、借地を取得することがなかったということで、このまま推移しております。その後ですね、一部、平成29年度に本郷小学校の駐車場用地の取得で144万円ほど充当しております。さらに、平成29年度から30年度ですね、主に平成30年度にな

りますが、こちら予算にも計上しておりますが、うずら出張所の駐車場、それからうずら野公園、二区保育所児童館の駐車場を借地してるわけですが、その買い取りが発生しておりますので、こちらにつきましては、29年度末で8億8,600万円の残高になっておりますが、この部分については、借地を取得する関係で、30年度決算では減少していくということになります。

それと、地域福祉基金につきましては、高齢者福祉の推進及び民間福祉活動に対する助成に充てるため、こちら地方交付税に措置されたものを積み立てたものでございます。

こちらにつきましては、基金の運用から生ずる収益を事業に充てる果実運用型の基金ということになっておりますので、原則、元金、原資については取り崩しはできないということになっております。こちらについては、果実運用型ということで、社会福祉事務費の一部の事業に充当をさせていただいているということです。

それから、公民館整備基金、こちらにつきましては、公民館の整備の事業に充てるものでございまして、平成19年度末、4,720万円で、こちらについては、平成19年度から今日までについて、こちらは特段公民館整備に関する充当が必要なかったということで、こちらは基金の運用等で、利息ですね、利息のみを積み立ててきて、このような状況になっているということです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

その下の下に行くと、町営住宅の建て替え基金。町営住宅はこれからも建て替えることはないかと思うんですが、これがほぼ金額は変化しない中でずっと来てますが、これは将来的にどういう形を考えておられるのか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 町営住宅については、町営住宅マスタープランに基づきまして、曙町営アパート以外の町営住宅については廃止をするというふうな方向で、ですから入居者がいなくなれば取り壊しをしていくというふうな方針になっておりますので、以後、建設するという予定は、現段階では持っておりません。

この基金の取り扱いについてですけれども、今現状、修繕等は発生しております。ただ、最近、修繕等については基金を取り崩してないというふうなところですので、その辺のところでは、やっぱり基金のあり方については考えざるを得ないんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

その下のほうに行きますと、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金というのがあります。これは平成24年からスタートして、29年末には4,307万8,000円と来て、増加傾向にずっと、多少のこぼこがあっても、あるようなんですが、これの使用目的、また増えてきた背景は、どういう理由でしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

こちらにつきましては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令に規定する施設の整備や事業に充てるため、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として積み立てたものでございます。今、議員おっしゃられましたように、平成24年度に基金のほうを設置しております。

現在につきましては、予科練平和記念館維持運営事業、医療福祉費助成事業及び予防接種助成事業が充当事業となっております。それぞれの事業に対して10年間充当可能ということで、財源につきましては、事業開始の前年から11年間で交付されるというもので、予防接種事業が平成30年度開始ということですので、こちらにつきましては、平成29年度に予防接種事業助成分として交付を受けたものが、平成29年度末に残高として追加されております。

こちらにつきましては、事業期間、10年ですね、が過ぎますと、こちら全て事業としては使い切るということになりますので、それぞれの事業が終了した時点で、こちらの基金については残高はゼロになるという基金でございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） そうしますと、この基金は、最後には全部使い切ってゼロにするということで、それでよろしいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） 濟いませぬ、こちらにつきましては、当初24年度に事業開始しまして、その都度ですね、予科練平和記念館維持管理運営事業と、さらには予防接種事業と、そういう形で事業が加わってきますと、さらに10年、さらに10年というふうに延びていくようなものになりますので、それらの事業が全て完了すればゼロになりますけども、基金としては、そういった事業が続く限りは、基金としては残るということでございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。そうしますと、新しい事業をすると、そのまんまずっと延長して10年ずつという捉え方で。

ちょっとこれは基金のほうでは最後になります。土地開発基金というのが360万、これがずっと変動しておりませぬ、その理由は何でしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

こちらにつきましては、目的としては、公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益に取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため設置されているものでございます。

こちら、現在のところは、残高360万円ということですが、この土地のいわゆる先買いに使うものでございまして、現在のところでは、むしろ土地開発公社のほうを使って事業を進めてるというところがありまして、こちらにつきましては、土地開発基金の運用というのは、ほぼほぼやっていないという状況で、残高としましては、現在、現金として360万円、さらに実穀小学校地区の公民館用地として6,650平米ほど土地として保有している基金でございまして、

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。

次にちょっとお聞きしたいのは、これだけ55億4,700万円からの基金があつて、さまざまな用途に向けて、毎年出入りがあるものもあれば、変動のないものもある中で、定期預金に積んでいる金額、そしてまた普通預金に積んでる金額、総額で結構ですので、お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。会計管理者兼会計課長佐藤吉一君。

○会計管理者兼会計課長（佐藤吉一君） はい、お答えいたします。

29年度末の数字でよろしいでしょうか。定期預金につきましては9億2,910万円、普通預金につきましては46億1,499万2,401円となっております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

これからは、やっぱり自治体運営、経営っていきますと、財政の見方を、財政というだけではなくて、財務という見方が必要になってくるかと思えます。町長も事業をやっておられるので、貸借対照表等は見られると思うんですが、当然、町のほうも、その辺をちょっと簡単に精査してみますと、平成29年度で見ると、総収入が182億6,000万、これはざっくりですね。支出が173億。そうすると、差引額が、これは翌年に繰り越したりいろいろなものがあるにしても、単純に約9億5,000万、これがプラスになってまいります。

負債が、町の公債・町債、見ますと151億、約、なっています。負債ばかり見ていくと借金が多いなって感じになるんですが、じゃあ実際に資産はどのくらいあるかって見てみますと861億8,800万、で、純資産が710億円ですね、約。そうしますと、一般会計、一般的な会社の

財務から見ますと、非常に豊かな、ある意味で資産がしっかりある、そういう形に見えてまいります。一般の会社になりますと、これは財務とあって、資産をどう増やすかといったところもきちんと図ってまいります。ですから、税収が入ってきて、それを使ってってということになると財政になりますけども、財務ってということになると、町のこの有効な資産をどう増やして有効活用していくかっていった、その物の考え方が、ちょっとこれからは非常に大事になってくるんじゃないかと。税収がなかなか大きく伸びていくということは考えられないと、やはりそこのところはちょっと一歩踏み込んで研究をしていく必要があると。

私、ちょっとこれ試算をしてまいりました。先日、前町長の天田氏から1,000万円の寄附がありました。それは文化芸術振興のほうで、これからどう使うか、それは担当課のほうでこれから考えていかれるとは思いますが、これを1,000万円を毎年100万円、10年間で使い切るという使い方が1つ、これは多分今までの財政という形の使い方。

これが財務という、どういうふうに捉えていくか。1つは、資産を増やして、増やした資産の利益から、それを基金として、取り崩しをなくしてずっと使い続けることを考えていきます。

これは投資信託の中で、現実に今あって、実績があって、非常に手数料も安くてすぐれたものが1つあります。幾つかある、その最もいいものがこれなんですけど、今、年の利回りが18.6%があるんです、実は。それを元本にして、これを1年間預けると利子が186万円つきます。そうすると、その186万円、前後にぶれるでしょうけれども、それをずっと使うこともできます。

これを例えば5年間据え置くとうなるかっていうと、2,346万5,200円になります。そうすると、5年間、これを今度、元本にしてやりますと、1年後が2,782万。そうすると、利子が毎年436万となってきます。複利計算でいくと、こういうふうになって、それを活用している人たちは、また実際に多くいらっしゃいます。

これを、3つ目として、元本1,000万で18.6%で、町内の事業者の寄附とか町民の皆さんとかで寄附を積み立てて、じゃあ10年間運用して、毎月5万円ずつぐらい積み立ててやったらどうなるんだろうか、10年後には。これは7,102万3,600円。で、10年間据え置いて、その後、1年後の利率ってのは、もしこれが同じだとすると、8,422万円になるんで、1,322万円の年間の利子になります。という、そこまでやると、それをずっと使い続けることができるという可能性が出てくる。

1つはこういう物の考え方もあるなど。これをやるかやらないかは、こういうものを研究してやるかやらないかは、これからの課題になってくるかと思えますけども、1つの物の考え方としては、そういうものを、やはり活用しても大丈夫な基金の種類もあるのではないかという

ことを、ちょっとここで提案しておきたいと思います。この点、どうでしょうか。即答するのは難しいと思うんですが、例えば教育委員会のほうでちょっとお聞きしますと、こういう運用の仕方は……。いいですよ。研究する価値があるかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。佐藤課長。

○会計管理者兼会計課長（佐藤吉一君） はい、お答えいたします。

御提案ありがとうございます。まず、基金につきましては、原則として公金を取り扱っている金融機関にお預けするというのが大前提となっております。また、地方自治法にもありますけれども、確実性、それから安全性を重視してリスクのないものというようなことが運用の最重要な基本となっておりますので、そこら辺はやっぱりどうしても遵守しなければいけないと考えております。

今、御提案のあった投資信託というようなものにつきましては、高リスクの、若干のリスクがあるというふうに考えておりますので、これまでも、答弁にもありましたように、これまでも運用を図るというより、確実性を重視してきたということがございますので、1つの調査研究の材料となるかと思いますが、そういった形で運用のほうはしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

今は1,000万円といったところで、ちょっとお話をしました。基金総額の中で、定期預金に9億2,910万円というのを積み立てて、毎年やってるということを考えますと、これもやり方によってはリスクを分散して、いろんなところでやる。その年の利回りが、例えば5%でやったとすると、この9億2,910万円、これをやると、ざっくり1年間で5%でやると、利子が4,600万円からになります。現状では60万円と言っていました。その差額は非常に大きな差額になってまいります。4,500万からの大きな差になります。倍率としては、実際には77.4倍。

要は、ある今の資産で塩漬けになっているものの中で、より安全性を考えて、これはしっかり研究をして分散をしていくことによって、ある程度の運用は可能である、そういうことが言えると思います。ですから、これも5年間複利でやったり、またやっていったときにはどうなるかっていうと、大体利子で2億5,000万ついてきます。そうやってみますと、今、実際に基金が55億円ある中で、年間のやっぱり利子所得が60万円ということは、やっぱりこれはもっともっと考えていくべきことではないか。

要は、財政という公金を扱う、税金を扱うときに、これを入れるのは、なかなか抵抗あるかと思うんですが、寄附であったり、またそういう何かで収益を得たものであったり、そういう

ものであれば、いろんな運用の仕方が考えられていくと思います。そういうことを今後、研究して、勉強しないと、これは非常に危険なものでもあります、きちんと理解をすると、そんなにリスクの高いものではありません。着実に運用をやっている人はおりますので、これから町としても、こういうことをきちんと調査研究をして、将来に向けて進めていくことが、財政難に陥らない1つの手法であると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。佐藤課長。

○会計管理者兼会計課長（佐藤吉一君） はい、お答えいたします。

先ほど、運用する基本的なことをちょっとお話しさせていただきましたけれども、そのほかに公債残高、こちらもしっかり勘案しないと、どこにするかというのは考えていかなければならないと考えております。また、ペイオフで1,000万円しか保証がないというようなこともございますので、やっぱりそこは堅い運用ということしか言わざるを得ないというようなことでございます。

今、議員がおっしゃられたように、分散してというようなお話もありますでしょうし、そこら辺は、公債残高とか、金融機関の安全性とか、そういったことも考慮しつつ、本当にこれからの研究課題というふうに捉えたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

急に言われても、なかなか知識、情報がないと、うまく、うんとは言えない内容ではありますが、実際に、今、所得のやっぱり二極化が進んで、やはりお金持ちはどんどんお金持ちになっていくし、そうじゃない人はそうじゃないなりにずっと差が開いていく。じゃあ、その差の開きは何かという、今、実際に経済状況といいますのは、お金をいっぱい刷って市場に流せばインフレが起きて物価が上がって所得が上がってくっていく、過去の経済学のサイクルが全く通用しません。日銀が幾らお金を刷っても、アベノミクスで幾らお金を刷っても、物価は上がりません。賃金もなかなか上がりません。なぜかっていうと、完全に金融経済にお金が全部流れていってる。そちらで不況、景気の好景気っていうのは、全部今、左右されていくのが現実なんで、そういうことを踏まえますと、やはりこれから金融というものもしっかりと町の1つの財務、資産を少しでも価値的に有用に増やしていくことに対して、私は、ぜひこれは研究課題として、これからしっかり勉強していただきたいと、こういうことを要望して、まず1点目を終わります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） それでは、2点目の質問に行きます。

防災計画について質問をさせていただきます。

3・11以降、非常に大きな災害が、毎年毎年、至るところで起きております。当然、町もそれに伴い、防災計画を立て、さまざまな対策を行ってまいりました。ざっくりここでお尋ねをしたいと思います。

まず1点目、今までの町の防災計画は、誰が、まず策定してこられたか。

2点目、3・11以降の防災計画の見直し内容について、どのようなものか。また、それは誰が行ってきたか。

3点目、これからの防災計画の予定は何か。

この3点をお尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 防災計画についての質問にお答えします。

1点目の、今まで町の防災計画は誰が策定してきましたかについてであります。

阿見町地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、阿見町の地域を所管する行政機関、公共機関、公的な団体等で構成する阿見町防災会議が策定する計画であります。また、改定業務については、コンサルタントへ業務委託を行い、事務局と調整を図りながら修正案を作成し、町の防災会議へ諮っております。

2点目の、3・11以降の防災計画の見直しの内容について。また、それは誰が行ったのかについてであります。

地域防災計画の基本となる国の災害対策基本法や防災基本計画において、東日本大震災以降、その反省や教訓を踏まえた大幅な修正が行われたほか、これに基づいて、上位計画である茨城県地域防災計画も修正され、これらの関連法令や計画の修正に対応するため、阿見町地域防災計画においても、平成26年3月に全面的に改定を行いました。

なお、この地域防災計画の改定業務は、先ほど御説明しましたとおり、コンサルタントへ業務委託を行いました。見直しの過程においては、町内部での地域防災計画専門委員会やワーキングチームを設置し、修正課題や対策等を検討して、庁内全部署及び関係機関との調整を図るとともに、パブリックコメントを実施して作成したものであります。

さらに、平成28年3月及び平成30年5月に、法律改正や上位計画の修正、そして町機構改編に伴う災害対策組織体制の修正等について、町の地域防災計画の見直しを行ってまいりましたが、こちらの改定業務については、部分的に軽易な修正であったことから、防災担当職員が修正案を作成し、町の防災会議へ諮った経緯があります。

3点目の、これからの防災計画の予定は何かについてであります。

現在、茨城県では地震被害想定の見直しが行われているところであり、近々に県の地域防災

計画の修正も予定されているところであります。今後、この修正された内容に沿って、町の地域防災計画も修正を図っていくこととなります。

これからも、新たな災害教訓に伴う国や県の防災関係規程の修正に基づき、町の地域防災計画の修正を行い、防災体制及び防災施策のさらなる充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

1点目、再質問させていただきます。3・11以前、かなり前になるかと思うんですが、このときの防災計画の策定期間、またかかった経費は幾らぐらいかかったのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

3・11以前に地域防災計画を改定した時期につきましては、平成20年度と平成21年度、こちらのタイミングで、コンサルタントに委託をして、防災計画を修正した経緯がございます。そのときのコンサル委託料としては183万7,500円、期間にしては、申し上げたとおり、2カ年度かけて修正をかけております。

また、3・11以降ですね、平成24年度、平成25年度をかけたまま、同じくコンサルタントへ委託しまして、その委託料が1,214万8,500円、携わった期間が2カ年度をかけて修正業務を行っております。その際は、町の防災担当職員3人がかかわっているということです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。金額に関しては大幅な違いもある。また、人のかけた労力もかなり違うと思うんですが、でき上がった防災計画の違いっていうのは、ざっくり言ってどうなりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。白石課長。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

3・11以前に、20年度、21年度に2カ年度かけてかけた修正につきましては、2カ年度で180万程度の数字ということで、ちょっと10年ほど前のことなので、ちょっと詳細は私もわかりかねるところがあるんですけども、そのときの国の災害対策基本法、防災基本計画、こういったものをもとに修正した内容で、内容については軽微なものであると思います。

平成24年度から25年度にかけて、2カ年度かけた修正につきましては、御存じのとおり、東日本大震災、こういった激甚災害がありましたので、そういった災害をもとに、国の災対法等、

抜本的な改正がありましたので、大幅な修正箇所が町の地域防災計画にもありましたので、そういうところから委託料も大幅な金額となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

そうしますと、これからの計画策定においても、多分、コンサルも使って、最後までめ上げてきたりするかと思うんですが、これからのコンサル業務、どのようなことをコンサルに頼むんですか。予定があれば、お話をいただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。白石課長。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

町の地域防災計画の見直しにつきましては、国の災対法、防災基本計画等、また県の地域防災計画が修正されるたびに、末端の我々の計画も変更せざるを得ないというところなんです。これは本当に追いかけて、現状、御存じのとおり、最近ですと熊本地震ですとか、西日本の豪雨、こういった激甚災害が多発している中で、やはり大もとの上位法がどんどん改正になっております。正直言って、町のそれに対して地域防災計画の対応が追いついているかという、追いついていないところも実情でございます。

さらに、町長の答弁にもありまして、県の地震の被害想定の見直しが近々に行われる予定でございます。来週、その会議が県庁でございまして、県のほうでは、年末ぐらいには公表できるのではないかと話しております。またそれに基づいて、そういった内容に沿って、町の計画も見直していかなければならないところなんです、今後ですね、町の地域防災計画というのは、御存じのとおり、町の防災体制の根幹となる計画でございます。いろいろな法令、計画等をもとに修正していかなければならないところですので、そうはいいまして、コンサルタントに業務を丸投げということもいかなるものであるかということも感じておりますので、今後ですね、昨年、町として危機管理監を採用しました。こちらの危機管理監におきましては、自衛隊OBということで、いろいろな災害現場、それからいろいろな訓練、計画、こういったところを十分に経験を積んだ方でございます。こういった方を中心に、町の防災計画、こういったところの見直し作業を進めて、最終的には、計画としてでき上げるまでには、いろんな法令等を精査するしかありませんので、コンサルをそういうところに入れる必要もあるかとは思いますが、丸投げということではなくて、あくまでも職員、これが基本となって計画づくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

今、非常に充実した、こういう地域防災計画、今、策定中だとは、私も存じております。以前にも話をしましたが、国分寺市の防災計画の策定をぜひ見習ってほしいという話をして、今、課長のほうもそういうところを参考にしながらやっていただいていると思います。住民の方々、役所の職員の方々、みんなで自力でつくり上げた防災計画書、非常に地域の災害のマックス、それを想定してきちんとつくり上げて、もうとっくにでき上がっています。先ほど言いました危機管理監も、今、入っておりますし、非常にスキルも備えておりますので、大いに活用していただいて、この地域防災計画をいいものをつくっていただきたい。いいものをつくるということは、わかりやすいものを、ぜひそこでつくっていただきたい。こういうものをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、12番川畑秀慈君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時15分といたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ただいま、16番久保谷実君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

次に、17番倉持松雄君の一般質問を行います。

17番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔17番倉持松雄君登壇〕

○17番（倉持松雄君） それでは、質問いたします。

地域コミュニティの形成についてと題しての質問を、今議会で4回目の質問になります。しつこいと言われるかもしれませんが、新しい1年生が別々の学校に入学してしまっただけでは、本郷二丁目は地獄に落ちてしまいますので、今回、4回目の質問をいたします。

皆様方におかれましては、胸の中では、力強い御支援をお願い申し上げまして、質問に入ります。

町の第6次総合計画の基本目標は、人がつながるまちづくりです。教育委員会は、町の最上位である基本目標を無視してまでも、あさひ小学校の通学区割りを設定したのですから、かなりの増加を予測したのだと思います。この1年間は何の影響もなかったかと思いますが、来年からは新しい子供たちが1年生として入学しますので、影響が出始めるかもしれません。高校や大学に入学するわけではありません、小学校、特に1年生に入学するのですから、地域との

関係は重要であります。

過去の質問では、本郷小学校、あさひ小学校の児童の増加予測と、本郷二丁目の土地約2万7,000平米を宅地化しての増加予測をお尋ねしましたところ、全く想定できないとのことでした。何を予測して通学区割りを設定したのかわかりませんが、隣の家の子供と別々の学校になり、朝の通学班が、あっちに行く者、こっちに行く者が入り交じり、本郷二丁目は、町施行の模範住宅地とは名ばかり、目の前に新しい小学校が建てられましたが、入学できずに見るだけの方が点在していたら、これは明らかに本郷二丁目を破壊したことになります。このほか、私の知らないところでも、もっと困った人がいるかもしれません。

そこで、質問いたします。

このような通学環境では困るといった相談を受けたことはありませんか。

2番目に、あさひ小学校の収容人員は1,050人と聞いております。現在の児童在籍数は707名、平成31年度から平成36年度までの児童数の推移予測を伺います。

3番目として、本郷小学校の区域内で、都市再生機構から無償譲渡された土地約39ヘクタールを11区域に分けて、順次宅地開発を進めています。完成して、本郷小学校が満杯になったときは、どのようにするのですか。

4番目として、阿見町立あさひ小学校は、阿見町あつてのあさひ小学校です。まちの基本目標を大切に、関係者に説明して、区割りを設定し、オルティエ本郷にふさわしい学校にしてほしかったが、本郷二丁目を斑模様にしなけりばならなかつた、その理由。単なる人数だけの問題でしたら、ほかにも方法はあつたと思ひますが、二丁目をばらばらにしよふなんていうことが、よく考へつたといふ。

以上、お伺ひいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願ひます。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 倉持議員の、地域コミュニティの形成についての質問にお答えいたします。

1点目の、あさひ小学校または本郷小学校の通学班では、困るといった相談をかけられたことはありませぬかについてですが、通学区域の変更を要望する相談や問い合わせが、保護者や不動産業者から数件ありました。

2点目の、あさひ小学校の収容人数は1,050人、現在は707人。平成31年度から平成36年度までの児童数の推移予測を伺ひますについてですが、あさひ小学校の全児童数は、平成31年度、735人、平成32年度は754人、平成33年度は748人、平成34年度は747人、平成35年度は773人、

そして平成36年度は749人と推計しております。また、各学年のクラス数は、平成31年度は、3年生の学年が3クラスで、他の学年は4クラスとなり、平成36年度は全学年が4クラスと推計しております。

3点目の、本郷小学校の区域内で、都市再生機構から無償譲渡された39ヘクタールを11区域に分けて、順次宅地開発を進めています。完成して本郷小学校が満杯になったとき、どのようにするのですかについてですが、現時点では児童数については、平成31年度は330人、平成36年度は375人と推計しております。おおむね45人の増加となります。

議員御指摘の、本郷小学校が満杯になったらどうするのかですが、本郷小学校の受け入れ可能児童数は673人となり、現在の児童数に対し、約350人が受け入れ可能と考えることから、今後とも、将来の児童数の推移を注視していきたいと考えています。本郷小学校児童数の定員超過に関しましては、児童数の推移を踏まえて対応してまいりたいと考えています。

4点目の、阿見町立あさひ小学校は阿見町あつてのあさひ小学校です。町基本目標を大切に、町がつくったオルティエ本郷とあさひ小学校を築いてもらいたいについてですが、議員御質問の地域コミュニティの形成の大切さについては、これまでの一般質問でも答弁させていただいたとおりです。今後とも引き続き、人がつながるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

区長さんを初め、その地域にお住いの皆さんがさまざまな地域活動を通して、地域の課題について、その解決に向けた取り組みをさらに積極的に行うことで、地域のコミュニティも深められていくものと考えております。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 教育長におかれましては、まだ歴史が浅いのに、ややこしい質問をしまことに申しわけございません。しかし、教育長である以上は、ほかの方に質問はできませんので、ひとつよろしくお願いします。

数件の相談があったと伺いましたが、数件とは何件なのでしょう。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。学校教育課長柴山義一君。

○学校教育課長（柴山義一君） はい、お答えさせていただきます。

相談件数につきましては、記録としては残してないんですが、4件から5件というようなことで聞いております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 4件から5件と聞いているということは、課長はその方に会っていないんですね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） はい、答弁させていただきます。

ええ、直接本人さんとお会いしたということはありません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 誰が答えたんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に答弁を願います。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） うちの職員、担当職員です。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 担当職員ということは、どんな事柄を相談されて、どういう答えをしたのかお尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） お答えさせていただきます。

1点としましては、不動産業者さんからの、通学路の確認。それから、保護者からのですね、通学区域が違うが、あさひ小学校へは行けないですかというような問い合わせ。それから、建て売り住宅で、基準日までに建った家なので、そこに住めばあさひ小学校に通学できるんですかというような問い合わせ。そういうような相談事です。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 不動産屋さんには通学路、それから、あと保護者の方からは、あさひ小学校へ行きたいという希望、それから、あと1つがアパートですか。あのアパートに住めば入れるんですかというような。アパートですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） はい、お答えさせていただきます。

建て売り住宅で、基準日の以前に建った家ですね、そこに基準日以降に住むんだけど、家が早く建ってあるんで、その家に入れば、あさひ小学校に行けるんですかというような問い合わせでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 場所はどこなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

場所をここでお答えする必要があるのでしょうか。基準日が関係する地域だというふうにお答えさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） いや、私、わかんないから聞いてるんですよ。わかれば聞かないですけど。で、建て売りだって、どこにあるかわかんないということですよ。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） お答えします。

具体的な地名場所はお答えできませんが、今回の8月31日という基準日に関係する区域内だというふうにお答えさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） それでは、それは二丁目ということですね。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

具体的な場所は差し控えさせてもらいたと思いますが、今回の区域は二丁目以外にも、上本郷区域にもあります。そういったことで、そういった区域に該当はしているところからの問い合わせでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） それでは、基準日までに住まなければだめだということは、本郷二丁目のほかにどこがあるんですか。うずら野、住吉とか、そっちのほうにもあるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

このあさひ小学校の通学区域につきましては、以前、議員の皆様にも資料をお配りしていると思います。そこで御説明もさせてもらってますが、本郷二丁目に加えて、上本郷地域も当該地域になっているかと、一部ですけれども、なってるかと思えます。それは倉持議員も御存じかと思えます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 大体、シンワとか上本郷も一部は入ってると思いますよ。じゃあ、あの中で、その上本郷、シンワということですね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

細かいことをこちらで説明して申しわけありませんが、今、倉持議員から、上本郷、シンワという発言がありました。シンワはその地域に入っておりません。そこは御理解していただくように、よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 上本郷は入ってる。上本郷はあさひ小学校区に入ってる。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） 申しわけありません、何回も同じことをお答えさせていただきますけれども、上本郷の一部がですね、その期日まで、その期限までにいれば、あさひ小学校に行けるというふうな、そういう通学区域になっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） そこにたまたま建て売り住宅があったと、前から建ってたのが。そこに、その家を買えば、あさひ小学校に行けるのかという質問があったんですか。それは入れないということ。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

そのような問い合わせがございまして、その問い合わせに対しましては、あくまでも契約日が基準日になってますので、そういった場合には、あさひ小学校ではなくて、本郷小学校に通学されますということをお答えさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 質問はありませんか。

○17番（倉持松雄君） ちょっと待って。私もちょっとよく考えないといけないですから、待ってください。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） じゃあ、その点、約3件ぐらいあったんですよね。それはわかりました。じゃあ、この点はわかりました。

じゃあ、次です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員、起立してお願いします。

○17番（倉持松雄君） はいはい。

それでは、改めまして質問いたします。本郷二丁目の残地2,700平米ぐらいあるという話は、前に聞きましたけれども、その児童の推移予測を伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） はい、お答えさせていただきます。

あさひ小学校区におきましては、31年度、新1年生になるお子さんなんですけども、19名、32年度が16名、33年度が12名、34年度が21名、35年度が12名、36年度が15名になります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 去年の6月ですね、6月議会に私が質問したときには、前のことは全然想定できないということだったんですけども、先ほど伺いました、今、あさひ小学校の今の子供たち、これの、先ほど生徒数は聞きましたけども、これはいつごろわかったんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） はい、お答えさせていただきます。

住民票登録関係からですね、直近で調べさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 何月何日ごろわかったんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） 12月4日、月曜日でございます。

以上です。

済いません。

○議長（吉田憲市君） 答弁修正ですか。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） 済いません、訂正します。12月3日の月曜日でございます。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 私が質問で聞いたのが去年の6月でしたから、そのころはわかってなかったんですね。で、『阿見の教育』っていう本、あんだよね。あそこからは、全然想定はできないんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

私の記憶ではですね、倉持議員は以前、あそこでどれだけ増えるのかという質問をされたかと思えます。それは、どういうふうこれから住宅が建つかかわからないのでわからないと御説明させていただきました。で、あくまでも現在ですね、住まわれてる方は、住民基本台帳がありますので、その人数はわかると。それを今、柴山課長のほうからお答えさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） じゃあ、あのとき、私の質問は悪かったというわけだ。わかりました。じゃあ、悪かないように聞きますから。じゃあ、これ、約750人から、多いときは770人いるんですけども、最大収容児童数は1,050人と聞いてますから、これ随分余裕があると思うんですけど、余裕はどのような考え方をもとに、この人数を余裕見たんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

まず、この質問の前にですね、先ほど私がお話ししました、決してですね、倉持議員の質問が悪かったのではなくて、私のほうの理解がそういう理解だったということで、そこはそういうふうにご了解していただきたいと思います。申しわけありません。

今の御質問ですが、ここでちょっと確認の意味を含めて、改めてあさひ小学校の学級構成について御説明させていただきます。これは倉持議員も御存じかと思いますが、あさひ小学校は、各学年に普通教室4教室、それと多目的教室1教室の構成としてます。これは議員の皆さんもですね、学校のほうに見に行っていたとき、それは確認していただいていると思います。

この児童数の増加が、これからあった場合ですね、その結果、普通教室が不足する状況のときに、この多目的教室、今お話ししました多目的教室を普通教室に全て転用、これはあくまで転用なんですけども、転用した場合は、各学年の普通教室が全て4から5に上がるということになります。その場合、計算しますと、計算上は、先ほど倉持議員がおっしゃった1,050人になるということです。

つまりですね、この多目的教室が各学年で1教室、計6教室あります。そこで教室、大体今、35人から40人が定員になってますけど、その人数をここに加えてしまうと、先ほど言った300人程度の余分にあるというふうに見えてしまうわけです。

ですから、あくまでも多目的教室を除いた普通教室の数でいうと、これだけの余分な人数はないというふうにご理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 多目的教室を普通教室に変更すると。どういうときに変更する目的だったんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

現在でも、あくまでも学校に多目的教室というものを設置して、そこでいろいろな授業を行

っていただいております。今回は、その際にもいろいろ御質問受けたんですけれども、万が一ですね、ああいう地域で、子供たちが増えてしまったときに教室が不足すると、普通教室がですね、そのときにプレハブを建てるとか、そういったことになりかねないので、その場合には多目的教室を普通教室に転用して使うことができますよと。それが最大6教室は可能ですよと御説明をさせていただいたかと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 万が一って、どういうところを想定したんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

どういう説明をしたらいいのですかね。ちなみにですね、倉持議員も御存じだと思いますが、本郷小学校、御存じですね、そちらは、万が一ということの説明が合ってるかどうかわかりませんが、あそこですね、想定を超えて児童が増えてしまって、プレハブ校舎を結局建ててしまったんですね。2棟建てたと。そういう状況が万が一と、私は思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） プレハブ教室を建ててしまったつって、建ててしまうほかに方法がないんじゃないですか。何か方法があったんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

結果論として、プレハブ教室を建てたということで、本来は、学校の適正規模からいうと、ああいった形での学校運営は、あんまりふさわしくないというふうに教育委員会で考えています。そのことを、このあさひ小学校でも同じ経験をしたくないという思いがあります。そういったことで、プレハブ教室はなるべく建てたくないで、その場合は、多目的教室を転用することで対応していきたいと、そういう考えでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） じゃあ、多目的教室ちゅうのは、プレハブのように思ってるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

どうも私の説明がよくなかったみたいで、決してプレハブ教室と多目的教室を同等のものと

はみなしておりません。あくまでも、現在は、あさひ小学校で多目的教室を使って多種多様な授業をしているものでございます。それが、その状況、児童数が増加するという状況を考えたときに、あさひ小学校の校庭にですね、プレハブを建てるのではなくて、本当にこれはあんまり考えてはいけませんけども、多目的教室を転用することで対応したいと、そういう考えのもとで、今、そういう御説明をしたものでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） あさひ小学校ではそういう考えているかもしれませんが、これから先ですよ、この次に出てくるんですが、本郷小学校よ。670人ぐらいから350人ぐらい入るそうですね。そこで、どんどん住宅開発やっています。そのときに、670人になったら、とめちゃうのか。生徒の増加をそこでとめることができるのか。それから、今、あそこに何教室あるのか、本郷小学校に。お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

まずですね、とめることができるのかという御質問ですが、阿見町に住んでいただけることで、保護者、児童がこちらに越してきていただくことに対しては大変ありがたく思っています。そんなことは考えておりません。ただ、結果的にですね、子供たちが増えてしまうということになったときには、答弁でもお答えしましたが、それを踏まえて何らかの対応をしていかなきゃならないと思います。現実的には、本郷小学校には、そういう多目的教室は、今、ありませんから、そういった場合には、プレハブということも、また同じことを繰り返すことになってしまうので、本当は考えたくありませんけど、そういったことも考えざるを得ないかと思っております。

それと、現在の本郷小学校の教室は、一応最大で19教室を見込んでおります。これはですね、普通教室、各学年が3クラス、6学年あって18クラス。あと1クラスですね、本郷小学校は今、プレハブ校舎が、後から建てたものがありますんで、その関係上、1クラス今、余裕があると見て、全体で19クラスが最大の教室だと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 19クラスですか、今。で、今は何教室あいてるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

普通教室だけで、今、14教室ということですよ。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） そのときに、今度、本郷小学校で、今度は、これはもう学校満杯になっちゃうというときに、その前にわかると思いますよ。そのときに、今、あさひ小学校では、いや本郷小学校に行ってくださいと言いますが、本郷小学校が満杯になったときは、今度は行くところねえと思いますよ。そのとき、そのときですよ、この答弁でも、いろいろ考えて推移を踏まえて対応してまいりますとは言われましたけども、その対応の仕方だよ。対応の仕方ってことは、そのときはどうにかなるでは困ると思いますよ。そのころまで、誰が担当するかわかりませんが。その満杯になるときに、どういう対応をするか。とりあえず、じゃあプレハブをつくるのか、それとも、その前に学校を増やすのか。伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

どの時点ですとね、満杯になるかは、まだ現時点では全く見込んでおりません。そのために、答弁でも説明しましたが、毎年ですとね、児童数の推移をこちらでも見守りたいと思っています。そういうことがわかる状況になったときにですとね、検討してもいいのかと思っています。その対応策については、今ここでこういうことがあるというのは、先ほどたまたま私の個人的な見解としてプレハブ校舎というのが、従前の例として挙げましたが、それはあくまでも従前にあったことであって、今後どのような対応ができるかは、またその下で考えるしかないと考えています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 今、とにかくあさひ小学校の多目的教室は、あくまでも多目的教室で、絶対使わないと、そういう方針ですとね。あさひ小学校の多目的教室は、何事があっても、それは使わないと、使わないと。そういうことなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） お答えします。

ちょっと私も今、質問の趣旨がよく理解できていないところはあるんですが、あさひ小学校はあくまであさひ小学校のことなんで、ここで本郷小学校のことを、あさひ小学校の多目的室を混在させているような議論は、ちょっと私も考えてないんで、そこは御理解いただきたいと思っています。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） あさひ小学校は、実際は関係ないんですよ。でも、その対象とする

目的で私はあさひ小学校を聞いてるんですよ。あさひ小学校の判断の仕方が、本郷小学校の将来の判断の仕方と同じだと思いますよ。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

あさひ小学校と本郷小学校は、それぞれ学校の学級数、もともとの実在している学級数が違います。ですから、同じ考え方じゃあなかなか。で、その多目的教室がある、ないということも、その学校によって違います。それを同じ考え方でっていうふうに、倉持議員は今、おっしゃいましたけども、それはちょっと考えておりません。あくまでも学校ごとに対応は違ってくるのかと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） それからですね、このあさひ小学校の生徒の推移というものは、先ほど伺ったんですけども、これは学校に上がる前から、就学前の児童というの、教育の本に書いてありますね。ああいうものがあって、この私の聞いた質問が何でわかんなかったのか、あのころ。今、12月3日になってわかった理由はどういうことなんですか。そのほか、私の聞いたほうでは、あなた方は、もうとっくにその数字はわかってたんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

倉持議員の質問が、私がちょっと理解してなかったっていうことはあるのかと思いますが、あくまで、住民基本台帳上に載っている人口については、当然私どもは把握しております。ただ、私が理解したのは、倉持議員はそれよりも先のことの推移について御質問されたのかと、私は理解しましたので、それはわからないとお答えしたつもりです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） いや、あさひ小学校つくるんで、あのときはあさひ小学校ですよ。だって、あさひ小学校をあのかきはつくったんだもん。今から入るわけですから。その宅造業者がやる、そんな話は聞いてないですよ。ですから、あなた方の考え方の数字は、いつわかったんだと、それを伺いたいです。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

数字はですね、毎年、5月1日が一応学校の基準日になってますので、その段階ではわかります。何人の学生がいるし、住民基本台帳もその日で調べれば、何人のお子様がこれから入学

されるということも推計できます。私の理解では、この推計される期間だけを考えれば、この学校の通学区域を決められるっていうふうには、私は理解してなくて、倉持議員からも、恐らく将来まで見込んで通学区域を決めているのではないかっていう、そういうふうなお考えで、私は質問されたかと思いました。そういうことで、私はその将来の人数がわからないので、あくまでもわかるのは、今後、6年後ですかね、生まれてから学校が始まるの、6年間の人数しかわからないので、それをもとにだけには、当然通学区分を決められないという趣旨で、御説明をこれまでしてきたつもりです。そういった意味で、将来のことはわからないというふうに説明させてもらったところですけども、その点についても、ぜひ御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） あのかきは、あさひ小学校、それから本郷小学校、その増加予測を聞いたんだよね、私ね。学校。当然、学校の教室が入るか入れねえかのことで騒いでるんですから、これはそのほかのことなんかは聞くわけないんです。

それからですね、あそこが、一回家を買ったところ、建っちゃったところは、重ねては建たないんですから、満杯になればそれ以上は増えないですよ。うちを、人のうちに重ねて建てたって話はいないですから、これは。ですから、それから本郷二丁目だって、約2,700平米のところに家を建てたら、どのくらい建つんですかと聞いたんですよ。だから、これもっと、じゃあ早くわかったんじゃないですか。あなたたち、想定できませんちゅうことで。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

倉持議員もですね、自分の御質問の中で、あそこには空き地があると、本郷二丁目はまだまだ空き地があるというお話を先ほどしてたかと思います。そういったところに、今、倉持議員がおっしゃるとおり、家のもう既に建つてるところには建ちません。ただ、空き地には、これから建つ要素があるんで、そこは見込めないっていうこちらの趣旨で御説明したつもり。そこを踏まえて、どのぐらいの伸びの児童数になるんだっていう御質問かと私は思いました。それは当然わからないということでお答えさせてもらったつもりです。

倉持議員からですね、今、あそこに空き地があることは、当然、倉持議員も御了解しているし、認識されていることだと思います。そこが、この空き地がある中で、こういった通学区域がなくなることによって、そこがどんどん増えてしまうってことも、可能性としてはあるのかと思ってます。そういったことを踏まえて、今回、通学区域をこういう形の通学区域を決定したわけです。そこら辺は倉持議員についても御了解していただいていることだと思いますが、

いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） それは了解はいたしませんよ。じゃあ、空き地があつて、それは前にも聞きましたよ。その想定。今も聞いてますよ。約2万7,000平米といった。それは将来はそういうちは建つかも知れません。そのほかにも、ややどっかにはあると思いますよ。それから、空き地は本郷二丁目だけじゃなくたつてあるわけですから。それもあさひ小学校の区域ですから、あると思いますよ。そういうことから、これはやっぱり目の前あたりでは、誰もわかるけども、学校全体を見たらわかんないから、教育委員会の皆さんに聞いてくれつつた。それは前から聞いた。でも、前は想定できないということでしたけど、じゃあ、学校に入る人数だったらわかったんでしょ。それ聞きます。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） 申しわけありません、私の説明が、多分、倉持議員には理解されてないのかと思います。何回も同じ説明をしてしまつて申しわけないんですけども、住民基本台帳で把握している人数はわかります。そこはいいですか。そのことは理解していただきましたでしょうか。で、それから先、これから出生する方について、倉持議員もそれはわかんないのかつていうふうに、私は聞こえるんですね。それはわからないっていうお答えです。今、空き地があつて、そこに建てる人、住んできて、こちらに越してくる人とか、新たに生まれる子供については、こちらもわからないと。それはわかる人はいないと思うんですね。そこは何回聞かれても、そこはお答えできませんというお答えなんです。そこは理解していただいているのでしょうか。すいません。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） まさか、1つの夫婦が10人も産むとは思ってないですよ、私も。子供10人も生まれるとは思ってないですよ。普通の家、大体できれば2人ぐらいかたと想定はしますよ。次長は何とってるんですか。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員、倉持議員に申し上げます。倉持議員の質問の内容がですね、地域コミュニティの形成についてで、あさひ小学校の件ということなんですよね。ですから、質問の趣旨、それから内容をですね、明確に述べてですね、質問していただきたいと思います。  
倉持議員。

○17番（倉持松雄君） ですから、私は、あさひ小学校の予測、それは前にもそう言ったね。両校の今後の、あさひ小学校と本郷小学校の両校の増加予測と、これを聞いてるんですよ。これでは、教育次長は、想定できませんと。その次に、二丁目の残地2万7,000平米の宅地化を含めて、含めて、全部のあさひ小学校にいるとしたらと聞いたら、それも想定できませんと。

両校、学校ですよ、聞いたのは。学校ですよ。あそこの一般的なところへ住む、学校入るんだかわからない、そういう人の増加予測は聞いてないです。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

平成36年度までの予測は、今回の答弁でもお示ししていると思います。それは予測していません、推計ですけれども。それ以降、37年度以降については、現状では、それを調べる、調査する手だてがないのでわからないというお話をしてるだけです。御理解していただいたでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 教育次長、そんなこと聞いてませんよ、私は。そんな先のことまで。言われたって忘れちゃいます。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員、簡潔にね、質問者に対して理解できるように、簡潔にですね、明瞭に、ひとつ自分の質問をしてください。

○17番（倉持松雄君） ですから、あさひ小学校の、あさひ小だけでもいいですよ。あさひ小学校の増加予測を、前に聞いてるんです。そのころは、想定できませんという答えでしたので。ですからわかんねえと思ったの。で、今、今度は聞いたからわかったから、これいつからわかったのって、それを聞いてるんですよ、いつから。これは次長、あれですか。

○議長（吉田憲市君） その時期を聞けばいいんですか。わかった時期をね。前回の質問においてはわかんなかったと。今回は示しているということですか。

○17番（倉持松雄君） 時期、時期だけですよ。

○議長（吉田憲市君） その時期がわかればいいんですか。

じゃあ、ここでね、暫時休憩をいたします。議会の再開は午後1時とします。

午後 0時00分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、10番平岡博君が退席し、8番永井義一君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

それでは、会議を再開いたします。

柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） 先ほど私から答弁させていただきました本郷二丁目の子供の数なんですが、これは12月3日、月曜日に調査した段階での子供の数を答弁させていただきました。

した。それと、答弁書の中のあさひ小学校の全児童数につきましては、今年のですね、7月1日を基準としまして、答弁した数でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 7月1日。毎年7月1日に出てるんじゃないですよ。毎年ですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） その前にですね、ちょっと私のほうで、質問についてよく理解できてなかったことについてお詫び申し上げます。どうも申しわけありませんでした。

今の御質問ですが、これから毎年度、大体7月1日の時期に、そういう数字を出していきたいと思っております。調査していきたいと思っております。

以上です。

○17番（倉持松雄君） 時間がないんですから、急いでやりますから、まとめて。

それからですね、それでは……。

○議長（吉田憲市君） 挙手をお願いします。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） じゃあ、4番目に入ります。阿見町立あさひ小学校は阿見町あつてのあさひ小学校だと私は思っておりましたけども、こういう学校ですから、やっぱり町の基本目標を大切に、関係者に説明してやるべきだと思ったんですけども、これが御答弁では、いろいろの、考えておりましたというような、想像で御答弁をいただきました。しかし、想像よりも、私は、もっと現実的なことでお聞きしていたわけでございます。

それはやっぱり、あさひ小学校の学区割りを決めるときに、町の基本計画は、第6次総合計画の基本目標は、人がつながるまちづくりと、これは職員全体が、それにのっかって、町民のための仕事をしてるんだと思っております。そうしなければならないと思います。しかし、この本郷二丁目の学区割り、切り方は、これはこの目標からははるか離れているであります。それを無視してやったということは、これはやはり阿見町のためによくないと思います。これを無視してやったというのは、何が原因でそうなったんですか。お尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

今、あさひ小学校の通学区域の御質問かと思えます。それがどういったいきさつで、ああいった通学区域になったのかというふうな質問かと思えます。

まずですね、この通学区域を決めるに当たりましては、阿見町立学校再編検討委員会におきまして、その中で望ましい学校規模、つまり小学校では、おおむね1学年2学級から4学級を

学校の適正規模とするという考え方をもとにですね、議論を進めていって、答申をさせていただいたものと認識しております。

それで、今の倉持議員からのですね、人がつながるまちづくりということで、当然、私どもも、このことについては、十分認識しております。そういったことも含めてですね、このあさひ小学校の通学区域を決める際に、この再編検討委員会において、そういった今の地域の実情ですね、現状、かなりの子供が増えている、新しく住宅がどんどん建ってきていると、あと、本郷小学校から分離すると、そういった状況をもろもろですね、踏まえた上で、その地域での課題について、その解決に向けた取り組みがそれぞれ各地域で必要になるんじゃないかっていうことの、そういったことも認識した上でですね、この再編検討委員会のほうで答申をいただいていると、私は認識しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 私は、検討委員会のことは聞いておりません。ここではあくまで、この中の話ですから。教育委員会としての方針を聞きたいんです。検討委員会という言葉は出してもらいたくないです。検討委員会はそちらの関係だったんでしょうから。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

検討委員会の意見は聞いてないということですが、今回のこの通学区域につきましては、町の教育委員会からですね、この検討委員会のほうに諮問をさせていただいて、それで答申をいただいたと。その答申の内容全て全く同じものについて町で決定したということですので、そういう考えで進めておるところで、教育委員会についても、検討委員会で考えていただいたことに沿って決定したということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 時間たっちゃうんですけど、同意するのは、それは結構ですが、それはそちらが幕下の話で、こちらの話は、教育委員会と私で話してください。ですから、じゃあ、教育委員会としてどう思ったんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

再編検討委員会のほうで答申を出していただいたわけですから、その答申を尊重して決定すべきだと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 教育委員会は何も考えてなかったんですか。教育委員会の方針は、教育委員会の考えを聞いてるんですよ。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

この通学区域はですね、地域のかなり大事なことだというふうに理解しています。そのためにですね、この地域の方を代表とする検討委員会を編成しましてですね、設置しまして、そこで町の教育委員会が、そちらに諮問をしたわけです。そういったことで、町の考えではなくて、そちらの地域の考えを第一に考えて、この通学区域を決定したというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 教育委員会、あなたは、第6次総合計画の基本目標に沿ってやらなければならないと思いますよ。本郷二丁目をばらばらにしたということは、それに反してやったということではないのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

総合計画の人がつながるまちづくり、当然、私も職員はですね、そういった総合計画に沿って業務をしているところがございます。で、倉持議員がおっしゃるですね、今の通学区域がですね、本当にすばらしい通学区域になってるのかというと、私も確かにそういうふうには思っていない部分もございます。なかなか本当にいろいろ地域の方にも御迷惑をかけてる部分もあったと思います。そういったことであっても、そういったことを踏まえてですね、検討委員会を出していただいた答申ですので、それを町は尊重したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） それは検討委員会にしよわせたということでしょうよ。教育委員会の方針じゃない考えなんでしょう、それ。教育委員会の考え、教育委員会がそれによしとして報告したんならいいですけど、教育委員会は検討委員会に丸投げして、何の考えも示さないで発表したんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

教育委員会は、この検討委員会の事務局としてですね、いろいろな資料をですね、そのときにも、いろいろな考えがあることについて説明させていただきました。そういったものを議題

として議論を進めてきていただいて。で、やはりこれは地域の問題としてかなり重要なことですので、地域の方に、やっぱりこの議論に加わってもらおうということが、こういったことを決めるのには最適かと思ってます。そういったことで、地域の方を中心としたこの検討委員会をつくって、諮問したものでございます。そこら辺を御理解していただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 地域の方々っていうのと、検討委員会の中に地域の方いたんですよ。その人、その人から強く、本郷二丁目全体が新小学校に通学さしてくださいと頼まれたわけですよ。それはどのように受けとめたんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

まずですね、この阿見町学校再編検討委員会においては、地域の、その今まで言ったその方の意見を反映させるためにですね、地域の代表として、この委員になっていただきました。その委員の方にですね、地域の意見の集約を、この会議の中でお願いしております。その集約したものをですね、この会議で、こういう地域ではこういう意見がありますということ、その場で申し述べていただきまして、それをこの会議の中で共有して、議論を進めてきました。そういう手続で進めております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 議論したって、10対1だから20対1だか知りませんよ。その中では1人でしょうから。それは、全体の話であって、本郷二丁目、あんなとこをばらばらにしてしまっていていいと、教育委員会は考えたんですか。そんなこと頼まれましたか。それでもいいと言われましたか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、具体的に本郷二丁目のお話が出ましたけれども、確かに今の通学区域はですね、本郷二丁目の方には、かなり不利益というか、御不便な通学区域になっていると思います。そこは、十分私どもも認識しております。今の通学区域がよしと、これが全ていいんだというふうにかえてるものではございません。ですから、将来的に、本郷二丁目も含めたですね、あさひ小学校の通学区域については、また見直しをしたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 検討委員会で、最高4クラスですか、4クラス。4クラス、それ以

内におさめるという考え方が1つと、それから、町の第6次総合計画の基本目標、人がつながるまちづくりを、これを重要視すれば、本郷二丁目全部入れるべき。それを無視すれば、4クラスにおさめるべき。それでは、町の第6次総合計画の町の基本目標を無視したということで、そういうことなんですか。お答えを。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

人がつながるまちづくりという町の基本目標を持ってまして、当然、先ほども繰り返しますが、この検討委員会の中でもですね、こういった状況で、人がつながるまちづくり、コミュニティを大事にするということの議論も踏まえて、こういうような結論が出たものです。私どもはそのように認識しております。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） こういうのは一般の委員からは出ないと思いますよ。それを知っているのは教育委員会の町の職員だけでしょう。一般の役員から、まちづくりを大事にしなくちゃなんないという声、出ましたか。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員、今、こちらの執行部の答弁の中で、この8月31日のね、日にちをもって、本郷二丁目の通学の手段についてはね、少しいいとは思ってないと。今後も見直していくという、回答が今、ありましたよね、次長のほうから。あったんですよ、今。ですから、その辺もちょっと御理解していただいて、要するに見直していくという、今、答弁がありましたのでね、そこら辺をちょっと頭に入れて質問してください。

○17番（倉持松雄君） じゃあ、それは非常にありがたい話ですよ。じゃあ、いいですか。

○議長（吉田憲市君） はい。

○17番（倉持松雄君） 教育長からひとつ、一声聞きたいです。

○議長（吉田憲市君） 質問は、その見直すということですか、その通学路の。

○17番（倉持松雄君） 通学区域。

○議長（吉田憲市君） 通学区域の。

○17番（倉持松雄君） 見直し。本当ですか。

○議長（吉田憲市君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） これ通学区域っていうのは、その地域の状況によって、必ず見直さなければならないもので、見直しをしませんとは言っていないと思います。それが何年後かになるかは、私はちょっと今は申し上げられませんが、そういうふうな方向で行く予定であります。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 来年度の4月，もう1年生が別々の学校に行っちゃっては，もう終わりですよ。この話は，今日始まったわけじゃないから。だから，行っちゃっては終わりだと思うんですね。で，こういう話は，本郷二丁目の方からも要望書が出て，すぐやったんですよ，これ。これ出たのは29年3月ですよ。教育委員会と検討委員会にも出してあるんです，これ。その中には，本郷二丁目は新小学校の通学区域とするって，一番最初に書いてあるんですよ。要望ですよ，これは。で，最後には，本郷二丁目全てが，今後新小学校の通学区域になり，子供たちが伸び伸びと安心して生活できる理想的な行政区にしたいと，書いてあるの。これもらってっからわかってると思いますけど。

いずれ見直すであろうと，見直すという，それは無期限の話ですから，ちょっと，ああそうですかっっちゃうわけには……。無期限。それでですね，4クラス。前にも教育次長がしてましたよね。文部省の方針が4クラス未満だと。そうですね。で，文部省の言うことは，日本全国どこにでも通用するのか。通用しないとこもあると思いますよ。ですから，本来ならば，教育委員会としては，第6次総合計画を尊重して全ての仕事をやるべき。でも，文部省の言うことも聞かなくちゃなんなければ，これはそれよりも，文部省の職員じゃないんですから，阿見町の教育委員会でしょう。でしたら，阿見町の第6次総合計画を守るべきですよ。そして，それでも困ると言っただって，子供はいるんですから，動かないから。そのときに，この多目的教室を広げて使うという方法はあるんじゃないんですか。そのためにこの余裕があるんだと思いますよ。350人もの余裕があるわけですから。その点，いかがですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい，お答えさせていただきます。

現時点では，多目的教室をですね，転用するような状況になっておりませんので，現実には考えておりません。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） この本郷の要望書，これ約束してあるんだと思いますけども，これ，毎年の9月までには，もう町のホームページにその年度の状況を掲載することなんて書いてあるんです。この要望書はどのように受けとめて，どのような答えか何かしているんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい，お答えさせていただきます。

今，倉持議員がおっしゃったとおりですね，ホームページにですね，この通学区の見直しにつきましても，既に表示，公表しております。

以上です。

○17番（倉持松雄君） 公表してる。

○教育次長（朝日良一君） はい。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） この第6次総合計画の基本計画、これは職員全部がこれに沿って仕事をしているんだと思いますけども、教育委員会は、あの学区割りを決めるときには、これは無視したと言います。そして、その多目的教室を利用する機会、今後、このときの子供を入れてなくて、いつ多目的教室を普通教室にかえて使うときがあるんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

今のあさひ小学校の通学区域はですね、二区南とか二区とか住吉とかですね、まだまだ住宅地がある地域がございます。そちらでこれからまた阿見町に転入されたりとか、あとお子さんが出生された場合ですね、そういった形で増えると。そういったときにですね、多目的教室を転用したいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 先ほど、そういうところまでは想像できないって話だったですか、人口増は、そういうところまで。ですから、想像できないところまでは私も聞いてないんですから。想像できないことまでは答弁する必要はないんですよ。今、自分が第6次総合計画を無視して決めた。これについては、そういうところで補うべきではないかと思うんですが。そう聞いてんです。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） お答えします。

確かに倉持議員おっしゃるとおりですね、将来の見通しはつきませんから、あくまでも私は仮定の話は今させてもらいました。そういった場合には、今の4教室では足らなくなるんで、多目的教室を転用することになるんじゃないかということで意見を述べさせてもらいました。

あと、総合計画の人がつながるまちづくりについて、それに沿って職員は仕事をしているということを、私もここではっきり言いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員、倉持議員に申し上げます。倉持議員の、今、質問の内容を聞いてますと、本郷二丁目の区割りをされたところがね、同じ地域でありながら、本郷小学校へ行く、1つはあさひ小学校へ行くという、その区割りはね、見直すと、見直すという余地があるのか。また、その地域において救済措置はあるのか、こういうことを聞いてるんですかね。ですか。

○17番（倉持松雄君） はい、そうです。

○議長（吉田憲市君）　じゃあ、そのことに対して。

はい、倉持議員。

○17番（倉持松雄君）　やはり次長からは、そういうふうに聞きましたが、なかなか納得はできませんので、まあちょっと、直接的に町長は関係ないと思うんですけども、阿見町全体のことについて、町長は、この話を聞いて、いかがお考えか。私の、私じゃなくて二丁目の皆さん方を救済するという気持ちで町長の声を聞きたいんです。

○議長（吉田憲市君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　はい、お答えします。

今までずっといろんな話を聞いておりましたけれども、私も町長になる前の話でございまして、政治活動の中で、その地域からの声は聞いております。時期が8月31日で区切ったとか、道路で区切ったとか、いろいろなお話ありました。大変な状況であることは十分に理解してまします。就任した後、この話を担当課でも話をさせていただきました。どんな形がいいのか。これ町で決めたわけではないので、一応、先ほどもお話ありましたように、諮問をして、で、検討委員会で決めたということでもあります。ですから、地域でこの件については区域が決まったということで、私は認識をしています。

しかし、シンワの方からもお話がありましたけれども、一部シンワが入っていると。しかし、区域の中ではシンワは本郷小学校だというようなことで、今度小学校1年生入る方が、できればあさひ小学校というような話も聞きました。しかし、そのお一人さんを優遇してしまって、ほかの人たちがどうかということも、これはやっぱり考えなくちゃいけないと思います。

で、先ほど来、お話ありましたように、まだまだ本郷二丁目も含めて、子供たちが増えるような要素がございます。そういった中で、ある程度の形が決まった中で、もう一度考えなくちゃいけないのかなというふうにも思っています。先ほど来、話がありましたように、5月の1日で大体児童数が決定します。その中で、7月にはいろいろと検討した中でホームページに掲載をするというようなことで、見直しも図るということで聞いております。

今の話の中でも、見直しをしていきたいといふうにお話しもしていますので、来年4月ということには間に合わないと思います。もう12月ですから。毎年見直しをかけていくということなので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○17番（倉持松雄君）　今、町長からありがたいお話をいただいたとっております。ありがとうございます。

本来であれば、4月にも新しい学校行く人もいるかどうかわかりませんが、いるかと思えます。本来であれば、もう来年の4月から方針も新年度から新しい方法でいきたいと思っ

すけども、確かに私が思うようにはいかないかと思いますが、なるべくそういう弊害が起きる前に、片をつけていただきたいと思います。

町長から、本当にありがたい言葉をいただきました。

じゃあ、それから、もうちょっとだけ、別なことで質問させていただきます。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） こういう区割りの仕方をしたところが、ほかにどこにあるんですか。この近隣。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

私の知る範囲では、このようなですね、通学区域を設定した市町村は、多分近隣にはないかと思えます。

以上です。

○17番（倉持松雄君） はい、わかりました。それでは、大変長らくお世話になりました。私の質問を終わります。ちょっと今すぐとは言いませんが、よろしくお願いします。

○議長（吉田憲市君） これで、17番倉持松雄君の質問を終わります。

次に、15番柴原成一君の一般質問を行います。

15番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔15番柴原成一君登壇〕

○15番（柴原成一君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして、一般質問を行います。

質問、第1問目は、上本郷・中根地区区画整理についてでございます。

上本郷・中根地区では、主立った方が、平成29年3月から勉強会を立ち上げ、都市計画マスタープランに沿って区画整理をしようと考えています。勉強の内容としては、組合施行による区画整理事業とは、どういう仕組みでまちづくりを行うのか。おおよその施工区域について。都市計画マスタープランでは、ひたち野うしく駅から1キロ圏内をとということで書いてございます。それから、土地利用計画についてなど、阿見町で過去に行った事例や他地区の事例を参考に、勉強会を9回、そして上本郷地区8名、中根地区7名の発起人会をつくり、現在、5回目の発起人会を終えています。ちなみに、私の所有する土地は区域には入っていませんが、地元議員として勉強会から参加しております。

過去に行った阿見町の区画整理事業は、住居系主体でありましたが、人口減少となり、農林水産省も住居系の区画整理の農地転用を認めていないと言われております。これからは、産業集積を中心に置く工業系が主体になり、雇用にも、産業活動の発展、ひいては固定資産税収入にもつながります。地権者の皆さんとしても、農業継続のあり方が危惧される中、土地利用の

転換を図るまたとない時期になっています。

今後の取り組み、スケジュールは、次のようになります。まず、地権者全員へ説明を行い、理解していただいた後、区画整理組合の準備会の会同意を収集し、会同意が完了した後、準備会を結成し、組合設立を目指すこととなります。

町としても、吉原の区画整理が終わった後の税収確保のためにも必要ではと考えますが、いかがでしょうか。

次に、当然、町に動いてもらわなければ、前に進みません。町として、県や国との調整を含め、積極的に指導、支援をしていただければと思います。できる限りの御支援をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 柴原議員の、上本郷・中根地区区画整理についての質問にお答えいたします。

JRひたち野うしく駅から約1キロ圏内に位置する上本郷・中根地区は、市街化調整区域であるものの、土地利用の具体化が見込まれるポテンシャルの高い区域であることから、上本郷地区と中根地区に土地を所有する地権者の方々が、自主的にまちづくりや土地活用に関する勉強会や協議を重ね、組合土地区画整理事業による産業系のまちづくりを推進するため、阿見町上本郷・中根土地区画整理組合設立発起人会が立ち上げられたところであります。

今年6月には、発起人会の会長さんと上本郷地区の地権者代表の方が、私どものほうに面会に来られ、上本郷・中根地区のまちづくりに対する思いや、町に対する協力依頼についてお話を伺わせていただいたところであり、また、今月には、中根地区の代表の方と改めて面会をする予定となっております。

町が平成27年度に策定した都市計画マスタープランにおいては、当地区を市街化調整区域であるものの、土地利用の具体化が見込まれる地域であることから、将来市街地検討ゾーンとして位置づけており、また、現在策定中の第6次総合計画後期基本計画においても、将来に向けた新たな土地利用の検討を進めていく区域と位置づけることとなっております。

しかしながら、上本郷・中根地区は現状、市街化調整区域に位置づけられており、新たな地区を市街化区域に編入することには、都市計画法の手續や上位計画との整合、農政協議等、多くの課題の整理と時間がかかることが想定されます。このことについては、地元関係者にもお伝えし、御理解を示されているところではあります。

いずれにいたしましても、町といたしましては、現在進めている荒川本郷地区や阿見吉原地

区などの市街地形成の進捗等を見きわめながら、上本郷・中根区域の特性にふさわしい新たな市街地形成に向けて検討をしていくとともに、地元ともよく相談をしながら、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） ありがとうございます。できる限りの支援をしてまいりたいと考えておりますとの答弁で、ありがとうございます。

それで、課題はたくさんあるというふうに思います。その中で、できる限りの支援というのは、どういうものと考えておりますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。

当然、区画整理を前提とした整備を進めていくというふうなことになるれば、市街化区域に編入するということが前提になるんだろうというふうに考えております。そうなれば、当然、県との調整はもちろんのこと、区分の見直し、市街化調整区域から市街化区域にするということですね、その見直しや、用途地域の設定ですとか、あとは組合の認可等、その部分については、町が関与しなければならないことになっておりますし、また、地域住民への説明ですとか、あるいは都市計画審議会にも、町としての説明責任をしなければならないということになっておりますので、先ほど町長が答弁したように、多くの課題がありますけれども、地域の方とよく相談をしながらですね、新たな市街地形成に向けて支援をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） ありがとうございます。

今月19日も、町長に、発起人会の会長と中根地区の代表が御挨拶に、お願いにまた参りますので、よろしく願いいたします。

今、部長がおっしゃったように、いろいろな支援をしていただくということは大変ありがたいと思います。今日の質問は、その約束ではないですが、そういうことを取りつけるための質問でございましたので、できる限りの支援をしてまいりたいと考えておりますという答弁をいただきまして、この質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 続いて、2問目の質問に移りたいと思います。霞クリーンセンター、さくらクリーンセンターについてでございます。

両センターの、まず寿命はいつなんでしょうか。

その寿命が来たときの、2つ目、その後の対応をどう考えているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 霞クリーンセンター、さくらクリーンセンターについての質問にお答えします。

1点目の、両センターの寿命はいつになるのかについてであります。

霞クリーンセンターについては、一般廃棄物の中間処理施設として平成9年度に供用を開始以来、本年度で22年目となっております。本施設は、平成25年度に余寿命調査を行った結果、耐用年数の目安としては、おおむね30年から35年、年度では平成39年度から平成44年度と示されております。

また、本施設については、5年ローリングによる維持管理計画に基づく修繕等により適正管理を行っているほか、処理対象人口が当初見込より下回っているため、建物や設備等への負担が低くなっております。

以上のようなことから、現状のペースによる稼働であれば余寿命調査で示された耐用年数の期限である平成44年度、つまり2032年度までは稼働できるものと見込んでおります。

次に、さくらクリーンセンターについては、一般廃棄物の最終処分場として平成10年度に供用を開始以来、本年度で21年目となっております。本施設は埋め立て処分施設でありますので、埋め立てが終了する時期が寿命ということになりますが、本施設においても、処理対象人口が当初見込より下回っているため、利用可能期間が延びている状況であります。平成29年度末の埋め立て割合は約6割となっており、現状のペースによる利用であれば、2033年度までは利用できるものと見込んでおります。

2点目の、その後の対応をどう考えているかについてであります。

中間処理施設については、施設を新たに整備するには多額の費用を要するため、現有施設の長寿命化を図りつつ、将来的な更新については、コスト削減や効率化を図る必要があることから、広域化による整備を主目的に検討していかなければならないと考えております。

次に、最終処分場については、新たに町内に整備することは非常に難しいことが予想されること、また、単独で保有している市町村が少数であること等から、将来的な方向性としては広域処分場の利用への変更も念頭に置き、検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、両センターの更新に当たっては、多額な財源が必要となること、建設場所となる地域との合意形成が必要であること等により、長期的な整備期間が必要となりますので、計画的に準備を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） ありがとうございます。

中間処理施設、霞クリーンセンターをつくる、今からつくるとなると、一体幾らかかるんでしょうか。おおよそで結構でございます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

現在、中間処理施設のですね、建設費は、ごみ焼却能力1トン当たり約1億円というふうに言われております。現在の霞クリーンセンターは、焼却1日当たり84トンでございまして、整備費がですね、約54億7,300万ほどかかってございますので、これからですね、また建設するということになればですね、相当な費用が、およそはちょっと出てないんですけど、かかってくるというのは、当然考えられるというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 54億、おそらく60億前後行くんじゃないかという想定はしておりますけれども、答弁の中で、広域化による整備を主目的に検討していかなければならないとの答えですが、広域化といいますと、どの辺の地域と広域連携を組むことになるんでしょうか。ちょっと予測としてわかれば、お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

広域化についてはですね、相手があることでありまして、お互いの信頼関係が大事であると感じております。建設場所の選定とか、地元の同意も重要な点であることからですね、非常にデリケートな課題でありますと認識しております。現時点では、まだそこまでに迫ってはおりませんので、ここでの明言は差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 明言を避けたいということですが、ということは、ちょっと質問したかったのは、近隣、牛久、美浦、土浦、限界で稲敷限界ですね。そうすると、どこの中間処理施設が一番先に寿命が来るかということが大事になってくると思うんですね。将来見据えた連携を組む、広域で組むということは、それが一番大事で、阿見町でもこれ14年、15年で終わってしまう、使えなくなるということですので、それがわかれば、近隣で一番先に寿命がくる中間処理施設はどこか、わかればお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。

近隣ですとですね、江戸崎地方衛生土木組合の江戸崎地方衛生土木組合環境センターがござ

います。これは稲敷市と美浦村の広域でやっているところでございますが、ここが供用開始が平成元年ということで、今年度、平成30年度で30年目ということでございます。近隣では、ここが一番古いということでございます。

それで、ここのですね、新施設につきましては、今年度に業者の選定を行いまして、来年度、31年度から34年度にかけて設計と施工を行うというふうに聞いております。施設としては、稲敷市と美浦村の現在の人口を合わせて、約5万6,000人に対して焼却能力が70トンの施設をつくるということで聞いております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 今回、なぜこの質問に至ったかといいますと、新聞で今、にぎわっています行方市、行方市がどこにも属さないというか、そういうことで、今、あたふたしているようです。阿見町があと十四、五年の間にあたふたしないように、今から準備を進めていったほうがいいんじゃないかという趣旨からでございます。これについて、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

中間処理施設につきましては、今、柴原議員もおっしゃられたとおりですね、まず広域化に関する部分で、早期に進めていかなくちやならないというふうには思っておりますが、その中で、下準備として、牛久市とですね、過去にですね、勉強会のほうをやってきた経緯がございます。事務レベルでございますけれども、牛久市と広域化に関する勉強会ということで、平成22年度から平成24年度にかけて7回ほど実施いたしております。

その後ですね、ちょっと間があいてしまったんですけれども、今年度、職員の異動等もかわってきていることからですね、勉強会を牛久市と再開をしております。内容といたしましては、お互いの現状認識、それから意見交換、利用施設の見学等を、今、行っているところでございます。

いずれにいたしましても、将来の広域化に向けては、近隣自治体等を視野に入れまして、施設運営状況や処理経費等の現状をもとにですね、調査検討して、早期にですね、課題の整理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） そうですか。9月に勉強会というか、牛久市とやったということで、何も手を打ってないかと思いましたが、やっているようですので、引き続き、隣接市町村と協議しながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。何しろたくさんのお金がかかりますんで、

今から準備をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、2点目を終わります。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 3点目、防火水槽についてお尋ねいたします。

上水道の普及により、消火栓が増えています。消火栓が設置された近くの防火水槽は使用するのでしょうか。

2つ目、使用しないとすると、その撤去費用は、今後の負担が発生するとは思われますが、どのように進めていくのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 防火水槽についての質問にお答えいたします。

1点目の、上下水道の普及により消火栓が増えており、消火栓が設置された近くの防火水槽は使用するのかについてであります。

現在、阿見町管内で建物火災が発生した際、阿見消防署から2台、隣接消防署から2台、町消防団から数台のポンプ車が出動し、消火活動に当たっています。

議員も御承知のとおり、火災現場では迅速な消火活動が求められるため、有効な消防水利が近隣に多く設置されていれば、それだけ多くのポンプ車が同時に消火活動を行うことができます。そのため、防火水槽の近くに消火栓が設置されていても、防火水槽の使用頻度は高い状況にあります。

また、消防水利の基準、昭和30年消防庁告示第7号第4条第3項の中で「配置する消防水利は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない」と規定されており、平成7年に発生した阪神淡路大震災でも、水道管の破損により消火栓が使用不能となり、大火に至ったという経緯があります。

このようなことから、消火栓が新設された近くの防火水槽であっても、貴重な水利として捉えており、今後も活用を図っていきたいと考えております。

2点目の、使用しないとすると、その撤去費用は今後の負担が発生すると思われますが、どのように進めていくのでしょうかについてであります。

当町では、貯水量40トン以上の鉄筋コンクリートづくりの防火水槽をL型、40トン未満20トン以上の鉄筋コンクリートづくりの防火水槽をM型、20トン未満の浅井戸タイプのものをS型と区分しております。

その中で、消防水利の基準では、L型以上の防火水槽だけを有効水利として定めておりますが、実際の火災ではM型の防火水槽を利用することも多々あるため、L型、M型の防火水槽につきましても、基本的には撤去はしていない状況です。

また、20トン未満のS型防火水槽につきましては、現在、特に使用することもないため、地権者の方から区長要望として撤去依頼をいただければ、補正予算または次年度予算にて撤去費用を計上して対応している状況であり、これらの防火水槽は、古くから地権者の善意により私有地に設置しているところが大半であります。そのため、S型防火水槽の撤去依頼が来た際は、消防署、地元行政区及び地権者の方と、撤去が可能なのか、また代替水利、経費等をどうするのかを協議した上で判断し、対応しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） ありがとうございます。答弁で、あ、そうかと思ったのが、阪神淡路大震災で消火栓が使えなかったというのは、新しい発見でした。

ところで、1つお尋ねします、まず。L型、M型、S型、これは一般的に、私たちは、その判別、区別できますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

答弁の中で、L型、M型、S型の基準については触れているところですが、あくまでも総務省、消防庁のほうの基準の中では、L型のみ、40トン以上を有する水槽のみを防火水槽ということで定義をしております。で、L、M、Sの分類につきましては、あくまでも阿見町消防本部自体からの内規ということで捉えておりますので、一般の方々には、例えば自分の敷地にある型がどの型かというのは、古い井戸ほどわからないと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） そうですか、やはり。といいますのは、うちの私有地にも設置されております。最近、上水道が通って、消火栓も近くにあるようなんですが、さて、これ、撤去しても大丈夫なのかな。でも、撤去費用は町で持つんだろうな。でも、これっていっぱいあるな。自分の行政区を見ても、あそこにも、あそこにもある。これを一挙に撤去ってなると、大変だと思うんですけど、多分、答弁にありますように、いろいろ協議してからだとは思いますが、まず、このS型の撤去費用というのは、どのぐらいかかりますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

町内にですね、S型の防火水槽は、現在114基ほどございます。それで、昨年度、平成29年度でございますけれども、S型の水槽の撤去ということで、阿見台と上郷地区で1基ずつ撤去

をしてございます。どちらも1基の撤去費用が21万6,000円ということでございます。それから、今年度、平成30年度においても、S型の水槽を3基撤去してありまして、3基で61万5,000円ということでございます。

ですので、29年度、昨年度が21万6,000円で、今年度が3基で、割り返ししますと20万5,000円ということで、1基当たりおよそ22万円ぐらいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） そうしますと、114基あって、1基22万円ということは、2億2,000万ですか。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 2,500万ですか。

○15番（柴原成一君） 2,500、はい、2,500万。では、億単位ではないということですね。わかりました。

この質問の趣旨は、結局、どんどんどん上水道も普及してますんで、必要なものが残す。当然それでいいと思うんですけど、やっぱり水道管が通ってきているのは市街化区域内なんで、土地の分譲だとか、開発だとか、申請する際に、撤去という依頼が来ると思うんですね。その辺のところを予算組みをきちっとしていただきたいなというふうに思います。

何にしても、お金がどこに出るかということを、ちょっと把握してもらいたくての質問になりました。

以上で質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、15番柴原成一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時5分といたします。

午後 1時56分休憩

---

午後 2時05分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番栗原宜行君の一般質問を行います。

6番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。それでは、質問通告に基づきまして、一般質問のほうをさせていただきます。

本年10月、阿見町の教育行政を担う新教育長に就任されましたことを、まず、湯原教育長にお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

とりあえず、親戚の務めとしましてですね、まず、しなければいけないということで御挨拶させていただきました。

さて、教育に関してさまざまな問題が、国、地方を問わず山積している現在、その問題に対する特効薬は残念ながらありません。阿見町においても問題は山積しており、問題を課題にかえ、一つ一つ解決する以外に方法はないのです。そこで、阿見町の教育の現状をどのように認識され、どのように推進されようとしているのか、下記の5点についてお伺いいたします。

- 1、阿見町の教育について、どのような認識を持ち、どのように推進されるお考えですか。
- 2、教育委員会の現状について、どのように認識をされていらっしゃいますか。
- 3、学校指導体制の課題について、どのように認識され、どのように推進されるお考えですか。
- 4、新学習指導要領への対応は、どのように進めていかれるのですか。
- 5、学校予算の総額裁量予算制度について、どのようにお考えですか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願ひます。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） ただいまは、栗原議員から心のこもった祝辞をいただきまして、まことにありがとうございます。

阿見町の教育の現状と課題についての質問についてお答えいたします。

1点目の、阿見町の教育について、どのような認識を持ち、どのように推進される考えですかについてですが、私が教育長に就任して取り組んでまいりたいことは、第一に阿見町の教育の水準を向上させるということです。

その目標の1つ目は、優秀な教職員の人材確保、さらには学校の校内体制の整備を目指した教職員の人事配置です。これに意を尽くしてまいりたいと考えています。

2つ目は、教職員の育成を目指す研修です。教育は人なりという言葉がありますが、すぐれた指導者のもとで子供たちが大いに能力を発揮できる教育環境の整備を考えています。また、同時に教職員の働き方改革に取り組んでいかなければならないと考えています。

3つ目は、教育の目的は何かということです。教育基本法の第1条に、人格の完成であると書かれております。また、人格の完成を目指すというのと同じぐらい、教育の目的は児童生徒の生きる力を育むことであると言われており、よりよい自立であると考え推進していきたいと考えています。

以上3点を目標に、今後とも、阿見町の教育行政の充実、発展に力を尽くしたいと考えてお

ります。

2点目の、教育委員会の現状について、どのように認識されていますかについてですが、現在の町教育委員会会議は、教育長及び4名の委員で、毎月25日ごろに定例会を開催しています。その内容としては、教育委員会にかかわる予算及び個々の事務事業にかかわる議案の承認や月別教育業務報告等を議題として、御質問や御提案をいただきながら開催しております。

また、委員には、各小中学校での学校行事等にも出席し、直接教育環境の状況を感じていただいているところです。

定例会の開催時には、事前に町ホームページに掲載日時を掲載し、定例会の議事概要についても、逐次町ホームページに掲載しております。また、今後も開かれた教育委員会を目指し、周知していきたいと考えているところです。

今後とも教育委員会議での意見交換を踏まえ、教育環境整備と教育体制を推進していきたいと考えております。

3点目の、学校指導体制の課題についてですが、複雑化、多様化するさまざまな教育的課題に的確に対応するためには、学校としての組織力をさらに高めていく必要があると認識しております。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門スタッフとの役割分担を明確にし、チーム学校としての体制を整備することが教職員の多忙化解消にもつながり、児童生徒への効果的な教育活動が実現できるものと考えております。そのためには教員の授業準備等の支援を行うサポートスタッフの配置等、人的な支援についても検討してまいりたいと考えております。

また、基本的には学校以外が担うべき業務とされた、登下校に関する対応や放課後の対応、学校徴収金の徴収・管理等についても、業務の改善を早急に進め、学校が教育活動に専念するための支援体制を構築していきたいと考えております。

4点目の、新学習指導要領への対応についてですが、今年度より新学習指導要領への移行期間となり、小学校においては2020年度、中学校においては2021年度から全面実施となります。改訂の基本方針である、社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラムマネジメントの確立、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善など、各学校において全面実施に向けた取り組みを進めております。

教育内容の主な改善事項につきましては、道徳の教科化、小学校3年生からの外国語活動の導入、5、6年生の外国語科導入による授業時数の増加、プログラミング的思考の育成を目指したプログラミング教育の導入などが挙げられます。これらに対応するために、教育委員会としても学校現場を適切にフォローアップし、指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

5点目の、学校予算の総額裁量予算制度について、どのようにお考えですかについてですが、

学校予算の総額裁量予算制度とは、予算内の費目や事業を統合し、各学校の考えによって予算が自由に組み替えできる制度で、学校の事情などを反映させた予算執行を行うことができるという制度です。

阿見町では、学校関係予算の編成に際して総額裁量予算制度は取り入れておらず、各学校から要望する予算の内容を一定の書式で提出させ、その後ヒアリングを実施し、学校の意向を予算に反映させております。今後もこれまでどおりの学校からの要望に基づき、ヒアリングを実施しながら、学校の意向を予算に反映するようにはまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 教育長には、御丁寧な御答弁ありがとうございます。

就任前にですね、所信表明を全協で伺ったんですけども、パンチのきいた教育長を出すんだということですね、私のほうもですね、サポートしていただきたいと思っております。今日はですね、総花的なことをお伺いするよりも、その一端をですね、皆様に御案内をしていきながらですね、教育長がどういうことを思われて、どういうふうな夢があるんだということですね、再質問のほうでお伺いしたいと思っております。

ではですね、まず、再質問のほうなんですけども、第1問目なんですけども、今、御案内したとおりですね、所信表明でですね、伺ったことがありまして、今日、今回答弁でいただいたのは、実は2番目、3番目ですね。第2番目に教育水準の向上、第3番目については教育の目的ということで御案内がありました。

実は、その第1番目にですね、私はこれをしたいんだということが、まずありました。それは、ランドセルの無償配布であるとか、エアコンの設置、統廃合、ふれあい地区館の手直しということが、まず第一に上げられておりましたけれども、このですね、1番目の課題についてはですね、どういうふうに推進されていくんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

今ありました1番目の、教育長の所信表明の中の内容ですけれども、まず、ランドセルのですね、無償配布につきましては、今年、今回はですね、ランドセルの配布が、ちょっと手続上できなかったものですから、議員の皆さんも御存じかと思っておりますけども、来年度入学する1年生の保護者に、プレミアム付き商品券を既に配布させていただいているところでございます。

そして、エアコンの設置についてもお話があったと思っておりますけれども、こちらについても、今、エアコンを設置されていない小中学校全てにですね、来年の夏休み前までに学校にエアコンを設置できるように、ちょっと準備を進めているところでございます。

それと、統廃合につきましては、これはですね、当然、地域の保護者の意見をですね、これからもですね、聞きながら、合意形成を進めながら考えやっていくというような所存でございます。

ふれあい地区館につきましては、これからですね、また状況を確認しながらですね、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

続いてですね、優秀な教職員の人材確保ということで御答弁いただきました。総花的な部分がございますので、具体的にですね、この優秀という基準ですね。例えば専科制であるとかですね、学歴であるとかですね、いろいろ水準があると思うんですけども、この水準の基準はどのようなものですか。人材確保ということで、どのような方針と手段で行っていかれるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

まず、優秀といいますのは、教職員の資質能力がすぐれているということであります。また、人材確保につきましては、県の定期人事異動方針のもと、適材を適所に配置するという考えで進めてまいります。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。時間もあるので、ばんばん行きますから。

次にですね、校内体制の整備を目指した教職員の人事配置ということをお答弁いただきました。これは具体的にはどのようなことをイメージされているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

各学校の教育目標達成のために、必要な人材をバランスよく配置するというイメージであります。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

あとですね、1問目でいけばですね、教職員の育成を目指す研修をしていきますよということでございました。またこれは具体的にですね、どのような研修をされていて、教育長としてどのような姿勢でこのことにかかわっていかれるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

教職員の資質能力を目指した研修であります。特に授業力向上についての研修を、指導主事や講師を招聘し、より専門性を高めていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） それではですね、あと、今までにですね、働き方改革については、各議員からも質問があったんですけども、まず、新教育長はですね、何から取り組んでいかれるおつもりでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

昨日の難波議員の一般質問でもお答えいたしました。コミュニティ・スクールを各学校に導入し、登下校の対応、見守り等、学校の困り感を発信しながら、学校、家庭、地域が連携しながら業務の適正化、学校教育の質の向上を図っていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

そうしますとですね、あとは、教職員の方の育成を目指した研修とかですね、新学習指導要領によってですね、授業時数がかかなり増えていきます。今、その働き方改革の中ではですね、さまざまな部分で低減策というのが言われていますけれども、実際に何かを入れれば、何かを捨てるとかですね、何かをやめていかなければならないわけですけども、それも含めてですね、この負担の軽減については、どのようにされていくんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） 昨日の一般質問でもお答えさせていただいたんですけども、今後もさまざまな取り組みを行ってまいりたいと考えております。その中で、先生方の意識改革を重点的に行いながら、今後、スクール・サポート・スタッフの配置について要望していきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それではですね、教育委員会の現状の2問目のほうについて質問をさせていただきます。

まず、保護者教育委員のですね、選任について、どのようにお考えでしょうか。また、現在の教育委員の構成については、どのようにお考えですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。学校教育課長柴山義一君。

○学校教育課長（柴山義一君） はい、お答えさせていただきたいと思っております。

学校保護者の委員の選任については、4名、委員の方、教育長含めて5名なんですけど、4

名います。その中の1名が保護者ということで、先日も承認させていただいているんですが、中央教育行政の組織及び運営に関する法律の中に、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないというようなことで、1名おります。前年度まではもう1名いましたので、2名おりました。現在は1名です。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 実はですね、この教育委員会の制度のですね、改定という形で、法律が改正されたのがですね、平成20年と27年度がありまして、27年度については、任命のところで大きく変わったというところで、皆さんも御案内のとおりなんです。実は、保護者教育委員の任命、選任についてはですね、平成20年度の改正で変わった部分なんです。これは何が変わったかといいますと、全協でも御案内があったんですけども、法律で決まっています、保護者の委員を選任しなければならない。しなければならないということで、法律で決められてしまっているんですよね。決められてしまったというか、決めました。

それで、私は文科省の初等中等教育課のほうにもですね、じゃあ実際に、法律が改正されてから10年がたったので、各都道府県市町村の教育委員の中にですね、本当に保護者の方がいるのかという問い合わせをしました。その後、回答とかではですね、96%の市町村、都道府県の教育委員会のところでは委員さんがいらっしゃいますよという形で、法改正については、それぞれ各教育委員会のほうでですね、御認識をしていただいて、そういう人選をしていただいているということでございます。

そこでですね、今までは、今回の定例会で始まる前に、委員の教育委員の選任がありましたけれども、女性が2人で、男性が2人で、教育長がいらっしゃるという形で、教育委員さんだけを考えると2対2で男女比が。しかも今まで学校の先生が多かったのを、民間の方もいらっしゃって、バランスよく、委員会としてはなっているんだなというふうには思っていました。

そこでですね、今回も3対1という形になりましたし、それでも経過措置というか、人選を考えてるときにはそういうこともあるだろうと。ただ、次の改選のときに、保護者の改選のときに、実際に小中の生徒じゃなくても、16歳から19歳まで、未成年の場合は資格がありますので、いていただく、更新するということがほとんどなんですけども、この保護者については、そういうふうな法律で決められていて、破れない、守らなきゃ、遵守しなきゃいけないということと、男女比という部分が、すごく私はいいバランスだと思っておりますので、それをですね、新教育長のほうにもですね、実際に任命権としては町長にあるわけですけども、この町長と議会を通じてですね、地域住民の方の信任を得て任につくというのが教育委員の任務だと思いますので、そこを十分に、例えばアドバイスを求められたとき、どういう形で自分がする

のかといったときに、そういう形も、当然御案内のとおりだと思いますけれども、そこをさらにですね、進めていただきたいという形で思っております。

で、次なんですけども、そういう教育委員会なんですけども、これも政治的中立性や、教育長からの独立についてですね、どのようにお考えでしょうか。また、どのように実現をされていくんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） はい、お答えさせていただきます。

政治的に中立である必要から、首長から独立した行政委員として設置及び継続性、安定性の確保を、地域住民への意向反映が求められると考えております。また、どのように実現するかですが、政治的中立性、安定性を確保するため、教育長は所定の事項ということで、教育行政の基本方針や教育内容等で、教育委員会が審議し、首長との関係において、予算や事務局職員の人事について、教育長の意見を十分に尊重するものだと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

続きましてですね、教職員にはですね、公務員の法令以外にですね、教育公務員特例法という形の中でですね、縛りがあります。これについてですね、どのように御認識されていて、どういうふうに進められるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

教育公務員特例法につきましては、教育公務員の服務や研修について明記されております。したがって、服務規律の確保及び積極的な研修について考えていきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

今、室長御案内のとおりですね、特例法は、服務規程というふうには大体思われますけれども、それよりも大事だろうと言われているのが、研修制度の実施なんですよね。必ずそういう形でやりなさいって、かなり強い文言になっていますので、それはもう当然御認識されていて、研修制度をやっていきますよということでございますので、特例法からもありますけれども、研修のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それとですね、あと、教育委員会のほうの傍聴者なんですけども、これ、開かれた教育委員会を進める上でですね、各委員会もやられております。実際に阿見の教育委員会としては、この1年間でですね、傍聴者の方はどのくらいいらっしやったのかということと、もし少ないん

であればですね、増やしていく工夫はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） はい、お答えさせていただきます。

今年度1名です。今後ともですね、ホームページを活用しながら、会議の開催の案内を周知していきたいと考えております。また、会議の議事録を引き続き、毎月ですね、会議必ず行われますので、会議終了後に、その内容等を掲載してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

教育委員会の、開かれた教育委員会のためのということで、まだまだほかの自治体の教育委員会のほうでもやられてることがありまして、例えば、先ほど言ったように、保護者の方も入ってきて、専門的な部分についてはなかなか御理解が深まらないという形があってはいけないということがありましてですね、教育委員会の会議の議題について、教育委員さんについてですね、事前の勉強会、レクチャーというものがあつたりとかですね、研修会をされているというふうに伺っています。阿見町ではですね、こういった研修会、事前勉強会はされているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） はい、お答えさせていただきます。

教育委員さんがですね、茨城県市町村教育委員会連合会定期総会及び講演会、それから新任教育長及び教育委員並びに新任職員研修、それと市町村教育委員会研究協議会等に参加していただいております。

また、研修ではないんですが、阿見町の小中学校の音楽会や入学式、卒業式等々に参加していただいて、学校の雰囲気等々を見ていただいている、感じていただいているというようなことを進めています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

あと、教育委員さんとすればですね、会議に入って、いろんなこと全部わかって、会議体に入っていきますよということとですね、じゃあ、そのバックボーンとして、どういうふうでですね、自分の意見をまとめていこうかという中でですね、やっぱり当然、教職員の皆さん、町職員の皆さん、保護者、地域の皆さんとの意見交換というのが大事だと思うんですね。それを受けて、教育委員会のほうも行かれるわけですけども、この意見交換のための部分というの

も実施されていますか。それとまた、今後、増やしていかれるお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） はい、お答えさせていただきます。

今年度も、町長と阿見町教育委員会が円滑に意思疎通を図り、阿見町の教育の課題及び目指す姿勢を共有しながら、同じ方向性のもとに連携をして、効果的な教育行政を推進していくために、町総合教育会議を開催しております。また、学校訪問を実施してまして、学校現場での教育の現状や児童生徒の雰囲気や授業風景を視察しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

あとですね、今回、生涯学習の関係の中でですね、ふれあい地区館の手直し、見直しということ掲げられました。その生涯学習に対するですね、ビジョン、お考えについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

阿見町の教育委員会ではですね、一人いち学習いちスポーツいちボランティア、人が輝きまちが活きる学びのまちを目指してを基本理念として生涯学習を推進しているところでございます。

今後ともですね、阿見町生涯学習推進計画後期計画に基づきまして、これから5年後のですね、本町の生涯学習の現状と課題、町民ニーズ、社会の方向性を踏まえ、生涯学習推進の基本方針とその実現のために推進していきたいと考えております。

また、この生涯学習計画のいきいき学びの町の4つの視点であります、届ける、協働する、共有する、高めることにより、いきいき学びの町を実現していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

教育委員会についての最後の質問になりますけれども、今ですね、一般的なんですけれども、教育委員会については、小中の取り組みはすごく重点を置かれているけども、やっとなら県のほうからのですね、幼保小連携しなさいという形で、やっとなら県のほうにも向かっているということなんです、今の阿見町のですね、子供育成連合会というものがありましてですね、今までは当然小中のほうにも目を向けていたんですけども、ですけども、16歳以降、高校生、中学生が上がってからも、やっぱり保護者の皆さんからですね、同じように見てくれないかという

ような要望があるそうです。

それですすね、今年度の後半から、また力を入れていって、生徒学生に対してもすすね、これからも力を入れていくよっていうふうに、いきたいんだっていうような話がございました。

今、実際にすすね、教育委員会としては、16歳、19歳までの生徒学生に対してはすすね、どんな取り組みをされるお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

学校段階間を円滑にする教育活動の推進が大切でありますので、中学校と高等学校の学習指導要領を確認しながら、学習内容の連携、またはその他、授業参観、特別活動や部活動等での連携を考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それでは、3番目の、学校指導體制の課題について質問させていただきます。

チーム学校という形で書かれておりますけれども、チーム学校の実現に向けた学校指導體制の基盤整備がすすね、文科省からも示されております。これはすすね、阿見町については、どのように反映されるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

チーム学校の体制整備ということで、一つは働き方改革のさまざまな取り組みを町のほうでも推進しておりますけれども、今後におきましては、やはりスクール・サポート・スタッフ、または部活動指導員等、県のほうとも協議しながら、要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

文科省のすすね、基盤整備につきましてはすすね、平成36年までの部分ですすね、人的な部分についてすすね、例えば6,500人ぐらいのものを全国的に整備しようという形とかですすね、そういう予算措置をとりましたということの案内が、基盤整備についての案内があるということで、室長、御案内のとおりですすね、県とすすね、連携を深めていただいて、足りない部分をすすね、どんどん予算措置されているので、この機会をすすね、利用して、整備のほうを進めていただきたいと思います。

あと、続いて、学校事務の共同実施の、これの狙いと、どのように展開されていくのかを伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） お答えさせていただきます。

複数の学校が共同で学校事務を行う体制をつくることで、事務機能の強化を図ります。また、事務処理を効率化させ、教員の事務負担を軽減し、より主体的、積極的に校務運営に参加することを狙いとしています。

今後の展開としましては、毎月1回の事務処理の総合審査等を充実させて、正確性や専門性を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

3番目のですね、一番最後の質問になりますけれども、サポートスタッフの配置や人的な支援という形で、答弁のほう書かれております。これは具体的にどのようなことをですね、お考えなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

教員のなかなか時間がない中での、教材の研究、またはコピー等に関して、調査、集計等いろいろありますけれども、やはり人材確保はなかなか今、難しい問題でありますので、今後、町と調整を図りながら、各学校へ配置できるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それと、4問目のですね、学習指導要領の対応についてお伺いいたします。

私もですね、今年の3月の一般質問で、ICTの環境整備について伺ってございました。その3月の段階からですね、比較して、今、実際にどのように改善されているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） はい、お答えさせていただきます。

今年の3月、予算が、今年度ICTの予算化につきましては、あさひ小学校の開校に伴い、児童用のタブレット、パソコン40台と、電子黒板を6台を追加で整備いたしました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

設置水準自体がですね、もう決まっております。小中学校それぞれの部分でも、やらなきゃいけないことが決まって、年度ごとに決まっておりますんですが、それぞれですね、完全実施に向けてですね、設置水準というのは、どこまで進められるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。柴山課長。

○学校教育課長（柴山義一君） はい、お答えさせていただきます。

文部科学省制定の、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で、2022年度までに目標とされる整備水準の達成に向けて、今後とも取り組んでいこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

この環境整備の質問はですね、もう何回も何回も差し上げています。同僚の高野議員もですね、当選後、初めての一般質問ではですね、電子黒板についての質問がございました。たまたまですね、たまたま、ある学校でですね、伺ったときに、電子黒板が新しいので、これ買っていただいたんだなと思ったんです。よくよく聞いてみますとですね、違うんだと。一生懸命言っても、なかなかあれなので、業を煮やしてというかですね、PTAの会議のときのお茶代を削ってですね、バザーもやりながら、PTAで購入したんだと。

本当に申しわけない気持ちでいっぱいです。これは、でも、先ほど、課長からの御答弁のあった改善台数には入ってないとは思いますが、こういうことのないようにですね、エアコンについても、どんどんどんどん行って、こういう形で日本中がなったので、そういう形で一気にね。そういう形を私も期待したいです、ICTについては。

ただ、年度が決まっています、その予算の部分もですね、いろいろ各部局も関係したところもですね、それぞれの理由があり、今のような状況になっているとは思いますが、やっぱり教育についてはですね、やれるものは大人がやっていく、町でやっていくということですね、やっていただいて、もう何を言ってもだめだからというようなことのないようにですね、私たちも頑張らまいますので、このICTの環境整備についてですね、特段の配慮をいただいて、進めていただきたいと思います。

それとですね、今年もですね、熊本の山江村のほうにですね、3年連続4回目の訪問をさせていただきました。今回はですね、昨年の向こうの教育長がですね、来年は外国語をやるんだぞということで、ハッパをかけられて、そのときは、各先生方、招集されましたけれども、やるのは君たちだからということですね、1年間どんな形でやるのかなと思って、実は今年、参りました。

実際、驚いたのは、オールイングリッシュです。先生たちが、小学校の先生たちがオールイングリッシュでやられている。子供たちもオールイングリッシュということですね、小学校の3年生からですね、外国語の活動が始まります。5年、6年生からについては教科として導

入されていきますけれども、先進校ではですね、今、御案内のとおり、クラスルームイングリッシュを交えながら、短い部分とかオーバーアクションじゃないですけど、そういうことを交えながらオールイングリッシュで授業が行われています。

阿見町の小学校ではですね、オールイングリッシュの授業っていうのは行われているんでしょうか。また、取り組みとしてはどのように進んでいるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

現在、町内の小学校におきましては、外国語活動の授業が行われておりますけれども、担任の先生方と、それからALTとが連携しながら授業を進めております。理想はオールイングリッシュだと思うんですが、なかなか日本語を交えないと理解できない子供たちもいるのが現状でありますので、より子供たちがわかりやすく、意欲的にコミュニケーション活動ができるよう工夫しているところであります。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

ALTにつきましてはですね、全校配置されてるという形ですので、それは周りの市町村から比べてもですね、配慮していただいていると思っています。

新学習指導要領についてはですね、そのほかに道徳の教科とかですね、プログラミング教育についてもありますので、これについてはですね、どのように進んでいるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

道徳につきましては、小学校が今年度、先行実施、中学校が来年度、先行実施になりますけれども、町内小中学校では、道徳的価値を自分事として理解して、多面的、多角的に深く考えたり議論したりする道徳を実施しております。

プログラミング教育におきましては、小学校ですけども、各学校で、プログラミングの教材を活用しながら、総合的な学習の時間等で授業を実践しております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問、5番目になりますけれども、学校予算の総額裁量予算制度について、どのようにお考えですかという形で、御答弁いただきました。

これは御答弁は要らないんですけれども、私の要望としてですね、実際にその裁量制についてはですね、総額制については、もう58%ぐらいの都道府県で採用していると。市町村についてはですね、その半分ぐらいしかないんですけれども、ただ、実施、移行した都道府県につい

てはですね、戻ってはいないんです。つまり、いい制度なので、やっぱりやってみたら、いいじゃんというところですね、悪かったのもとに戻すということはないそうです。

そのかわり、各市町村とすればですね、予算の部分についても、県ほどないので、ヒアリング方式の部分が多くてですね、その半分ぐらいしか、実際に移行はしてないというふうに向っております。

ただしですね、何で予算制度を総額裁量にしたかというところのメリットとかでいけば、各学校の自由度、自由度と新たな発想に伴うですね、校長先生のやる気、それから子供たちのやる気、そんなものがミックスされて、かなりいい相乗効果が出てるということで、単に予算のとり合い、つけ替えではなくてですね、やっぱり教育に直結していっているというふうに聞いてます。それぞれいろんな形があると思います。と思いますが、やってみて損はないというところが多いという現実の中でですね、さらに深めた御検討をいただければと思って、まず1番目の質問については、これで終わります。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） じゃあ、2問目の質問をさせていただきます。

2問目につきましては、いきいき茨城ゆめ国体2019年の準備は万全かという形で御質問のほうをさせていただきます。

本年10月の26日から28日までの3日間、来年開催されるいきいき茨城ゆめ国体のための、セーリング競技のリハーサル大会が開催されました。来年の茨城国体さながらのリハーサル大会でして、閉会での講評で、本当に高い好評価をいただきました。これでですね、これまで長い間、御準備をされてきた推進室の皆様、それと職員の皆様にですね、改めましてその御努力に敬意を表するものでございます。

さてですね、国体開催の本番まで、既に1年を切りました。茨城国体に万全を期すために、以下、下記の点についてお伺いをいたします。

- 1つ、セーリング競技リハーサル大会の結果と課題について。
- 2、いきいき茨城ゆめ国体2019のさらなる知名度の向上について。
- 3、いきいき茨城ゆめ国体開催後の利活用について。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 栗原議員の、いきいき茨城ゆめ国体2019の準備は万全かについてお答えいたします。

1点目の、セーリング競技リハーサル大会の結果と課題についてであります。

リハーサル大会での課題については、11月26日の全員協議会で御説明申し上げましたとおりであります。改めて御説明させていただきます。

10月26日から28日にかけて開催しましたリハーサル大会は、本番である国体の競技運営能力の向上を図ることや、国体に向けたさまざまな課題を抽出する大会として、非常に有意義な大会でありました。

今大会から見えてきた主な課題としては、雨天時の会場の水たまり、駐車場不足による一部参加選手からの不満、会場への車両侵入、近隣店舗への迷惑行為が挙げられます。

雨天時の会場の水たまりについては、雨水がたまりやすい場所へ集水枡を設置し、ポンプでくみ上げる等の対応が考えられます。

駐車場不足による一部参加選手からの不満については、今回、参加申し込みの段階から事情を説明してまいりましたが、国体時には選手宿舎が成田市になる見込みであることから、選手送迎用の計画バスを利用していただくよう、事前から促してまいります。

会場内への車両侵入については、今回、参加者及び出店者には参加申し込み及び出店申請の段階から事情を説明してまいりましたが、一部参加者車両の進入が相次ぎ、また現場にて進入を強行しようとする者がありましたので、国体時には、さらに協力を得られるよう周知を図ってまいります。

近隣店舗への迷惑行為については、迷惑行為が予想される近隣店舗等には、実施本部員を配置する等の対応を考えております。

2点目の、いきいき茨城ゆめ国体2019のさらなる認知度向上策についてであります。

これまで、町の国体ホームページやフェイスブックといったSNSの活用や、リハーサル大会が今月号の表紙にもなっておりますが、紙媒体の広報あみ通常版に国体ニュースのコーナーを毎号設けてPRを行っております。

また、町国体オリジナルポロシャツ等の衣類、缶バッジ等の啓発品配付、のぼり旗、横断幕、公用車へのマグネットシート、市町村境のサインへの掲示、町民運動会やまい・あみ・まつりでPRしてまいりました。現在はクリスマスシーズンということで、役場庁舎1階にクリスマスツリーを設置して、クリスマスPRキャンペーンを実施し、啓発に努めております。

このように、これまでさまざまな認知度向上に向けた啓発活動を行ってまいりましたが、これらに加え、国体情報を発信する新たなツールとして、郵便局と連携し、郵便ポストに国体情報が読み取れるQRコード付きの国体PRシールを張る取り組みを進めるとともに、来年度はオリンピックの聖火に当たる炬火のイベントや100日前のイベント等を計画しております。

御質問をいただいた栗原議員を初め、議員の皆様にも、機会あるごとにPRしていただけれ

ば幸いです。

3点目の、いきいき茨城ゆめ国体開催後の利活用についてであります。

会場である阿見町霞ヶ浦セーリング特設会場は仮設会場であることから、国体後は一部を除いて解体し、大会前の状態に戻して、霞ヶ浦高校からお借りしている部分は返却をいたします。

残置する栈橋とスロープにつきましては、霞ヶ浦高校へヨット部の利用を投げかけておりますが、日常的にヨットを管理する上で艇庫が必要なことから、利用方法については調整中です。

会場が面する霞ヶ浦は、当町を含む周辺地域を代表する観光資源であり、平成8年度に茨城県が策定した霞ヶ浦環境創造ビジョンとそれに基づくアクションプランにおいて、周辺地域が一体となり、霞ヶ浦の豊かな地域資源を活かした観光・交流の促進を図っていくこととされております。

特に霞ヶ浦湖岸一周を含む総延長約180キロメートルからなる「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、日本一のサイクリング環境の形成を目指して、県と関係市町村が連携し、積極的に環境整備を推進しております。また、霞ヶ浦導水事業の再開により、水質の浄化が進むことで、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の長期ビジョンである、泳げる霞ヶ浦の実現にも大きく近づくものと期待しております。

こうした霞ヶ浦の親水性を高める広域的な取り組みとともに、当町においても、予科練平和記念館、桜堤、島津小公園などの霞ヶ浦湖岸の観光スポット及びサイクリングロードの整備等により、阿見町観光振興基本計画に定める、霞ヶ浦を軸とした観光拠点の創出に取り組んでいるところでございます。

大会後の残置施設につきましても、これら既存施設との連携が図れるよう、隣接町道等の整備による霞ヶ浦湖岸へのアクセス向上と、滞留スペースの確保を図っており、ヨット等の利用だけでなく、霞ヶ浦の景観を快適に楽しめる当町の新たな親水・交流空間の拠点として、その利活用を検討してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は3時10分を予定しております。

午後 2時56分休憩

---

午後 3時10分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、10番平岡博君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 2問目の答弁につきましてですね、ありがとうございました。

それではですね、これにつきまして再質問のほうをさせていただきます。

まず、セーリング競技リハーサル大会の結果と課題ということで、課題につきましてはですね、るるいただきました。先ほども御案内したとおり、日本セーリング連盟の方々もですね、本当にいい大会だと言われていました。それは私もですね、宮古、新居浜、福井、3年連続で行きましたけれども、その本大会とほんと遜色がない、いい大会だったということを、連盟のほうも感じられたので、ああいう高い評価になったと思うんですけども、その課題については、いろいろ今からやられるということでございます。

結果につきましてはですね、この前の全員協議会のときにですね、こちらと、それからこちらのほうですね、を各議員のほうに御案内いただきました。率直な感想なんですけども、ここにですね、観戦者数等々、いろいろ載ってます。期間中約1,000人、観光ツアーの参加者299人、マルシェからの来場者数30人とかですね、いろいろ書いてますけれども、私の印象なんですけども、同僚の石引議員がですね、シャトルバスで来たときも、行きも帰りも貸し切りだったということもありましたし、私も今まで見た感じでいくと、1,000人も来られたかなという、そういう印象だったんですけど、正しいカウントで、この結果のほう載せていただいているので、どうこう言うことじゃないんですけども、ほかの大会ですね、ほかのリハーサル大会、いろいろ行かれたと思うんですけども、それと比べてどんな感じだったのか、感触ですね、どんな感じだったのかなということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

先催県のリハーサル大会、何カ所かお邪魔させていただいておりますけども、その大会よりは若干、阿見町で行われたリハーサル大会は、人数的には多かったのかなというふうには感じております。そのほか、県内で既にリハーサル大会が開催されたところの市町村がございまして、また、ここが来年の前半までもリハーサル大会が実施される、を予定しているところがございまして、そういったところ、見に行けるところにつきましては、こちらとしても積極的に行かせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それではですね、まず、お土産の比較をしたいと思います。これがですね、今回リハーサル大会でいただいたやつでございます。予科練平和記念館の招待券も入っておりますし、時価に

するとかなり高いなというふうに思っています。今までの大会でいくと、デイバッグみたいにやってる、袋がなってるということもありましたけど、大体こういう、おおむねこんな感じですね。

で、これが、皆様ちょっと台風ですね、行けなかった、残念だと思うんですけど、私は日ごろの行いがよかったので見られましたですけどもですね、これが福井でございます。福井は何とこれもついているんですよね。これはおにぎりもあつたんで、おにぎりは食べちゃいましたけど、これもありました。これは2班目の方はですね、職員の方は、皆さんこうやって、これと、それからフグのお汁、お吸い物をいただいてですね、何と幸せだったのかなというふうに思っておりますので、本チャンのときはですね、難波議員のお手製のお吸い物食べたいなというふうに思っております。

確かにこれでいくとですね、すごく豪華なんですよね。今回の大会に比べれば豪華なんですけれども、うちも負けてないよってというふうな部分があればですね、ちょっとだけですね、御披露いただければありがたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。建石室長。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今回は、今、今日栗原議員がお持ちいただいているのはリハーサル大会でお配りしたものでございます。今回、リハーサル大会で、お土産ということではないんですけども、プログラムを中心に、町の紹介をさせていただくような、そういう啓発品をお配りするに当たりましては、商工部門とも事前にちょっとお打ち合わせをさせていただきまして、既存のものを、まずリハーサル大会は活用しようよということで、今回お渡ししたような内容を整理させていただきました。

本大会に向けてはですね、新たに、阿見町の魅力を発信できるような観光物も整理し直しましてお配りする予定でございます。

そのほか、今いろいろな名産品のお話も出ましたですけども、阿見町としましても、何らかの形で、参加をいただける方に喜んでいただけるようなものを御用意して、受け付け時にお渡ししたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

あと、感じたことはですね、私いつもJR駅から行くんですけども、そうすると、シャトルバスが必ずJR駅のほうに寄ってもらえるんです。今回の部分は、基本はさわやかセンターのところからシャトルバスをやりますよということでございます。前回の福井はですね、それプラス、町民の方が、やっぱり向こうに行くよりは、地元のドア・ツー・ドアのほうがいいよね

ってというようなこともあって、福井では町内バスを走らせていました。それが可能かどうかはあれですけども、それを聞いたときに、便利だろうなというふうに思いました。

これを思ったのがですね、やっぱり駐車場がないという課題の中に挙げられてますけども、見に行かれたんですけど、今これで見れば、そういう事情かというの、よくわかりましたけども、入れないと、車は入れないよということと言われて、しようがなく見ないで帰っちゃったという方もいたということなので、この課題の中に、選手層でも、なかなか事前に言っても、なかなか入ってくる人がいたり、云々とかっていう方がいらっしゃるという御答弁でしたけども、やっぱり、向こうは向こうの都合があると思うんです。都合というとおかしいですけど、そういうふうなもんなんだと。私も宮古のときに、会場まで車で行ってる方もいるし、3回では全て会場まで行ってるんですよ。で、阿見の場合については、なかなかあれがないということなので、御苦労されていることと思います。

私もですね、事前に行っては、駐車場ないよということだったので、たまたま竹来のところですね、私の畑がありますんで、畑のところに車を入れてですね、てくてくてくてく堤防のところを歩きながら行ったんですけども、結構見ていくと、いろんなところで空き地があります。竹来中の前にも、町で所有しているあれもありますし、近い遠いはありますけれども、やっぱり参加者とする、競技者とする、やっぱり近くに置きたいなという部分があつてですね、そこら辺の部分は、御案内はするんですけど、どうしてもという流れ、流れがあるんですよ。セーリングがやっている特殊性なんでしょうか。

つまりトーナメントじゃないんですよ。6レースまでずっといるんですよ。一番びりつけつだつて、トップだつて、それで負けてさようならじゃなくて、6レース必ずやるので、滞留しているんです、ずっと。そうすると、どうしてもやっぱ車で移動するというのはあれなので、そういうふうな現地まで来たいっていうふうな要望があるので、本当、御苦労されると思いますけれども、そういう形の中ですね、もし私のところの土地を借りたいと、畑を借りたいということがあればですね、無償で御提供させていただきますんで、言っていただければと思います。

それとですね、1点だけちょっと気になったのがありまして、お土産ブースを、たまたま寄りました。そのときにですね、賞味期限があと3日というのがあって、値引きをして売ってました。誰も買わないので、私が大量に買ったんですけども、これですね、私は食品メーカーにおりました。流通の部分でもよく言われて、納入鮮度、販売鮮度っていうのがあって、それぞれあるので、身に染みてるんですけど、納入鮮度オーバーだったら1日でも1時間でもだめっていうようなのが食品なんですよ。

その中で、このときに、お弁当も、これ見ると、お弁当もあつせんも、あれは支給しました

よというところがあるんですけど、お弁当がありました。包装しているお菓子もあります。それぞれいろんな売り方がある中で、本番には、プラスの販売のブースというのは、プラスで出てくるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。建石室長。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今回はリハーサル大会ということで、事前に公募もさせていただきましたが、セーリングメーカーと、あとは県内のお土産ということで2店舗出店をいただきました。本番はですね、おおむね30から40、会場のレイアウトの問題が、これから設計入りますけれども、最低でも30店舗は何とか会場のほうに張りつけたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

これはですね、非常に残念だと思ったので、保健所のほうにも確認をしました。例えばですね、食品衛生責任者の方はいらっしゃるんですか。また、個々の部分のやつは申請をします。ただし、包装されているお菓子については届け出が要らないということなんです。イベント、短期間での常設じゃないということであれば、届け出は要りませんと。ただし、主催者側のほうで、この方が主催者に届けている商品以外のものを売らないという確約はとれているんですかと。この商品をここで売るという確認はとれてますかと。つまり、保健所には要らないんだけど、後ろに一括表示で書いてあるように、販売方法、保存方法があって、それが逸脱したものがあつた場合、やっぱりそれは食品衛生責任者のほうに言わなきゃならないんだと。そうすると、体調不良による健康被害が仮にあつたら、大変なことになってしまうので、その辺は御留意くださいというのが、保健所のほうの認識でした。

これは私が先ほど御案内したとおり、前職で食品にいたときも、全くそれをやっておりましたので、私としては違和感はないんですけども、賞味期限内だけれど、非常に、3日目、27日、私行きましたんで、28、29、30、30日の日付だったので、それがもしなくても、印象も悪いし、仮に健康被害があつた場合には大変だということがありますので、再度、この分についてはですね、把握しながら、確認のほうを進めていただきたいと思います。その辺についてはいかがですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。建石室長。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

私ども、事前に保健所様のほうと、いろいろ事前の協議をさせていただきまして、出店にかかる要項というのを定めてございます。その要項、たくさんいろんな基準はあるんですけど

も、その中で、出店者の運営の基準ということを経つかけておまして、その中の1つの項目としまして、食品は食品衛生関係法令の基準に従い、容器、包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等、必要な措置を講じまして、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ食品に表示されている保存方法を遵守して管理を行うことと、このようなことで明記をさせていただいて、募集をして募ってございます。

冒頭、議員御指摘がありました3分の1ルールにつきましては、確かにいろいろ確認をさせていただきますと、大手食品メーカーさんからスタートをされたということで、商取引上の慣習といいますか、そういうことで、3分の1ずつ、納期期限であったり賞味期限であったり消費期限を定めて流通をさせなければいけないというふうに基準になっているということでございます。当然、大手コンビニさんあたりも、商品、個々によって、2カ月残し、3カ月残しで回転をするというのは、一般的慣例ということで伺っております。

冒頭ありましたように、お土産屋さんのほうで、そういった形で、賞味期限ぎりぎりということではありましたが、そういうふうに販売するということは、決して違法ということではございませんので。ただ、私どものほうの要項にもこのように明記してございますので、可能な限り賞味期限が十分なものを販売いただけるように。いろいろ会場には、先ほど課題のところにありましたように、車両が搬入できないという、そういう問題もあります。そういうことありまして、いろいろな基準のほかに、会場独特のお願い事がございますので、そういった際にですね、そのようなこともあわせてお願いをしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 続いてですね、2番目の認知度向上の部分でお伺いたします。

いろいろですね、御苦勞をいただいて、認知度向上のためですね、施策いろいろつくっていただいて、企画していただいています。本当、いろんな企画、楽しみでございます。

私からも、認知度向上の部分ですね、何が、私、全体とすると、盛り上げるためにどういう部分が足りないのかなというふうに考えたんですけども、やっぱり必然性ということを、ちょっと考えたんですよ。必然性、なぜ阿見町でセーリングをしなきゃいけない、その必然性は何だと。というようなことも考えながらいくとですね、例えば、土浦から、今回A海面、B海面ありますけれども、そこに行くのに、やっぱり40分から1時間かかると。阿見町から行けば30分で到達するので、選手の負担、競技のおもしろさ、考えれば、土浦からよりは阿見からのほうが絶対いいんだってということは、連盟のほうからも聞いて、ああ、そうなんだというふうに伺いました。

それとですね、阿見町、茨城県は、ヨットのですね、常連校、優勝常連校なんですよ。ちなみにインターハイのですね、実績をちょっと調べてみました。これやっぱりすごいものですね、インターハイにつきましては、2014年からですね、まだF J級っていつてるところから始まって、3位、4位、デュエット3位、ソロは4位、そこから快進撃が始まっています。2015年の近畿大会では、420の女子で優勝、F Jの女子で優勝。続く16年の中国では、同じように420で女子が優勝、F Jについては準優勝、男子については4位と。それと、17年については、南東北については、男子が今度は420で優勝、F Jについてもダブル優勝という形で、今年がですね、高校2年生が420女子で優勝しています。それを受けて、国体のほうにもですね、本当に輝かしい成績で優勝、優勝と、いろいろ優勝がありました。今年については、男子が420で4位、女子については優勝、2年生が優勝ということなので、この生徒が来年出るわけです。普通でいけば出るわけですね。すごく優勝候補ナンバーワンと言われているような高い子たちなので、阿見町でやってるですね、天皇杯、皇后杯のところポイントゲッターになるだろうというふうに思っています。

この子たちが優勝しても、なかなかあんまり露出しないんですよ。例えば小学校、中学校で全国ナンバーワンになったときに、そんなときって、何ですか、取材とかですね、アピールとかっていうのは、これはあるんですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

小学校、中学校で、スポーツですね、県大会、全国大会で表彰されるような成績を残した場合にはですね、教育長、町長のところに表敬訪問をしていただいております。そして、そのものをですね、町の広報に写真つきで掲載をしております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

高校の部分では、ちょっと違うのかもしれませんが、ぜひですね、輝かしい成績があって、阿見町の方がですね、だから阿見町でやるのかという形の必然性があればですね、やっぱりもっと見よう、見ようという形が増えていくんではないかと思っておりますので、その辺も私でもありますね、私個人もアピールしていきたいと思っております。

それから、時間もあれですので、最後の、利活用の問題についてですね、お伺いしたいんですけども、いろいろ利活用についての、こういう形で考えているよという形の中でいただきました。本当に力強いお言葉いただいて、ありがたいと思います。

これですね、残置される場所については、どこが管理されるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。建石室長。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

スロープと栈橋が残ることになるんですけれども、それにつきましては阿見町が管理することとなります。それから、堤脚水路をかさ上げして舗装になっている部分について、こちらもあわせて阿見町が管理することとなります。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

先ほどもありましたけれども、泳げる霞ヶ浦にしたいということで、県知事のほうもですね、35年には何とかしたいということと、11月、先月には、県議会のほうからですね、要望書という形で、霞ヶ浦の部分の浄化という形を提言されています。阿見町にとってはですね、かなり好都合なことばかりですので、ぜひ具体化になって進められればよいなというふうに思っています。

それから、今回ですね、いろいろやっていく上で、ちょっと気になったことがあったんですけども、龍ヶ崎がですね、牛久沼の護岸開発を今回やりまして、いろんな形でいろんな整備をしますということだったんですけども、龍ヶ崎さんが困ってたのは、あれは牛久沼は湖じゃなくて河川なんだということで県から言われて、河川ならば龍ヶ崎さんでやりなさいというふうに言われて、非常に困ったということでございます。

阿見町につきましてはですね、国、県、周りの自治体もですね、霞ヶ浦については観光地、周辺の自治体の最大の観光地というふうに認識をしておられますので、その中でですね、今回の国体、フックにですね、阿見町がもっともっとアピールできて、お客様が来られることを御祈念してですね、私どもも一生懸命やりますので、頑張ってくださいということで、この質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） これで、6番栗原宜行君の質問を終わります。

次に、11番久保谷充君の一般質問を行います。

11番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔11番久保谷充君登壇〕

○11番（久保谷充君） それでは、通告により、税金及び水道料金等のクレジット支払いを推進するべきではないかについて伺います。

国税が、2017年1月4日より、クレジットカードで支払いができるようになりました。国税を支払うには、基本的には納税先まで足を運ばなければならないため、時間や手間がかかります。クレジットカード納付なら、そのようなことは不要で、クレジットカードとネットにつな

がる環境さえあれば、その場で誰もが簡単に納税ができます。24時間対応ですから、納付期限ぎりぎりでも大丈夫です。これはカード決済の非常に大きなメリットでもあります。

また、クレジットカードは便利だけではなく、さまざまなメリットを得ることができます。国税を現金で納めては得はしませんが、クレジットカードを通せば、さまざまな還元を受けることができます。また、利用額に応じたポイントが寄与され、商品、商品券類などにかえることが可能です。また、ポイントのかわりにマイルがたまるカードもありますので、航空券と交換したり、座席のグレードアップにも利用できます。年間利用額が増えることでボーナスポイントが加算されるチャンスもあります。

買い物、飲食店、電気料金、携帯電話料金など、支払いに多くの人がクレジットカードを利用しています。税金もクレジットカードで支払いができるようになれば、町民サービスの向上の面からも、また収納率の向上にもつながるのではないかというふうに思います。

そこで、以下6点について質問をいたします。

現行の税金及び水道料金等の銀行での収納及びコンビニ収納で、町が銀行及びコンビニに支払う手数料について。

2つ目、県内における税金及び水道料金のクレジット支払いを実施している自治体について。

3つ目、クレジット支払いの際に、町がクレジット会社に支払う手数料について。

4つ目、クレジット支払いの際に、納税者本人が支払う手数料について。

5つ目、クレジット支払いの納税者に付与されるポイントについて。

6つ目、税金及び水道料金等のクレジット支払いを推進する考えはないかについて。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 久保谷充議員の、税金及び水道料金等のクレジット支払いを推進すべきではないかについての質問にお答えいたします。

1点目の、現行の税金及び水道料金等の銀行振替及び現金、収納及びコンビニ収納で、町が銀行及びコンビニに支払う手数料についてであります。

税金及び上下水道料金等の手数料につきましては、口座振替1件につき10円、コンビニエンスストアでの納付1件につき57円、ゆうちょ銀行の払込取扱票を使用した窓口納付1件につき30円、役場、うずら出張所、金融機関及びゆうちょ銀行での窓口納付は無料となります。

2点目の、県内における税金及び水道料金のクレジット支払いを実施している自治体につい

てであります。

税金につきましては、茨城県内44市町村の中で、クレジットカード収納を導入している市町村は、平成30年6月現在で18市町村となっております。また、水道料金につきましては、平成30年11月現在で、茨城県内42の水道事業体のうち8事業体が導入しております。

3点目の、クレジット支払いの際に、町がクレジット会社に支払う手数料について、4点目の、クレジット支払いの際に、納税者本人が支払う手数料についてにつきましては、関連しておりますので、一括してお答えします。

クレジットカード決済では、通常手数料が決済額の1%発生します。税金の納付については、他の納付手段との公平性を図る必要があるとされていることから、行政側の手数料負担を消費税込みで54円や108円の定額とし、残りを納税者が負担する方法と、行政負担を0円として、納税者が手数料全額を負担している事例があります。

また、水道料金の納付については、一般的な商業利用と同様に、事業者側が手数料を全額負担しているようです。

5点目の、クレジット支払いの納税者に付与されるポイントについてであります。

税金については、手数料の納税者負担はありますが、利用金額に応じてクレジットカード会社により定められたポイントが付与されます。

6点目の、税金及び水道料金等のクレジット支払いを推進する考えはないかについてであります。

現在、町税及び水道料金等の納付につきましては、口座振替、コンビニエンスストア納付のほか、現金での納付場所として収納代理金融機関とゆうちょ銀行、また、日曜日に窓口を開設して納付の受け付けを実施しております。

決済手段としてのクレジットカード利用は、現金を持ち歩く必要もなく、クレジットカード会社による立て替え払いであることから確実に納付でき、コンビニエンスストア納付同様、24時間いつでも利用可能であることから、納付機会の拡充により利便性の向上につながると考えております。

しかし、今後の導入については、利便性の向上のほかに、費用対効果についても検証しなければならないと考えております。初期導入費用やランニングコストの負担が許容される範囲であるか、コスト負担に見合う利用率の向上が期待できるか等の課題がありますが、公金収納方法の多様化といった動きは今後も広がりを見せていくものと考えておりますので、クレジットカードを利用した収納について、近隣市町村の動向や事例等を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） じゃあ、再質問をさせていただきます。

まずはですね、銀行及びコンビニエンスストアに支払う手数料料金ね、について、年間幾らなのか、また件数と収納率について伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） じゃあ、済いません、お答えいたします。

まず、コンビニ収納、それから窓口収納、そして口座振替収納、それぞれの取り扱い件数、それから税額について申し上げます。こちら、平成29年度決算で現年度分さらに固定資産税、軽自動車税、住民税、国民健康保険税の4税を合計した取り扱い件数になります。

では、まず件数です。件数につきましては、トータルで16万7,682件でございます。これに対して、口座振替が4万5,650件、率にして27.2%です。そして、コンビニ収納です。こちらが5万4,869件、率にして32.7%。そして最後、窓口収納、こちらが6万7,163件、40.1%と割合となっております。

次、収納の税額ベースでお答えいたします。3つの納入方法、合計で、税額です、56億4,251万1,549円となります。口座振替につきましては14億2,400万7,530円、率にして25.2%。続きましてコンビニ収納です。こちら8億6,398万7,578円、率にして15.3%になります。最後、窓口収納です。こちらが33億5,811万6,441円、率にして59.5%の率になります。

それから、それぞれの支払いの手数料につきましては、収納課長のほうで答弁いたします。

○議長（吉田憲市君） 収納課長平岡正裕君。

○収納課長（平岡正裕君） では、お答えさせていただきます。

口座振替のほうの手数料につきましては、今、部長のほうからお答えしましたように、4万5,650件の件数があります。こちらのほうで手数料10円、消費税をかけまして、平成29年の実績で49万3,020円の手数料が発生しております。

続きまして、コンビニのほうの手数料ですが、同じように、部長のほうから御説明したように、年間5万4,869件の実績がございまして、こちらのほうも手数料と消費税のほうを考慮いたしまして、年間337万7,735円の実績がございまして、

以上です。

○議長（吉田憲市君） 産業建設部次長湯原一博君。

○産業建設部次長（湯原一博君） 私のほうからですね、上水道関係の調定の件数をお知らせします。調定件数が10月引き落とし分ですけれども、1万7,727件、うち口座振替が1万3,087件で74%です。またですね、納付書対応が4,640件のうち、コンビニ収納が4,116件で23%となっております。

○議長（吉田憲市君） もう一度。

○産業建設部次長（湯原一博君） 金額については、今現在、資料がありませんので、御了承願います。

○議長（吉田憲市君） 資料がないということですか。

○産業建設部次長（湯原一博君） はい。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） ありがとうございます。結構のやはり手数料はかかっているのかなというふうに、改めてね、今回こういう形でわかりました。

それではですね、税金はね、県内44市町村の中で、クレジットカードを導入している市町村は18市町村で、水道料金は県内42の水道事業体のうち8事業体が導入しているということですが、今まで、町のほうはね、このことについて、導入を検討したのか、検討したのかどうかについて伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答え申し上げます。

クレジット収納、クレジット決済の収納につきましては、納付機会の拡充、それから利便性の向上という点で、他自治体でも導入事例がありますので、これについては、導入について、費用の面とか、さらに他自治体の利用状況等について調査した経緯はございます。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） そうすると、経緯があるってということは、どういう経緯で、どういう結果が出たのかについて、じゃあ伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まず、一番大きいのは利用状況だと思います。こちら、県内で、近隣ですね、こちらで情報として持っているものが、管内の税務研究会のほうでの資料になるんですが、龍ヶ崎市、稲敷市、美浦村、牛久、河内、阿見、この6自治体なんですけど、こちらの税務研究会の中で、クレジット収納を実施しているのが龍ヶ崎市、それから美浦村、この2市村になります。例を申し上げますと、龍ヶ崎市の場合ですね、こちらにつきましては、年間で26万5,391件の収納取り扱いがございます。そのうちクレジット収納に係る件数は987件、全体の率にして0.37%。それから、美浦村につきましては、年間で5万4,372件の収納件数がありまして、クレジット収納につきましては0.1%と、件数にして72件というような状況であるということから、こちらにつきましては、答弁書にも書かせていただきましたが、費用対効果という部分について考えますと、ちょっとまだ導入はできないのかなという判断をしております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） それではですね、この初期導入費用とか、ランニングコストについて伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

クレジットカード決済に関する導入費用と維持管理費用ということなのですが、導入費用に関しましては、収納代行業者、議員のほうからも説明ありましたが、一度インターネットを介して収納手続きします。地方税の場合、ヤフーの公金収納サービスというのを、サイトを使うのが多いわけですが、そういった関係の費用として、またあと、茨城計算センターですね、そちらへのクレジット収納業務等を合わせますと、導入費用経費としましては142万円。

さらに、ランニング経費としましては、ランニングコストとしましては、約53万円。こちらはシステム利用料がメインになってきますけども、こちら龍ヶ崎市の例の利用率を参考にさせていただきますと、大体年間で600件ぐらい。これを率でかけますと、大体トータルで53万円ぐらいと。ですから、これはクレジット収納件数が伸びれば、ランニングコストも上がっていくという計算になります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） あとですね、龍ヶ崎市と美浦村で近隣ではね、導入しているっていうことですが、美浦と龍ヶ崎でね、導入した経緯がね、わかれば、ちょっとね、前にも導入しているわけですから、導入したときの経緯っていうか、どういう形で導入したかについて、わかればお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。収納課長平岡正裕君。

○収納課長（平岡正裕君） はい、お答えさせていただきます。

これは美浦村さんとか龍ヶ崎市さんに直接確認したわけじゃないことなのですが、議員おっしゃるとおり、機会の拡大とか、納税者の利便性等を考慮して導入していると思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） わかりました。先ほど、いろいろな事例を今、調査してあれしますよという話してありますが、今、近隣でね、そういう形で導入しているのでね、やはりその辺のところを早急に検討してもらいたいなというふうに思います。

また、これですね、前納奨励金制度を、これありましたが、これ何ですか、廃止した目的つ

ていうか、理由について、ちょっと伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。収納課長平岡正裕君。

○収納課長（平岡正裕君） はい、お答えさせていただきます。

前納報奨金につきましては、1年分を一括して全納していただくと報奨金がつく制度ということで理解していると思います。ただ、その前納報奨金につきましては、給料で特徴で納付している方とか、そういった方々との公平性が図れないというようなことがございまして、廃止させていただきました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） そういうね、形も、何というか、公平性が保てない部分があるということですが、でも、やはり納付するね、やっぱり形が、やっぱり今、こういう形で、いろいろな形で多様化して、またいろいろな形でね、広がりつつあるか、があるというふうに、町のほうでも認識してるってということなのでね、町民サービスのためにも、やっぱりまた収納率の向上の観点もね、これもう一度ね、早急に、私は、検討して、そして幾らかでもね、収納率アップにつなげていっていただきたいというふうに思いますので、ひとつ要望として、ひとつよろしくをお願いします。

これで終わります。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。もう1問あるでしょう。

○11番（久保谷充君） もう1つ。

○議長（吉田憲市君） 会議の再開は4時5分といたします。

午後 3時55分休憩

---

午後 4時05分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

久保谷議員。

○11番（久保谷充君） それでは、通告により、第2問目、第1問目と少しかぶるところがあるかというふうに思いますが、キャッシュレス決済の推進への支援について伺います。

平成30年4月に経済産業省は、キャッシュレス・ビジョンという政策を提示しました。それによれば、国は、日本再興戦略改訂におけるキャッシュレス決済の普及による利便性、効率向上を掲げたことを発端に、日本再興戦略2016では、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催を視野に入れたキャッシュレス化推進を示しています。

さらに、2017年5月に公表した、英語で難しく、フィンテックビジョンにおいては、付加

価値を生み出すために必要な決済記録の電子化の鍵はキャッシュレス化の推進であることなどを指摘し、キャッシュレス決済比率を政策指標として示しているながら、キャッシュレス化促進のための課題や方策を継続的に分析検討していく必要を示しています。その後、閣議決定された未来投資戦略2017年で、重要な評価指標として10年後の2027年までにキャッシュレス決済比率を4割程度とすることを目指すとしています。

日本では、まだまだ現金による決済が主流ですが、世界的にはキャッシュレス決済が急速に増えており、中国や韓国は既に50%を超えています。硬貨や紙幣の現金からキャッシュレス、カードや電子マネーへ移行するキャッシュレス化は、スマートフォンなどモバイル端末による決済や送金の普及で、今後ますます進展していくというふうに思われます。

この阿見町でも、成田空港、茨城空港からのインバウンド、アウトレットからのお客様を町内に迎え入れるときに欠かせないのがキャッシュレスだというふうに思われます。早急に準備しなければならないというふうに思います。

そこで、以下7項目について質問をいたします。

1つ、キャッシュレス決済とは何か。

2つ、国が進めているキャッシュレス決済に対して、町はどのように対応しているのか。

3つ目、キャッシュレス決済の県内及び町内の普及度合いはどの程度か。

4番目、スマートフォンを利用した決済の利点は何か。

5つ目、茨城県が取り組むスマートフォン決済の実証実験は、どのようなものか。

6つ目、阿見町商工会で取り組む予定のキャッシュレス決済の実証実験であるQRコード決済システムについて。

7つ目、阿見町商工会が取り組むキャッシュレス決済に対して、町の支援について。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） キャッシュレス決済の推進への支援についての質問にお答えします。

1点目の、キャッシュレス決済とは何かについてであります。

キャッシュレス決済とは、紙幣や貨幣等の現金を使用せずに支払うことです。具体的には、前払い型の電子マネー、即時払い型のデビットカードやモバイルウォレット、後払い型のクレジットカード等があります。

2点目の、国が進めているキャッシュレス決済に対して、町はどのように対応するのかについてであります。

国では、昨年6月に閣議決定した未来投資戦略2017において、2027年までにキャッシュレス決済比率を、現在の2割から4割程度に倍増することを目指しております。

このことを踏まえ、経済産業省では、今年4月にキャッシュレス・ビジョンを策定し、事業者におけるキャッシュレス決済の支払い手数料改善のための環境整備や、消費者に対する利便性向上と試す機会の拡大等の方向性を整理しております。また、来年10月予定の消費税増税対策として、キャッシュレス決済にポイント還元する新制度の導入等も検討されています。

町としましては、国の動向を注視するとともに、国の政策に沿って普及促進に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の、キャッシュレス決済の県内及び町内の普及度合いはどの程度かについてであります。

町内におけるキャッシュレス決済の普及度合いは把握しておりませんが、県内における普及度合いにつきましては、平成26年商業統計調査の小売業における販売方法別年間商品販売額において、クレジットカードと電子マネーの合計は、全国が16.1%、茨城県が15.2%となっております。

4点目の、スマートフォンを利用した決済の利点は何かについてであります。

主な利点としては、まず、スマートフォンを利用することで専用の端末を準備する必要がないため、システム導入時の初期費用を比較的安価に抑えられること。また、海外では既にQRコードを利用したスマートフォン決済が普及していることから、インバウンド等の新たな顧客獲得が期待できること等があります。

5点目の、茨城県が取り組むスマートフォン決済の実証実験はどのようなものかについてであります。

県中小企業課によると、中小企業を対象に、QRコードを利用したスマートフォン決済の実証実験に取り組むとのこと。場所や時期等の詳細につきましては、決済事業者と調整中とのことであります。

6点目の、阿見町商工会で取り組む予定のキャッシュレス決済の実証実験であるQRコード決済システムについてであります。

阿見町商工会では、ITを活用した販路開拓支援の一環として、ニッポンタブレット株式会社との連携により、QRコード決済システムの導入に関する説明会を開催しております。このQRコード決済システムは、一定期間、アマゾンペイの決済手数料0%、タブレット端末導入のレンタル料が0円等の特徴があると聞いております。

7点目の、阿見町商工会が取り組むキャッシュレス決済に対して町の支援についてであります。

町では、平成29年度から商工会新規事業特別支援補助金制度を設け、阿見町商工会が地域活性化策として新たに取り組む事業を支援しております。キャッシュレス決済の取り組みにつき

まして、必要な経費について当該補助金制度を活用いただけるのではないかと考えております。ほかにも、町内事業者がキャッシュレス決済を導入する際には、国の支援制度等も積極的に活用いただければと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） 今回の通告してからね、いろいろなニュース等が随分出てきました。その中で、国がね、2019年、消費税10%に引き上げた後に、クレジットカードなどでキャッシュレス決済を使用した場合に、購入額の2%をポイント還元するという検討をしているということであります。その中で、経済産業省出身の大井川知事は、10月12日の記者会見で、公共料金の電子マネー決済解禁について述べております。新聞記者の、「県から内閣府の方に提案をしていた電子マネーを使った公共料金収納が総務省のほうで認められる方向で動き出しているということなのですが、これについて、今後の展開などを含め、知事のほうではどう受けとめているか教えてください」という質問に対して、大井川知事は「今後、インバウンドの海外旅行者などのことも考えると、支払い手数料が現金以外のもの、最近どんどんキャッシュレスになってきていますので、そういうものに対応していくというのは非常に重要なのではないかと考えています。クレジットカードは携帯を使った支払いというのが、特にアジアのインバウンドのお客さんだと一般的になっているという状況でございますので、今回の総務省の通達を受けて、電子マネーの活用を県内に広げていくことのきっかけになればいいのではないかと考えています」と答えています。

このことについて、町のほうは、どのように、今、考えていますか。よろしく申し上げます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） キャッシュレス決済につきましては、国の指針、総務省、消費税対策として中小企業でキャッシュレス決済した際にポイント還元を、増税後2020年の夏まで、東京オリンピック開催までの9カ月間実施する考えが示されているというふうなことも一つ、先ほど久保谷議員から言われたとおり、考えております。

考え方としては、やはり阿見町としても、キャッシュレス決済を普及させていくというふうなことが重要なんじゃないかなというふうには、私どもも思っております。そのために、今回、商工会のほうでは、QRコード決済システム、特に中国系、アジア系のインバウンドの観光客に関して、QRコードの決済が非常に普及しているというようなことも踏まえて、阿見町にインバウンドで来られる方がどれほどいるかはわかりませんが、消費者の利便性の向上を図るという観点では、やはりそういったものを普及していくということは大切なんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） それとですね、先ほどもね、答弁もあったというふうに思いますが、県内の企業への普及拡大ということでね、県は、中小企業を対象にスマートフォン決済の実証実験に取り組むことを決めましたということがありましたがね、茨城をスマホ決済先進県ということで、阿見町商工会の取り組むキャッシュレスの実証実験ですね、QRコード決済に商工会が、町が連携して、阿見町をね、スマホ決済の先進の町というふうに考えてはどうかというふうに、ちょっと思うんですが、どのように考えておりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 商工会のほうでも、昨日、商工会の方に説明会をしたということを知っています。その中で13事業者ですかね、商店の方ですかね、13の方が参加をいただいで、7事業者が導入を検討しようかなというふうなことで言っているみたいだということで、私どものほうに情報提供はされております。

問題は、商工会の会員の、何と申しますか、店舗さんが、商店の方が普及をしていただいても、やはり消費者がそれに対応できなければ、なかなか難しいんだろうというふうに思います。そういった意味で、今回、商工会さんが実証実験を行うというふうなことでするので、いかに町内の方に普及啓発をしていくかということが大きなポイントになってくるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺は町も含めて、先ほど、支援策ではないですけども、PRに係る部分について支援することはできるんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） 町でもね、先ほど言いましたが、成田空港、茨城空港からのインバウンド、アウトレットからのお客さんを町内に迎え入れることの中でね、欠かせないのがキャッシュレスだというふうに思いますが、こういうやつもね、町のね、例えば予科練記念館の入館料とか、そういう町の主要の料金等にもね、キャッシュレスっていうかQRコードでね、できるような形で町も取り組んでけば、またいいのかなというふうに思っていますが、その辺についてはどのように思いますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 私どものほうの担当になりますと、予科練平和記念館の関係になると、町のいろんな手数料だとか、いろんな部分にも波及してくる部分もあるかと思しますので、それは町の中で、そういった部分の普及度合いの中で、適切に検討されるべきものだというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） ぜひともね、いろいろな形で検討を早期にさせていただきたいという

ふうに思います。

そこでね、平成29年度から商工会新規事業特別支援補助金制度を設けて、商工会が地域活性化策として新たに取り組む事業を支援しております。キャッシュレス決済の取り組みにつきましても、必要経費等について補助金制度を活用していただけるものではないかということと、町内に業者がキャッシュレス決済を導入する際に、国の制度も含め積極的に活用していただければと考えているということなんですが、最初の、新規事業特別支援補助金制度ね、これは来年いっぱいまで終わりだというふうに思いますが、そういう中で、今後についてはどんなふうを考えているのかについて伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 今回の支援制度について、町長の答弁にございました商工会新規事業特別支援補助金制度、これは確かに来年度、31年度末でこの補助制度は終わってしまうということがございます。これは考え方としては、商工祭りあるいは桜まつりの中で、いろんな拡大する新しい事業を盛り込んでる部分についてというふうなことも1つ主眼に置いてたところもあるんですけども、それ以外にも、商工会の中で、地域経済の発展だとか観光振興に役立つ部分について、新規に取り組んでいくというふうな部分については、町もその分を支援していきましょうよというふうな補助金でございます。

今後については、来年度っていうか、今年度からそういうQRコードのというかキャッシュレスの部分について、商工会のほうで取り組んでいくというふうなことであるならば、この補助制度をぜひ活用していただいて、PR、普及啓発等について使っていただきたいというふうには思っております。

ただ、32年度からの部分について、今ここでどうしようかというふうなところを、町のほうで持っているものはございませんので、そういった推移を見ながらですね、今後の考え方については整理をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） だからね、来年度はね、実証実験も来年年なわけですから、やはり実証実験の場合には、そんなにいろいろな形で、金銭的な形で参加してくれるところもかかってこないというふうに思いますよね。そういう中でね、一番大事なのは、来年度以降の話で、来年度以降は、今度はこの補助金なくなっちゃいますよということなんで、だからそれからすると、やっぱり来年度以降を、やっぱりどういうふうにしていくかっていうことが、やはり町もよく考えながらね、やったほうが良いというふうに思います。

あとね、国の支援制度も積極的に活用していただければというふうなやつも答弁にありますが、こういうことを言って、答弁しているようではね、やはり時代のあれに、私は、乗りおく

れてしまうのかなというふうに思いますが。だから、その辺について、どのように考えているかについて、さっきの件と2つお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 新規事業補助金については、来年度はまだ残っているということですので、それも活用していただきたいと思います。31年度までは、補助金、そういう制度はありますので、32年度からの部分については、まだ考え方が整理されてないということですし、商工会もまだ、このQRコードの中身について、どういうふうな支援を求めてくるかも、ちょっとわかってはいないので、32年度については、また改めて、どういうふうな考え方で行くかということは、整理させていただきたいということをお願いいたします。

○11番（久保谷充君） 国の話しなかったっけ。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 国の支援制度はですね、濟いませぬ、国の支援制度は、これは商工会に対しての支援制度は、町の支援制度は商工会に対する支援制度なんですけれども、国の制度は、これは中小企業ですとか、あるいは商店、個人商店主に対して、その機器の導入ですね。これは軽減税率対策補助金という、まさに今回の消費税の部分について、例えばタブレット、PC、スマートフォン、それに付随する機器等を導入するときに支援をできるというふうな補助制度がありますので、個人事業主さんについては、そういう補助制度をぜひ活用していただいて導入をしていただければというふうに思います。

そういったPRについても、商工会と連携しながら、個人事業主さん、店舗さんのほうにはPRしていく必要があるんだろうというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） 商工会で実証実験を来年度やる予定をしているというふうに思いますので、その後については、町はどのような形で、どういう支援とか、そういうことを考えているのか伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 同じ回答で申しわけないんですけど、31年度までには支援はさせていただきたいと思います。これは商工会に対しての支援ということになるんですけども、町の単独の補助金ということですね。で、32年度については、既存の今の新規事業補助金が終わってしまうんですけども、32年度以降については、まだどういうふうな形で支援ができるか、あるいはそういったものをまだ精査してないということなので、そういったものを商工会ともよく話し合いをさせていただきながら、精査をした中で考えていきたい、考えていくといひますか、どういうものかということ整理していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○11番（久保谷充君） 部長ね、商工会に支援がどうのこうのっていう話をして、やっぱりね、今、答弁しておりますが、私は、商工会も、やはり町もね、商工会で町は関係ねえんだみたいだね、答弁してますが、やはりこれ一体となってね、やっぱり今後は、いろいろな面で考えていなくちゃ、これは遅れてきますよと、私は思ってます。だから、その辺については、やはりこれからね、一緒になってね、町もそういうことにね、さっき言った予科練記念館じゃないけど、そういうQRコードでできるような形とか、やっぱりどどんね、支払いについては多様化しているわけだから、その辺のところをやっぱり考えながら、いろいろやっていただきたいなというふうに思います。

また、今ね、商工会でも、プレミアム商品券等、販売しながら、いろいろ形でやっていますがね、やはりこれ、今、商工会のほうでもいろいろなデータをとるためにね、やってる部分もあります。そういう中で、やはりQRコードで使えるようになれば、いろんな形でそれは利用できてね、で、いろいろな情報も中からとれるというふうなことだというふうに思いますよね。だから、そういう中で、やはり若い人たちとかね、そういう形で、町内のね、やっぱり消費を高めるためにも、やはりそういうことを、商工会もそうですけど、町もそういうことを、やっぱりいろいろな形で協力しながらやっていただければ、やはり幾らかでも町内で消費が拡大できるのかなというふうに思いますので、ぜひともね、早期に商工会とも、補助金やってっからいいんじゃないくて、町も一緒にやっていただければありがたいなというふうに思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上、終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、11番久保谷充君の質問を終わります。

---

#### 休会の件

○議長（吉田憲市君） 次に日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月7日から12月17日までを休会としたいと思ます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午後 4時30分散会

第 4 号

[ 12 月 18 日 ]

## 平成30年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成30年12月18日（第4日）

### ○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
高齢福祉課長	湯原勝行君
国民年金課長	小林俊英君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
上下水道課長	井上稔君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成30年12月18日 午前10時開議

- 日程第1 議案第100号 阿見町介護保険条例の一部改正について  
議案第101号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
議案第102号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第103号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について  
議案第104号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第105号 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号）  
議案第106号 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第107号 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第108号 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第109号 平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第110号 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第111号 平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議員派遣の件
- 日程第4 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

議案第100号	阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第101号	阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第102号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第103号	阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
議案第104号	阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君） 日程第1、議案第100号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第101号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第102号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第103号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第104号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

本案5件については、去る12月4日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成30年12月7日午後1時56分に開会し、午後2時19分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長を初め18名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でした。

初めに、議案第100号、阿見町介護保険条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第100号、阿見町介護保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第101号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第101号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第102号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第102号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第103号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第103号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成30年12月10日午前9時59分に開会し、午前10時31分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長を初め9名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第104号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正についてに対して質疑を許しましたところ、質疑なく、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第104号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第100号から議案第104号までの5件については、委員長報告は原案可決であります。

本案5件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号から104号までの5件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第105号	平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
議案第106号	平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第107号	平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第108号	平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第109号	平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第110号	平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第111号	平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、議案第105号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第106号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第107号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第108号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第109号、平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第110号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第111号、平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

本案7件については、去る12月4日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月7日午前10時に開会し、10時36分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のために、執行部より千葉町長を初め25名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でした。

議案第105号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち総務常任委員会所管事項、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料、どのような形での雇用になるのかとの質疑に対し、1年ごとの契約で雇用をしている状況で、継続しての雇用ということではございませんとの答弁。

年度またいで翌年も同じような業務をやってもらおうということは今のところ考えてないのかとの質疑に対し、会計年度任用職員制度に制度のほうに移行になれば、それは継続雇用という形になるかと思えますとの答弁。

4月1日から3月31日まで臨時職員として働いていて、それを継続雇用で翌年もまた4月1日から3月31日までの1年で契約するというような形になるわけですかとの質疑に対し、フルタイムの場合は退職手当等の支給等も可能になるということで、そういった方については継続雇用という形になる。本当の臨時的職員については、会計年度任用職員ではなくてですね、臨時的任用職員という職員制度も新たにできますので、そういった方については単年度、その期間ごとの雇用ということになりますとの答弁です。

また、会計年度任用職員が導入されることによるメリットについては、各種手当の支給が可能になるという部分と時給単価がアップするという。課題としては、扶養の範囲内での勤務をしてきた方は、期末手当が支給になるとかで時給が上がることにより、扶養から外れてしまうという課題もあるという答弁でした。

広報活動費の委託料4万6,000円アップしている理由はとの質疑に対し、ホームページ管理運営業務委託料でございます。ホームページの内容でございますが、町がどの程度要望してその内容に介入しているのかとの質疑に対し、一概にホームページ等をどのように委託しているかというのを言えないのですけれども、阿見町においては担当職員2人が精いっぱいつくっている状態ですとの答弁。

会計年度任用職員制度、制度概要について教えていただきたいとの質疑に、地方公共団体ごとに臨時職員等の取り扱いがまちまちだったということで、地方公務員法、地方自治法の一部改正により任用条件、それから勤務条件、服務規律等の整備を図るということで導入された制度である。会計年度任用職員の給与、それから任用条件等について、各市町村において条例を

定めていくことになるとの答弁でした。

続きまして、業務委託。コンサルにお願いするということになるんですけども、委託内容また調査内容はどのようにお考えなのかという質疑に対し、会計年度任用職員制度への移行を図るための支援業務ということ。非常勤職員の現状把握、任用状況、移行案への整理を行っていくということです。そして、運用方法の調整、それから規律整備の事前準備、これを今年度実施する予定であります。規律整備の課題ですが、それから現行の規律に影響をどれくらい与えるのかと、影響範囲内の調査等を今年度行っていくとの内容でした。

また、31年度実際の規律整備を行う予定と。会計年度任用職員の給与、これから勤務時間等に関する例規規定を初めとして、各種条件、それぞれの規則の改正における支援をしていただくということで、条例案の作成をお願いするということです。

続きまして、防災管理費、備品修繕料の内容についての質疑に対し、町の指定避難場所であるかすみ公民館に設置しております防災備蓄倉庫にかかる修繕料との答弁です。

需用費の公用車燃料代42万円なんですけど、今回の補正で組まれた要因はどの質疑に対し、このところ年末にかけましてガソリン代が急騰しており、予算時には、1リットルにつきレギュラーガソリンが130円、軽油が104円ということでしたが、直近の10月につきましては、レギュラーガソリンが146円、軽油につきましては122円、16円ほど値上がりしており、それに伴いまして不足分の補正ということですよとの答弁。

給油場所、油脂単価の決定方法についてはどの質疑に、給油場所につきましては町内のガソリンスタンドどこでも給油できる、料金につきましては1カ月に1度、阿見町に組合があり、そちらのほうと毎月協定のような形で金額を決めさせていただいておりますとの答弁。

需用費のところにある144万円の内訳をお願いしますとの質疑に、印刷費のトナー、コピーの用紙代という答弁でした。

以上、質疑と答弁の内容を報告させていただきました。

続きまして、質疑を終結し、討論に入り、討論なく、採決に入り、議案第105号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に議員各位の御賛同をお願いしたく申し上げ、委員長報告といたします。

また、重ねてお願い申し上げます。日々寒さが増しております。皆様におかれまして御自愛のほどお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第

105号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち民生教育常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、高齢者福祉事務費の中の地域医療介護総合確保基金事業補助金3,200万についての質疑があり、年度内に地域密着型の介護保険事業所のほうを建設いたしますので、その建設にかかわる県の補助金です。県の補助金の単価で3,200万円と規定されていますので、3,200万円の補助金となりますとの答弁でした。

次に、埋蔵文化事業の調査委託料48万1,000円の内容について質疑があり、試掘調査の調査委託料であり、当初15回見込んでいましたが既に12回執行しており、また現在既に試掘が必要な申請が4件出ており、予算が不足するというので補正をさせていただくものですとのことでした。多くなった理由としては、太陽光発電の申請、アパート申請が増えてきて、試掘が必要となってきています。そのうち本掘に進んでいくものは、おおむね1割から2割です。本掘をすると、保存するような物が出てきますので、中央公民館2階の資料室や旧の実穀保育所跡地の保管倉庫、図書館の脇の倉庫に保管していますとの答弁でした。

次に、学校施設整備事業について質疑があり、それに対しては第一小学校空調設備、舟島小学校の設備改修工事、それから君原小学校と阿見第二小学校の空調設備工事が含まれています。努力目標としては、7月末までに工事を完了したいと考えていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第105号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち民生教育常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、議案第106号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を許しましたところ質疑なし、討論に入り討論なし、採決に入り、議案第106号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第109号、平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、質疑を許しましたところ、質疑なし、討論に入り、討論なし、議案第109号、平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第110号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし、討論に入り、討論なし、議案第110号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第105号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、農業振興費で新規就農者支援事業負担金補助金及び交付金、この内容についての質疑があり、執行部からは、国の事業を活用し、45歳未満の認定新規就農者に対しまして、経営が不安定な就農直後の経営確立を支援する資金を交付するものです。

今回の増額の理由については、平成30年度当初予算では、継続の5名と新規4名分の計9名分の1,136万円を計上しておりました。しかし、新規で夫婦等の共同経営の認定により75万円の増、それと新規で1人増ということで75万円の増、合計150万円の増の支援をするものととの答弁がありました。

次に、町債の土木費道路舗装繕事業費1,870万円の増についての質疑があり、執行部からは、制度の改正があり、対象となる事業がこれまでは舗装のみだったが今年から側溝整備についても対象になるということで、その不足金額分を補正計上しましたとの答弁がありました。

次に、農業基盤整備事業の減額の理由についての質疑があり、執行部からは、平成30年度の活動組織は11組織、取り組み面積は327.6ヘクタール、交付金確定額は1,476万7,332円となり、交付金額が確定したためですとの答弁がありました。

次に、特定地区道路整備事業160万円の測量の場所はどこですかとの質疑があり、執行部からは、本郷小学校の通学路となります。荒川本郷地区におきます都市地区施設道路となりますとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第105号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第107号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を許しましたところ、公共下水道の整備事業630万円の内容についての質疑があり、執行部からは、内訳といたしまして、測量設計監理委託料130万円、工事請負費として500万円ですと答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第107号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第108号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を許しましたところ、小池地区農業集落排水事業の委託料契約の内容についての質疑があり、執行部からは、契約は黄金開発商事といたしており、処分としまして1トン当た

り7,560円の処分費ということで契約しておりますとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第108号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第111号、平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を許しましたところ、修繕費370万円の内容についての質疑があり、執行部からは、消火栓の追加修繕及び今年度末までの漏水等による緊急修繕費用ということで計上しましたとの答弁がありました。

次に、工事請負費についての質疑があり、執行部からは、住吉地区の布設替工事並びに水道整備要望路線の追加工事に伴う増額補正ですとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第111号、平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第105号から議案第111号までの7件については、委員長報告は原案可決であります。

本案7件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号から議案第111号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議員派遣の件

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則121条の規定により、別紙のとおり議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

---

#### 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（吉田憲市君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長を初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして、平成30年第4回阿見町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前10時34分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 田 憲 市

署 名 員 井 田 真 一

署 名 員 高 野 好 央

## 参 考 资 料

平成30年第4回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第105号</p>	<p>平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第100号 議案第101号 議案第102号 議案第103号 議案第105号 議案第106号 議案第109号 議案第110号</p>	<p>阿見町介護保険条例の一部改正について 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第104号 議案第105号 議案第107号 議案第108号 議案第111号</p>	<p>阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） 平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）</p>

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成30年10月～平成30年12月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	10月12日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回臨時会会期日程等について</li> <li>・その他</li> </ul>
	11月27日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回定例会会期日程等について</li> <li>・その他</li> </ul>
民生教育 常任委員会	11月15日 ～ 11月16日	兵庫県篠山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の跡地利活用事業について（篠山 チルドレンズミュージアム）</li> </ul>
		兵庫県神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の跡地利活用事業について（北野 工房のまち）</li> </ul>
産業建設 常任委員会	11月8日 ～ 11月9日	長野県塩尻市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・矢沢加工所企業組合の取り組みについ て</li> <li>・塩尻市の農産物加工所の取り組みにつ いて</li> </ul>
議会だより 編集委員会	10月4日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第158号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	10月10日	東京都千代田 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度町村議会広報研修会</li> </ul>
	10月18日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第158号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>

議 会 報 告 運 営 委 員 会	10月19日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会報告会資料の検討について</li> <li>・ 時間配分の検討及び役割について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	10月29日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会報告会の開催について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	11月11日	中央公民館、 本郷ふれあい センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回阿見町議会報告会</li> </ul>
議 会 中 継 推 進 委 員 会	10月23日	茨城県土浦市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土浦市議会の議会中継の取り組みについて</li> </ul>
		茨城県龍ヶ崎 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 龍ヶ崎市議会の議会中継の取り組みについて</li> </ul>
	11月14日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会中継の検討について</li> <li>・ その他</li> </ul>
全 員 協 議 会	10月19日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合運動公園陸上競技場スタンド改築 工事について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	10月30日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成31年度3か年実施計画について</li> <li>・ 平成31年度町行政施策及び予算要望に おける回答について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	11月26日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いきいき茨城ゆめ国体セーリング競技 リハーサル大会の報告について</li> <li>・ 阿見町第6次総合計画後期基本計画の</li> </ul>

全 員 協 議 会	11月26日	全員協議会室	<p>進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稲敷エリア広域バスの一部路線廃止について</li> <li>・ 荒川本郷地区調整池整備工事の設計変更について</li> <li>・ 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて</li> <li>・ その他</li> </ul>
-----------	--------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	10月17日	全員協議会 ・平成30年度第2回議会定例会 提出議案の説明 ・基幹的設備改良事業について		久保谷充 永井義一
	10月26日	第2回定例会 ・権利の放棄について ・平成29年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について ・平成31年度龍ヶ崎地方衛生組合賦金割合について	原案可決 原案認定 原案可決	久保谷充 永井義一
牛久市・阿見町 斎場組合	11月24日	全員協議会 ・平成30年度第2回議会定例会 の議案説明について ・斎場運営状況報告・アンケート 調査結果報告について		柴原成一 難波千香子 野口雅弘
	11月24日	第2回定例会 ・平成30年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第1号） ・平成29年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について	原案可決 原案認定	柴原成一 難波千香子 野口雅弘

稲敷地方広域市 町村圏事務組合	11月5日	全員協議会 ・報告事項について		樋口達哉 石引大介
	11月5日	第2回定例会 ・稲敷地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について ・平成29年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算について ・平成29年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計歳入歳出決算について ・平成30年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号） ・平成31年度稲敷地方広域市町村圏事務組合関係市町村の分賦割合について ・専決処分の報告について（和解に関すること） ・専決処分の承認を求めることについて（平成30年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）	原案同意 原案認定 原案認定 原案可決 原案可決 原案承認 原案承認	樋口達哉 石引大介